2024年度

教 育 要 項

大阪医科薬科大学 大学院医学研究科

医学専攻博士課程

目　　次

大阪医科薬科大学「建学の精神」・「学是」 …… 1
大阪医科薬科大学大学院医学研究科３つのポリシー …… 2
　アドミッションポリシー　カリキュラムポリシー　ディプロマポリシー
医学研究科アセスメントポリシー …… 4
学事日程 …… 5
医学研究科博士課程研究指導年間スケジュール …… 6
学位取得までの履修モデル …… 8

＜各種規程 他＞
　大阪医科薬科大学　学則 …… 9
　大阪医科薬科大学　大学院学則 …… 27
　大阪医科薬科大学　大学院医学研究科規程 …… 38
　大阪医科薬科大学　大学院医学研究科博士課程履修細則 …… 44
　大阪医科薬科大学　学位規程 …… 50
　大阪医科薬科大学　大学院医学研究科学位規程施行細則 …… 55
　大阪医科薬科大学　大学院医学研究科医学専攻博士課程における在学年限の特例に関する細則 …… 63
　大阪医科薬科大学　大学院医学研究科長期履修規程 …… 65
　大阪医科薬科大学　学生等懲戒規程 …… 68
　大阪医科薬科大学　ティーチング・アシスタント規程 …… 76
　大阪医科薬科大学　医学研究科及び看護学研究科リサーチ・アシスタント規程 …… 78
　大阪医科薬科大学　大学院医学研究科医学専攻博士課程給付奨学金支給規程 …… 80
　学校法人大阪医科薬科大学　大阪医科薬科大学鈎奨学基金規程 …… 82
　学校法人大阪医科薬科大学　大阪医科薬科大学鈎奨学基金規程細則 …… 86
　大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報保護についての基本方針 …… 89
　大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報の利用目的 …… 90

＜共通科目＞
　統合講義 …… 91
　統合講義日程 …… 92
　基礎研究法実習 …… 93

＜専攻授業科目＞
　解剖学 …… 95
　生理学 …… 97
　生化学 …… 99
　薬理学 …… 103
　創薬医学 …… 105
　病理学 …… 109
　微生物学・感染制御学 …… 113
　衛生学・公衆衛生学 …… 117
　法医学 …… 123
　社会・行動科学 …… 127
　医療統計学 …… 129
　内科学Ⅰ …… 133
　内科学Ⅱ …… 137
　内科学Ⅲ …… 141
　内科学Ⅳ …… 145
　腫瘍内科学 …… 149

総合診療医学 …… 151
眼科学 …… 153
皮膚科学 …… 157
小児科学 …… 159
神経精神医学 …… 163
口腔外科学 …… 167
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 …… 171
産婦人科学 …… 175
一般・消化器外科学 …… 179
胸部外科学 …… 181
脳神経外科学 …… 183
整形外科学 …… 187
放射線診断学 …… 189
放射線腫瘍学 …… 191
泌尿器科学 …… 193
麻酔科学 …… 195
形成外科学 …… 197
リハビリテーション医学 …… 201
救命救急医学 …… 205

＜連絡事項＞
連絡事項 …… 209

大阪医科薬科大学　建学の精神

『 国際的視野に立った良質の教育、研究および医療の実践を通して至誠仁術を体現する医療人を育成する 』

大阪医科薬科大学　学是

『 至誠仁術 』

至誠とは孟子の「至誠にして動かざる者は、未だ之れ有らざるなり」に由来しています。

「至誠仁術」には「誠実」、「医学・薬学・看護学教育」、「医学・薬学・看護学研究」、「実地医療」、「国際化」といった５つのキーワードが込められています。

吉津度の唱える「救世仁術」における「救世」は、豊かな人間性に基づくもので、人格として最高の表現とされる「integrity（誠実性）」に共通すると考えられます。この「integrity」の持つ崇高な人間性は、孟子の「是の故に誠は、天の道なり。誠を思うは、人の道なり。至誠にして動かざる者、未だ之れ有らず。誠あらざれば、未だ能く動かす者有らず。」における「至誠」に相当、或いは共通すると考えられます。

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科医学専攻博士課程３つのポリシー

アドミッションポリシー（入学者受入の方針）

大阪医科薬科大学大学院医学研究科博士課程は、建学の精神「国際的視野に立った良質の教育、研究および医療の実践を通して至誠仁術を体現する医療人を育成する」と学是「至誠仁術」をもとに、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

求める学生像

上記の目的を達成するため、次のような資質をもつ人材を求めています。

1．医学・医療について関心をもち、科学的探究心を有する人
2．自ら研究課題を設定し、積極的に探求する人
3．自らの研究成果により人類・社会に貢献しようとする人
4．最先端の医学・生命科学を創出・追及しようとする人
　または最先端の医療技術を開発・普及しようとする人
5．研究分野、地域社会、国際社会において卓越した活躍を目指す人

入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するため、研究の遂行・発表に不可欠な英語の基礎的読解力・理解力を「外国語試験」により、研究に対する意欲、志望する研究分野に対する知識や理解度については「専攻授業科目及び面接試験」により評価し、総合的な評価・判定により合格者を決定します。

カリキュラムポリシー（教育課程編成の方針）

大阪医科薬科大学大学院医学研究科博士課程は、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、４年間でディプロマポリシー（学位授与の方針）を達成するために、以下のカリキュラムを編成・実施しています。

1．共通科目「統合講義」
　本講義は第１学年必修科目であり、研究者として不可欠な「研究倫理」「安全対策」「実験動物」「医療統計学」「学位論文の書き方」などについて学修する。
2．共通科目「基礎研究法実習」
　本実習は必修科目であり、原則として第１学年から第３学年の間に、基礎医学系の研究室において基本的な実験・研究手法を修得する。
3．研究経過報告・研究成果発表会
　全学生が他の学生や指導教員以外の教員に対して研究内容を発表し討論することで、自らの研究に対する理解を深め、今後の研究方針を定めるのに役立てる。
4．専攻授業科目
　講義、実習、演習を通して、自立した研究者となるのに必要な各分野における知識・技術を修得するとともに、学会発表や論文作成に関する指導を受ける。
5．大学院特別講義
　国内外の著名な研究者による講演を受講することにより、研究者としての視野を広げる。
6．国内外の研究機関への留学
　最先端の技術を修得し、国際的視野を広げるため留学の機会を提供する。海外留学に対しては、適正な審査の後に、本学独自の奨学金が付与されることがある。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

大阪医科薬科大学大学院医学研究科では、大学院学則に定める期間医学研究科に在学し、所定の単位を修得し、各専攻授業科目が教育要項に定める学位授与のために修得すべき内容を修得し、学位論文の審査を経た者に学位（医学）を授与します。

学位授与基準

４年の在学年限あるいはそれ以上在学して31単位以上を修得するとともに必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には博士（医学）の学位を授与します。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、３年以上在学すれば足りるものとしています。

学位論文審査基準

学位論文の審査は、以下の項目について行われます。

１．研究に独創性・新規性がある
２．研究目的が合理的である
３．研究計画、研究方法、結果の解析・解釈が妥当である
４．研究結果に発展性があり、当該分野に学術・応用面で貢献する
５．研究の背景・意義をよく理解し、発表において明瞭に説明できる
６．発表・質疑応答が論理的・明晰である

医学研究科 アセスメントポリシー

	入学時	在学中	修了時
課程レベル （研究科レベル）	入学試験	・修得単位数 ・在学生に対するアンケート調査 　カリキュラム評価 　学修状況・研究時間数 　研究指導状況 ・カリキュラム評価委員会による評価 ・研究計画進捗状況 　研究成果発表審査終了状況 　学会発表・論文投稿 　学位論文作成進捗状況 ・在籍学生数 　（全体・専攻課程・コース） ・在籍年数 ・休学率、退学率、在学年限延長率	・修了要件 　単位修得状況 　学位論文提出 　学位論文審査・最終試験 ・休学率、退学率、在学年限延長率 ・就職率、進学率 ・修了生に対するアンケート調査 　カリキュラム評価 　ディプロマポリシー到達度調査 　学会発表数、論文投稿数 ・修了時調査 　就職先 ・在籍年数
授業科目レベル		・成績評価 ・授業評価(学生)	・成績評価

2024年度 大学院医学研究科博士課程学事日程

＜前　期＞	
4月4日（木）	3学部・3研究科合同入学宣誓式
4月8日（月）	前期開始・前期授業開始
4月15日（月）	（第1回）学位申請受付開始
5月13日（月）	（第1回）学位申請受付初回締切
5月20日（月）	（第1回）学位申請受付最終締切
6月1日（土）	創立記念日
6月12日（水）	医学会春季学術講演会
7月10日（水）	（第1回）学位論文審査
7月19日（金）	（第1回）学位論文審査
7月24日（水）	（第1回）学位論文審査
7月29日（月）	研究成果発表会
7月31日（水）	（第1回）学位論文審査
8月5日（月）	研究成果発表会
9月27日（金）	秋季学位記授与式（予定）
9月30日（月）	前期終了
＜後　期＞	
10月1日（火）	後期開始・後期授業開始
10月15日（火）	（第2回）学位申請受付開始
11月11日（月）	（第2回）学位申請受付初回締切
11月18日（月）	（第2回）学位申請受付最終締切
11月20日（水）	医学会秋季学術講演会
12月29日（日）	年末年始休暇開始
1月3日（金）	年末年始休暇終了
1月6日（月）	研究経過報告・研究成果発表会
1月10日（金）	（第2回）学位論文審査
1月15日（水）	（第2回）学位論文審査
1月17日（金）	（第2回）学位論文審査
1月20日（月）	研究経過報告・研究成果発表会
1月23日（木）	（第2回）学位論文審査
1月27日（月）	研究経過報告・研究成果発表会
1月29日（水）	（第2回）学位論文審査
1月31日（金）	（第2回）学位論文審査
2月3日（月）	研究経過報告・研究成果発表会
2月10日（月）	研究経過報告・研究成果発表会
2月17日（月）	研究経過報告・研究成果発表会／統合講義終了
3月21日（金）	春季学位記授与式（予定）
3月31日（月）	後期終了

※統合講義日程については、当該頁を参照してください。
※学位審査に関わる日程については変更することがあります。

大学院医学研究科博士課程　研究指導年間スケジュール

Ⅰ．指導体制とスケジュールについて

1．趣旨

4年間の在学年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、博士の学位を取得できる指導体制を次のようにする。指導教員は1名（学位取得の助教以上であること）とし、指導教授とともに相互に綿密な連携を取りつつ適切な指導体制を組織する。

2．学年次ごとのスケジュール

下記に基本的なスケジュールを示す。

1）第1年次

4月　　指導教授による研究指導担当教員の割振り
5月～6月　研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出
7月～8月　第2学年以上の研究成果発表会（前期）の聴講
1月～2月　研究経過報告発表抄録の提出と研究経過報告発表 ※1
3月～2月　研究進捗状況報告書の提出

2）第2年次

4月　　指導教授による研究指導担当教員の割振り
5月～6月　研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出 ※2
7月～8月　研究成果発表会抄録発表抄録の提出と研究成果発表会（前期）
1月～2月　研究成果発表会抄録発表抄録の提出と研究成果発表会（後期）※3
3月～2月　研究進捗状況報告書の提出

3）第3年・第4年次

4月　　指導教授による研究指導担当教員の割振り
5月～6月　研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出
7月～8月　研究成果発表会抄録の提出と研究成果発表会（前期）※4
1月～2月　研究成果発表会抄録の提出と研究成果発表会（後期）※5
3月～2月　研究進捗状況報告書の提出

※1　　本人の希望により研究成果発表として審査判定を行うこともできる。
※2　　前年度研究計画の見直しおよび、研究計画の変更等による。
※3～5　前回発表で審査終了した者は再度発表の必要はない。

Ⅱ．研究計画書と研究経過報告・研究成果発表会について

1．研究計画書の作成

1）様式

・各自、医学研究科ホームページより書式をダウンロードし作成する。
・大学院生と指導教員による研究指導計画書を作成のうえ、指導教授・指導教員・大学院生それぞれ捺印のうえ、提出期日までに学務部医学事務課へ提出する。
・A4サイズ1枚に収まるように作成する。

2）提出期限・提出場所・提出部数

・提出期限：学務部医学事務課より指定された期日
・提出場所：学務部医学事務課（新講義実習棟4階）
・提出部数：1部

3）研究計画書の構成

研究計画書は概ね以下の内容で構成されるものとする。

(1) 研究題目

具体的な研究題目の紹介

(2) 研究計画と研究方法の概要

研究の背景、研究の目的・意義、研究の方法、期待される研究成果など

(3) 研究指導計画

(4) その他

研究倫理（「人を直接対象とする研究」は研究倫理審査を受けること）

2．研究経過報告・研究成果発表会の開催

・発表会は、原則として７～８月および１～２月に開催する。
・発表時間は一人10分とし、10分の質疑応答・意見交換を行う。
・発表は原則としてパワーポイントを用いる。
・研究経過報告・研究成果発表会には本学医学部教員および学生等、医学研究科関係者は参加できる。

1）研究経過報告

(1) 目的

大学院第１学年の終りに各自が研究のテーマや方向性について考え、次年以降の研究計画の具体化に役立てる機会とする。

(2) 実施方法

・１～12月の統合講義にて行う。
・評価は行うが、「審査終了」の判定は行わない。
・口頭発表：発表10分、質疑応答10分とする。
・発表内容：研究の「背景」「目的」を中心に発表する。「計画」「準備」等が進んでいれば発表も可とする。
・発表者からの質問、審査員からの提案の場とする。
・本人が希望すれば、「研究成果発表会」として扱い、「審査終了」の判定を行う。

(3) 評価項目

① 研究課題の背景についての理解度
② 研究の目的と意義についての理解度
③ 研究計画と研究手法についての理解度と妥当性
④ 研究の準備（症例・試料の収集、実験・測定の技術習得など）・進捗（データの取得）状況

2）研究成果発表会

(1) 目的

・大学院第２学年～第４学年の８月までに、各自の研究成果を発表する。
・発表の時期は各自の判断に委ねる。

(2) 実施方法

・７～８月の統合講義または、１～２月の統合講義にて行う。
・発表形式は第１学年の「研究経過報告」と同様とする。
・評価を行い、「審査終了」の判定を行う。
・学位審査までに「審査終了」となっていること。
・「審査終了」後に研究題目が変更されても、再度発表の必要はない。

(3) 評価項目

① 研究課題の背景、研究の目的と意義についての理解度
② 研究計画と研究手法についての理解度と妥当性
③ 研究の準備（症例・試料の収集、実験・測定の技術習得、機器・設備など）状況
④ 研究の進捗（データの取得）状況

医学研究科博士課程　学位取得までの履修モデル

１年次	２年次	３年次	４年次	
共通科目（必修） 統合講義			学位論文申請要件　※２ ・31単位以上取得 ・研究成果発表会審査終了	学位授与
専攻授業科目（必修） 講義・演習・実習				
共通科目（必修） 基礎研究法実習　※１				
研究経過報告 （参加必須） 研究計画の進捗状況報告	研究成果発表会（参加必須） 学位論文作成の進捗状況報告		学位論文作成 / 学位審査（最終審査）	

※１　基礎研究法実習は、基礎教室での実習履修と所属する研究室での実習を選択することができる。
　　ただし、所属研究室において実習を選択する場合は、大学院委員会および研究科教授会で承認される必要がある。

※２　統合講義10単位・基礎研究法実習1単位（以上共通科目）、専攻授業科目20単位の合計31単位
　　研究成果発表会審査終了

医学研究科博士課程　年次別行事および提出書類

	行事	提出書類（必須）
１年次	４月　入学宣誓式/授業開始 ５月　研究指導教員の決定 ６月　研究計画書の作成 １月～２月　研究経過報告 ※「基礎研究法実習履修届」および「基礎研究法実習単位認定願」は随時提出すること	４月　履修届/現住所等確認書類/勤務確認書類 他 ６月　研究計画書 １２月　研究経過報告用抄録 ３月　研究進捗状況報告書 ※年度途中に現住所の変更と勤務変更が発生した場合は随時提出すること
２年次	４月　授業開始 ５月　研究指導教員の決定 ６月　研究計画書の作成 ７月　研究成果発表会（前半） １月～２月　研究成果発表会（後半） ※「基礎研究法実習履修届」および「基礎研究法実習単位認定願」は随時提出すること	４月　履修届/現住所等確認書類/勤務確認書類 他 ６月　研究計画書 研究成果発表会（前半）用抄録 １２月　研究成果発表会（後半）用抄録 ３月　研究進捗状況報告書 ※年度途中に現住所の変更と勤務変更が発生した場合は随時提出すること
３年次	５月　研究指導教員の決定 ６月　研究計画書の作成 ７月　研究成果発表会（前半） １月～２月　研究成果発表会（後半） ３月　基礎研究法実習単位認定 ※「基礎研究法実習履修届」および「基礎研究法実習単位認定願」は随時提出すること	４月　履修届/現住所等確認書類/勤務確認書類 他 ６月　研究計画書 研究成果発表会（前半）用抄録 １２月　研究成果発表会（後半）用抄録 ３月　研究進捗状況報告書 ※年度途中に現住所の変更と勤務変更が発生した場合は随時提出すること
４年次	５月　研究指導教員の決定 ６月　研究計画書の作成 ７月　研究成果発表会（前半） 学位論文審査（1回目） １月　学位論文審査（2回目） ３月　論文審査結果可否承認 学位記授与式	４月　履修届/現住所等確認書類/勤務確認書類 他 ６月　研究計画書 ２月　「単位取得退学願」または「在学年限延長願」の提出 修了時アンケート・進路調査票の提出 ３月　研究進捗状況報告書提出 ※年度途中に現住所の変更と勤務変更が発生した場合は随時提出すること

＜各 種 規 程＞

大阪医科薬科大学　学則

（昭和２７年２月２０日施行）

第１章　総　則

（理　念）

第１条　大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

（目　的）

第２条　本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

(1)　人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材

(2)　変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材

(3)　地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

（自己点検及び評価）

第３条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

（学部及び大学院）

第４条　本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

２　医学部医学科の入学定員は１１０名、収容定員は６６０名とする。

３　薬学部薬学科の入学定員は２９４名、収容定員は１，７６４名とする。

４　看護学部看護学科の入学定員は８５名、収容定員は３４０名とする。

第４条の２　この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

第５条　本学に、大学院を置く。

２　大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

（修業年限）

第６条　医学部医学科の修業年限は、６年とする。

２　薬学部薬学科の修業年限は、６年とする。
３　看護学部看護学科の修業年限は、４年とする。

（在学年限）
第７条　医学部医学科の在学年限は、第１・２学年次、第３・４学年次、第５・６学年次に区分し、各区分において４年を超えることはできず、通算して１２年以内とする。
２　薬学部薬学科の在学年限は、第１学年次から第４学年次までは、同一年次に２年を超えて在学することはできず、通算して１２年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で２年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。
３　看護学部看護学科の在学年限は、通算８年以内とする。ただし、同一年次に２年を超えて在学することはできない。

（学　年）
第８条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

（学　期）
第９条　学年を、次の２学期に分ける。
前期　　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）
第１０条　定期休業日は、次のとおりとする。
(1)　土曜日及び日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
(3)　本学創立記念日
(4)　春季休業
(5)　夏季休業
(6)　冬季休業
２　学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

第２章　入学、再入学及び転入学

（入学等の時期）
第１１条　入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第１２条　本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

(2)　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
(3)　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文科学大臣の指定した者
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
(8)　本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、１８歳に達した者

（入学志願手続）
第１３条　入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

（合格者の選考）
第１４条　入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）
第１５条　前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。
２　保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。
３　保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

第１６条　学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）
第１７条　本学を退学した者又は第３０条第４号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。
２　再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）
第１７条の２　他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

（転学部）
第１７条の３　転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。
２　転学部の取扱いについては、別に定める。

第３章　教育課程及び履修等

（教育課程及び履修方法）
第１８条　学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。
２　総合的な学力等を判定する試験（統合的な試験）を所定の課程に加えることができる。
３　本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

（単位の計算方法）
第１９条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。
(1)　講義、チュートリアル及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって１単位とする。
(2)　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって１単位とする。

（１年間の授業期間）
第２０条　１年間の授業を行う期間は、３５週にわたることを原則とする。

（成績の評価）
第２１条　授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。
２　評価は原則として１００点法によって行い、６０点以上を合格、５９点以下を不合格とし、９０点以上を秀(Ｓ)、８０点以上８９点以下を優(Ａ)、７０点以上７９点以下を良(Ｂ)、６０点以上６９点以下を可(Ｃ)、５９点以下を不可(Ｄ)と表示する。
３　不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。
４　試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第２１条の２　前条の評価に対してグレード・ポイント（以下、「ＧＰ」という。）を設定し、ＧＰの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「ＧＰＡ」という。）を算出する。
２　ＧＰ及びＧＰＡの取扱いについては、学部規程に定める。

（追試験）
第２２条　病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。
２　追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（単位の認定）
第２３条　授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。
２　前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

（既修得単位の認定）
第２４条　他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第１学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。
２　前項の定めにより認定することができる単位は、合計３０単位を限度とする。
３　前２項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

（他学部及び他大学等における授業科目等の履修）
第２５条　本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。
２　前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第４章　休学、復学、転学、退学及び除籍

（休　学）
第２６条　病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。
２　病気その他の理由により修学することが不適当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
３　休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

（復　学）
第２７条　休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
２　復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。
３　第１項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

（転　学）
第２８条　他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

（退　学）

第２９条　病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

２　学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

（除　籍）

第３０条　次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

(1)　第７条に定める在学年限を超えた者

(2)　在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者

(3)　学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者

(4)　第３５条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者

(5)　長期間にわたり行方不明の者

(6)　死亡した者

第５章　進級及び卒業

（進　級）

第３１条　当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

（卒　業）

第３２条　第６条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

２　前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

３　第６条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

４　第６条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

第６章　賞　罰

（褒　章）

第３３条　成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、

学生を褒賞することができる。

（懲　戒）

第３４条　教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に定める。

第７章　入学金及び学費

（入学金及び学費）

第３５条　入学金及び学費の額は、別表に定める。

２　入学金及び学費は、原則として返還しない。

３　入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。

４　第１項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。

５　学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

（休学の場合における学費）

第３６条　休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中に復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

２　在籍料の額は、学部規程に定める。

第８章　研究生

（研究生）

第３７条　本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

２　研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第９章　委託生、聴講生等

（委託生及び聴講生）

第３８条　本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

２　本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。

３　委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（単位互換履修生及び科目等履修生）

第３９条　他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

２　特定の授業科目のうち１科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
３　単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（外国人留学生）
第４０条　第１２条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生については別に定める。

第１０章　公開講座

（公開講座）
第４１条　本学に公開講座を設けることがある。

第１１章　学生の福利・厚生

（学生の福利・厚生）
第４２条　本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

第１２章　職員組織

（職員組織）
第４３条　本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。
２　前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
３　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
４　副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
５　学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

第４４条　本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

第４５条　本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

第４６条　本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

第１３章　教授会

（教授会）
第４７条　教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

２　教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第１４章　附属施設

（附属施設）
第４８条　本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第４９条　本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

第１５章　その他の組織

（その他の組織）
第５０条　本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。
２　個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

第１６章　その他

（改　廃）
第５１条　この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附　則（昭和４９年９月３０日）
この改正は、昭和５０年４月１日から施行する。
ただし、経過措置として第４５条の総定員は昭和５０に限り５００名、昭和５１年度に限り５２０名、昭和５２年度に限り５４０名、昭和５３年度に限り５６０名、昭和５４年度に限り５８０名とする。

附　則
この改正は、昭和５２年４月１日から施行する。
ただし、昭和５１年度以前より在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則
この改正は、昭和５３年４月１日より施行する。
ただし、昭和５２年度以前より在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則
この改正は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、昭和５４年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、昭和５８年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、昭和５９年４月１日より施行する。

ただし、昭和５８年度以前より在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、昭和５９年４月１日より施行する。

ただし、昭和５８年度以前より在学する者については、改正後の第８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、昭和６２年４月１日より施行する。

ただし、昭和６１年度以前より在学する者については、改正後の第７条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成元年４月１日より施行する。

ただし、昭和５８年度以前より在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、次の通りとする。

期　間	納入期限	納　入　金　額			計
		授 業 料	実 習 料	施設拡充費	
第　１　期	４月１５日	２０万円	１０万円	２０万６千円	５０万６千円
第　２　期	９月１５日	２０万円	１０万円	２０万６千円	５０万６千円
第　３　期	１月１５日	２０万円	１０万円	２０万６千円	５０万６千円
合　　計		６０万円	３０万円	６１万８千円	１５１万８千円

附　則

この改正は、平成元年１０月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成３年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成３年１０月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成４年３月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成７年４月１日から施行する。

ただし、平成６年度以前から在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成８年４月１日から施行する。

ただし、平成７年度以前から在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成９年４月１日から施行する。

ただし、平成８年度以前から在学する者については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成９年４月１日から施行する。

ただし、平成８年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１０年４月１日から施行する。

ただし、平成９年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１１年４月１日から施行する。

ただし、平成１０年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１１年４月１日から施行する。

ただし、平成１０年度以前から在学する者については、改正後の第３３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１２年４月１日から施行する。

ただし、平成１１年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１２年４月１日から施行する。

ただし、平成８年度以前から在学する者については、改正後の第３２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１２年４月１日から施行する。

ただし、平成１１年度以前から在学する者については、改正後の第１８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１３年４月１日から施行する。

ただし、平成１２年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１３年４月１日から施行する。

ただし、平成１２年度以前から在学する者については、改正後の第１８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１４年４月１日から施行する。

ただし、平成１３年度以前から在学する者については、改正後の第１８条、第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１５年４月１日から施行する。

ただし、平成１４年度以前から在学する者については、各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１５年４月１日から施行する。

ただし、平成１４年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

ただし、平成１５年度以前から在学する者については各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から施行する

附　則

この改正は、平成１７年１２月１３日から施行する

附　則

この改正は、平成１８年２月１４日から施行する

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から施行する

附　則

この改正は、平成１９年２月１３日から施行する。

附　則

この改正は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

ただし、平成１９年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２１年３月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

ただし、平成２０年度以前から在学する者については、改正後の第７条の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、文部科学大臣の認可（平成２１年１０月３０日）を得て、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日から施行する。

ただし、平成２１年度以前から在学する者については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、平成２３年度以前から在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、平成２２年度及び２３年度入学生に限る。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

ただし、平成２４年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

ただし、平成２７年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

ただし、平成２８年度以前の入学生については、改正後の第２１条及び第２１条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

ただし、平成２８年度以前の入学生については、改正後の第１８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から施行する。

ただし、第３条第２項の規定にかかわらず、令和２年度から令和３年度までの医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員２名を加え、入学定員１１２名、収容定員６７２名とする。

附　則

１　この改正は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条第３項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和３年度１，７２１名、令和４年度１，７４０名とする。

３　改正後の第４条第１項及び第３項、第６条第２項、第７条第２項、第３２条第３項の規定にかかわらず、令和３年４月１日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成２９年度以前の入学生が第４学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部に薬科学科（４年制）を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和３年度における第４学年次の収容定員を２名、令和４年度以降の収容定員を０名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。

４　令和３年４月１日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生の大阪薬科大学に

おける修業年数及び在学年数については、改正後の第６条第２項及び第７条第２項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

５　令和３年４月１日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成２６年度以前の入学生については、改正後の第７条第２項中の「２年」を「３年」に読み替える。

６　薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第３章及び第５章に関する事項の令和３年４月１日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

附　則

この改正は、令和３年７月１日から施行する。

ただし、令和３年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第３５条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

ただし、第４条第２項の規定にかかわらず、令和４年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員２名を加え、入学定員１１２名、収容定員６７２名とする。令和４年度から令和１０年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
入学定員	１１２名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名
収容定員	６７２名	６７０名	６６８名	６６６名	６６４名	６６２名	６６０名

附　則

１　この改正は、令和５年４月１日から施行する。

ただし、第４条第２項の規定にかかわらず、令和５年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員２名を加え、入学定員１１２名、収容定員６７２名とする。令和５年度から令和１１年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
入学定員	１１２名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名
収容定員	６７２名	６７０名	６６８名	６６６名	６６４名	６６２名	６６０名

２　この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生（入学時）規程は廃止する。

３　この改正は令和５年度以降に入学する者に適用し、令和４年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

附　則

１　この改正は、令和６年４月１日から施行する。

ただし、第４条第２項の規定にかかわらず、令和６年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員２名を加え、入学定員１１２名、収容定員６７２名とする。令和６年度から令和１２年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
入学定員	１１２名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名	１１０名
収容定員	６７２名	６７０名	６６８名	６６６名	６６４名	６６２名	６６０名

２　令和３年４月１日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成２９年度以前の入学生が第４学年次進級時に選択可能な学科として薬学部に設置していた薬科学科（４年制）については、学科選択権を持つ在籍学生がいなくなったため、令和５年３月３１日付で廃止する。

（別表）

（１）医学部医学科

項　目		金　額（年額）	備　考
入学金		１００万円	入学手続時
学費	授業料	１８８万円	
	実習料	３４万５千円	
	施設拡充費	１２６万円	
	教育充実費	１５０万円	入学年次
		１００万円	２年次以降

（２）薬学部薬学科

項　目		金　額（年額）	備　考
入学金		４０万円	入学手続時
学費	授業料	１２０万円	
	施設・設備費	６０万円	

（３）看護学部看護学科

項　目		金　額（年額）	備　考
入学金		２０万円	入学手続時
学費	授業料	１２０万円	
	実習料	２０万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び助産学実習受講者を除く
		３０万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		５０万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	３０万円	

大阪医科薬科大学　大学院学則

（昭和３４年４月１日施行）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。

２　本大学院は、第３条に規定する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（自己点検及び評価）

第２条　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第２章　組　織

（組　織）

第３条　本大学院に医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。

２　医学研究科に医科学専攻修士課程及び医学専攻博士課程を置く。

３　薬学研究科に薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程を置く。ただし、薬科学専攻博士課程は博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

４　看護学研究科に看護学専攻博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

第４条　医科学専攻修士課程に次のコースを置く。

(1)　医療科学コース

(2)　ＳＤＧｓ／ＳＤＨコース

２　医学専攻博士課程に次のコースを置く。

(1)　予防・社会医学研究コース

(2)　生命科学研究コース

(3)　高度医療人養成コース

(4)　再生医療研究コース

(5)　先端医学研究コース

３　薬学研究科に別に定めるコースを置くことができる。
４　看護学専攻前期課程に次のコースを置く。
(1)　教育研究コース
(2)　高度実践コース

第５条　本学則に定めるもののほか、各研究科に必要な事項は、医学研究科規程、薬学研究科規程及び看護学研究科規程（以下、「研究科規程」という。）に定める。

第３章　収容定員

（収容定員等）
第６条　医学研究科は、医科学専攻修士課程を入学定員４名・収容定員８名とし、医学専攻博士課程を入学定員５０名・収容定員２００名とする。
２　薬学研究科は、薬学専攻博士課程を入学定員３名・収容定員１２名とし、薬科学専攻博士前期課程を入学定員５名・収容定員１０名、博士後期課程を入学定員２名・収容定員６名とする。
３　看護学研究科は、看護学専攻博士前期課程を入学定員８名・収容定員１６名とし、博士後期課程を入学定員３名・収容定員９名とする。

第４章　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第７条　医学研究科の修業年限は、医科学専攻修士課程２年、医学専攻博士課程４年を標準とする。ただし、医学専攻博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、３年以上在学すれば足りるものとする。
２　薬学研究科の修業年限は、薬学専攻博士課程４年、薬科学専攻博士前期課程２年、博士後期課程３年を標準とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、博士課程においては３年以上、博士後期課程においては２年以上在学すれば足りるものとする。
３　看護学研究科の修業年限は、看護学専攻博士前期課程２年、博士後期課程３年を標準とする。
４　職業を有している等の事情により、修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
５　第１項から第３項の規定にかかわらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を次のとおり延長することができる。
(1)　医学研究科医科学専攻修士課程においては４年まで、医学専攻博士課程においては８年まで
(2)　薬学研究科薬学専攻博士課程においては８年まで、薬科学専攻博士前期課程においては４年まで、同博士後期課程においては６年まで
(3)　看護学研究科看護学専攻博士前期課程においては４年まで、同博士後期課程にお

いては６年まで

６　第１項から第３項の規定にかかわらず、医科学専攻修士課程、医学専攻博士課程、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、看護学専攻博士前期課程においては、入学前に他の大学院等において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第５章　授業科目及び履修方法

（授業科目及び単位数）

第８条　医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における授業科目及び単位数は研究科規程に定める。

（授業及び研究指導）

第９条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）によって行う。

２　前項の教育実施にあたり、第３８条に定める研究科教授会はその計画を策定する。

３　第３８条に定める研究科教授会は、学位論文の作成にあたり大学院生ごとに指導教員を定めるものとする。

（履修方法）

第１０条　授業科目の履修は、次のとおりとする。

(1)　大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な授業又は研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。

(2)　指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第３８条に定める当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(3)　指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第３８条に定める当該研究科教授会の議を経て、学長が外国の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(4)　大学院設置基準第１４条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(5)　大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限１５単位まで認定することができる。なお、認定にあたっては、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出する必要がある。

(6)　本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は大学院と予め協議の上、

当該他の研究科又は大学院における授業科目の履修を当該研究科の授業科目の履修と認定することがある。

(7)　前各号のほか、履修方法の細目は、研究科規程による。

（成績の評価）

第１１条　評価は原則として１００点法によって行い、６０点以上を合格、５９点以下を不合格とし、９０点以上を秀（S）、８０点以上８９点以下を優（A）、７０点以上７９点以下を良（B）、６０点以上６９点以下を可（C）、５９点以下を不可（D）と表示する。

（単位の認定）

第１２条　履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

第６章　学　位

（修了要件）

第１３条　医学研究科に所定の修業年限以上（第７条第１項のただし書きに該当する者については、３年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、医科学専攻修士課程では修士（医科学）を、医学専攻博士課程では博士（医学）の学位を授与する。

２　薬学研究科に所定の修業年限以上（第７条第２項のただし書きに該当する者については、３年ないし２年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する。

３　看護学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、看護学専攻博士前期課程では修士（看護学）を、同博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

４　前各項に定める所定の単位については、研究科規程による。

第１４条　医学研究科の医学専攻博士課程を経ない者にあって、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士(医学)の学位を授与する。

２　薬学研究科の薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程を経ない者にあって、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与する。

（学位規程）

第１５条　学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。

第７章　入学、休学、転学及び退学

（入学の時期）
第１６条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第１７条　入学を志願することのできる者の資格については、研究科規程に定める。

（入学志願手続き）
第１８条　入学志願者は、所定の入学願書及び研究科規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

第１９条　入学検定は、人物、学力等について行うものとする。

（入学手続き）
第２０条　入学を許可された者は、定められた期日内に入学手続きを終了し、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

（休　学）
第２１条　大学院生が病気その他事故により３か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

第２２条　休学の期間は、１年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に１年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

（復　学）
第２３条　休学者が復学しようとするときは、第２１条の手続きに準ずる。

（退　学）
第２４条　大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

第２５条　学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

（転学等）
第２６条　他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、指導教員を経て、学長の許可を得なければならない。

（転入学）
第２７条　本大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のある場合に限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

第８章　学費その他の納入金

（入学金及び学費）
第２８条　入学金及び学費の額は、別表に定める。
２　学費の納入に関する取り扱いについては、研究科規程に定める。

第９章　聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

（聴講生）
第２９条　１科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げのない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。
２　聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

（研究生）
第３０条　本大学院に研究生制度を置く。
２　前項に定めるほか、研究生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

（科目等履修生）
第３１条　本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目等履修生として許可することがある。
２　科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
３　科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。
４　前各項に定めるほか、科目等履修生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

（特別聴講生）
第３２条　他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けようとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れることがある。
２　前項に定めるほか、特別聴講生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

（特別研究生）
第３３条　他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。
２　前項に定めるほか、特別研究生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

（外国人留学生）
第３４条　第１７条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関する取り扱いは、別に定める。

（聴講生等への学則の適用）
第３５条　聴講生、研究生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第６条、第７条及び第１３条から第１５条までの規定は、準用しない。

第１０章　教員組織

（教員組織）
第３６条　医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要ある場合は、専門教授、特別任命教員、特別職務担当教員をこれに充てることができる。
２　薬学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、薬学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。
３　看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第１１章　運営組織

（研究科長）
第３７条　医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもってこれに充てる。
２　薬学研究科に薬学研究科長を置き、薬学部長をもってこれに充てる。
３　看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。
４　医学研究科長、薬学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

（教授会）
第３８条　本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議機関として、それぞれに医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

第３９条　医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

（事務職員）
第４０条　本大学院に事務職員を置く。

第１３章　その他

（大学学則の準用）

第４１条　本学則に定めるもののほか、除籍、再入学、学年・学期・休業日、表彰・懲戒等の大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

第４２条　本学則の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、学長が理事会に提案し、理事会が行う。

附　則

１　第１０条の規程は、第９条の規程による学位の授与のあった日の翌日からこれを適用する。

２　本学則は、昭和３４年４月１日から施行する。

附　則（昭和４２年１１月２２日改正）

本学則は、昭和４３年４月１日から施行する。

附　則（昭和４３年５月１０日改正）

本学則は、昭和４３年６月１日から施行する。

附　則（昭和４６年９月２５日）

本学則は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、昭和５５年６月１日より施行する。ただし、第８条の改正については昭和５６年度入学生より適用する。

附　則

この改正は、昭和５７年４月１日より施行する。ただし、昭和５６年度以前より在学する者については、改正後の第２３条の３の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、昭和５８年４月１日より施行する。ただし、昭和５７年度以前より在学するものについては、改正後の第２３条の３の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、昭和６１年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成元年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成３年１０月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成７年４月１日から施行する。

ただし、第２３条の規程は、平成７年度の入学者選抜試験から適用し、平成６年度以前から在学する者については、改正後の第２３条の３の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１０年４月１日から施行する。

ただし、第２３条の規程は、平成１０年度の入学者選抜試験から適用し、平成９年度以前から在学する者については、改正後の第２３条の３の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成１５年４月１日から施行する。

ただし、第２３条の３の規程は、平成１５年度の入学者選抜試験から適用する。平成１４年度以前から在学する者についても改正後の第２３条の３の規程を適用する。

附　則

この改正は、平成１５年８月１９日から施行する。

附　則

この改正は、平成１７年９月１６日から施行する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

ただし、平成２０年度以前より在学するものについては、従前の例（形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻）による。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、長期履修に係る第４章第８条及び第８章第２５条の３については平成２２年度入学生より適用する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１０条第１項第１号については平成２３年度入学生より適用する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度入学生より適用する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、平成２３年度以前より在学するものについては、改正後の第９条別表にかかわらず、なお従前の例による。改正後の第２５条の３については、平成２３年度当該学生より適用する。形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻については在籍学生がいなくなるため平成２４年３月３１日をもって廃止する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２９年５月９日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成２９年７月１１日から施行し、平成３０年度入学生から適用する。

附　則

この改正は、平成３０年１２月１１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年２月４日から施行する

附　則

この改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和３年４月１日に大阪薬科大学大学院から薬学研究科に転入学した大学院生の大阪薬科大学大学院における修業年数及び在学年数については、改正後の第７条第２項及び第５項第２号に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

附　則

１　この改正は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度以前より在学するものについては、改正後の第４条第１項第２号にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年度以前より在学するものについては、改正後の第２８条にかかわらず、なお従前の例による。

（別表）

		医学研究科	薬学研究科	看護学研究科
入学金		２３万円	１０万円	２０万円
学費	授業料	３５万円	５０万円	４８万円
	教育充実費	１５万円		１０万円
	実習料			１５万円※

※高度実践コース

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科規程

（令和３年４月１日施行）

（趣　旨）

第１条　この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科（以下、「本研究科」という。）に必要な事項について定める。

（目　的）

第２条　大学院学則に定める大阪医科薬科大学大学院の目的に基づき、本研究科の目的は、次の各号のとおりとする。

(1)　医科学専攻修士課程は、医療・福祉の分野で社会に貢献できる人材となるに必要な医学・医療・福祉に関する基礎的な学識及び研究能力を養うことを目的とする。

(2)　医学専攻博士課程は、国際的な医学・医療・生命科学の指導者となるに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（教育課程）

第３条　大学院生は、大学院学則第４条第１項及び第２項に定めるコースのいずれかに所属する。

（入学資格）

第４条　本研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

（教育方法）

第５条　博士課程及び修士課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

（授業科目）

第６条　第３条の各コースにはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

２　前項の授業科目は、別表のとおりとする。

３　第２項に定める授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で大学院生に履修させることができる。

（履修方法）

第７条　授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1)　医学専攻博士課程においては、所定の授業科目３１単位以上（統合講義１０単

位、基礎研究法実習１単位を含む。)、医科学専攻修士課程においては、所定の授業科目３０単位以上（統合講義１０単位、特別研究８単位を含む。）を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。

(2)　専攻する授業科目２０単位について、指導教授が研究指導上必要と認める場合には、同一コース内における他の授業科目を履修し、これにあてることができる。ただし、８単位を上限とし、当該授業の指導教授の了解を事前に得ておくものとする。

(3)　指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、本研究科教授会の議を経て、他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、所定の授業科目の単位を修得していることを原則とする。

(4)　指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、本研究科教授会の議を経て、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。

第８条　前条第１項第１号に定める最終試験については、大阪医科薬科大学大学院学位規程及び関連規程に拠る。

（入学検定料）

第９条　入学検定料は、３万円とする。

（入学金及び学費の納入に関する取り扱い）

第１０条　学費の納入は、大学院学則別表に基づく金額を２期に分けて行うものとし、各期の納入額はその年額を等分した相当額とする。

２　前項にかかわらず、学費は当該年度初期において一括納入することができる。

３　学費の納入期限は、次のとおりとする。ただし、最終日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日を納入期限とする。

前期　　３月３１日
後期　　９月３０日

４　前項にかかわらず、入学を許可された者の学費の納入については、大学院学則第２０条に基づき当該年度前期分を入学手続時に納入しなければならない。

５　本研究科修士課程を修了した者が博士課程に入学する場合、入学金を免除する。

６　休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。

７　聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特別研究生及び長期履修適用者の取り扱いについては、別に定める。

（雑　則）

第１１条　この規程の施行に際して必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、学長が決

定する。

（改　廃）

第１２条　この規程の改廃は、本研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附　則

この規程は、令和３年４月１３日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

ただし、令和２年度以前の医学専攻博士課程入学生については、大阪医科薬科大学大学院学則改正後の第１１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、令和３年１１月９日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年２月２２日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

ただし、令和４年度以前の医科学専攻修士課程入学生については、別表の授業科目にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、令和５年１１月２７日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。

ただし、令和５年度以前の在学生については、改正後の第１０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（別表）医学研究科医科学専攻

授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体機能構造学概論	2	社会健康医療データ・サイエンス演習	1
病理病態学概論	2	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標１：理論編（社会・行動科学概論）	1
臨床内科学概論	2		
臨床外科学概論	2	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標２：実践編	1
総合医療・救急医療学概論	2	特別研究	8
泌尿生殖・発達医療学概論	1	統合講義	１０
感覚器機能形態医療学概論	1		
医療統計学基礎	2		
公衆衛生学基礎	1		
検査診断学演習	2		
治療学演習	2		
医科実験演習	2		
医療機器開発概論	1		
病院災害危機管理総論	1		
多職種連携と病診連携総論	2		
急性期・慢性期医療総論	1		
公衆衛生学・疫学の基本	2		

（別表）医学研究科医学専攻

授業科目		単位数	授業科目		単位数
解剖学	講義 演習 実習	4 4 １２	医療統計学	講義 演習 実習	4 4 １２
生理学	講義 演習 実習	4 4 １２	内科学Ⅰ	講義 演習 実習	4 4 １２
生化学	講義 演習 実習	4 4 １２	内科学Ⅱ	講義 演習 実習	4 4 １２
薬理学	講義 演習 実習	4 4 １２	内科学Ⅲ	講義 演習 実習	4 4 １２
創薬医学	講義 演習 実習	4 4 １２	内科学Ⅳ	講義 演習 実習	4 4 １２
病理学	講義 演習 実習	4 4 １２	腫瘍内科学	講義 演習 実習	4 4 １２
微生物学・感染制御学	講義 演習 実習	4 4 １２	総合診療医学	講義 演習 実習	4 4 １２
衛生学・公衆衛生学	講義 演習 実習	4 4 １２	眼科学	講義 演習 実習	4 4 １２
法医学	講義 演習 実習	4 4 １２	皮膚科学	講義 演習 実習	4 4 １２
社会・行動科学	講義 演習 実習	4 4 １２	小児科学	講義 演習 実習	4 4 １２

授業科目		単位数	授業科目		単位数
神経精神医学	講義 演習 実習	4 4 １２	泌尿器科学	講義 演習 実習	4 4 １２
口腔外科学	講義 演習 実習	4 4 １２	麻酔科学	講義 演習 実習	4 4 １２
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	講義 演習 実習	4 4 １２	形成外科学	講義 演習 実習	4 4 １２
産婦人科学	講義 演習 実習	4 4 １２	リハビリテーション医学	講義 演習 実習	4 4 １２
一般・消化器外科学	講義 演習 実習	4 4 １２	救命救急医学	講義 演習 実習	4 4 １２
胸部外科学	講義 演習 実習	4 4 １２	統合講義	講義	１０
脳神経外科学	講義 演習 実習	4 4 １２	基礎研究法実習	実習	1
整形外科学	講義 演習 実習	4 4 １２			
放射線診断学	講義 演習 実習	4 4 １２			
放射線腫瘍学	講義 演習 実習	4 4 １２			

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科医学専攻博士課程履修細則

（平成２１年４月１日施行）

第１条　この細則は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第１０条第７号の規定に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科医学専攻博士課程に所属する大学院生の授業科目履修方法等について定める。

第２条　大学院生は、大学院学則第４条第２項に定めるコースのいずれかに所属する。

２　前項の各コースにはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

３　前項の授業科目は、別表１のとおりとする。

４　第２項に定める授業科目の英文名称は、別表２のとおりとする。

第３条　授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1)　所定の授業科目３１単位以上(統合講義１０単位､基礎研究法実習１単位を含む。)を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。

(2)　専攻する授業科目２０単位について、指導教授が研究指導上必要と認める場合には、同一コース内における他の授業科目を履修し、これにあてることができる。ただし、８単位を上限とし、当該授業の指導教授の了解を事前に得ておくものとする。

(3)　指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、医学研究科教授会の議を経て、他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、所定の授業科目の単位を修得していることを原則とする。

(4)　指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、医学研究科教授会の議を経て、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。

(5)　大学院設置基準第１４条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(6)　他の大学院での既修得単位については、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出することにより、医学研究科教授会で適当と判断される場合に限り、上限１５単位まで認定することができる。

第４条　第３条第１号に定める最終試験については、大阪医科薬科大学大学院学位規程及び関連規程に拠る。

第５条　この細則の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この細則は、平成２１年４月１日より施行し、平成２１年度入学生より適用する。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項第１号については平成２３年度入学生から適用する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、平成２３年度以前より在学するものについては、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２５年６月１日から施行し、がんプロフェッショナル養成基盤推進プランについては平成２４年度入学生から適用する。ただし、脳科学研究コースについては、平成２６年度入学生から適用する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度入学生から適用する。

附　則

この改定は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度入学生から適用する。

附　則

この改正は、平成２９年５月１６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成２９年９月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３０年１２月１１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年２月４日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年１０月１日から施行する。

ただし、令和４年度以前より在学するものについては、改正後の別表１にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この改正は、令和５年１１月２７日から施行する。

別表１　授業科目

専攻・コース名		授業科目
医学専攻	予防・社会医学研究コース	微生物学・感染制御学　衛生学・公衆衛生学　法医学 社会・行動科学　医療統計学　総合診療医学 リハビリテーション医学　救命救急医学
	生命科学研究コース	解剖学　生理学　生化学　薬理学　創薬医学
	高度医療人養成コース	病理学　内科学Ⅰ　内科学Ⅱ　内科学Ⅲ　内科学Ⅳ 腫瘍内科学　総合診療医学　眼科学　皮膚科学　小児科学 神経精神医学　口腔外科学　耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 産婦人科学　一般・消化器外科学　胸部外科学　脳神経外科学 整形外科学　放射線診断学　放射線腫瘍学　泌尿器科学 麻酔科学　形成外科学　リハビリテーション医学 救命救急医学
	再生医療研究コース	解剖学　薬理学　病理学　眼科学　産婦人科学 一般・消化器外科学　胸部外科学　脳神経外科学　整形外科学 形成外科学
	先端医学研究コース	【基礎研究医養成活性化プログラム】　法医学 【次世代のがんプロフェッショナル養成プラン】 ・プレシジョンメディシンを推進するための臨床研究開発を担う人材育成コース　腫瘍内科学 ・地域のがん医療を担う放射線治療専門医養成コース　放射線腫瘍学 ・がんゲノム医療に精通した病理診断医コース　病理学 ・難治性がん性疼痛に対応できるペインクリニシャン養成コース　麻酔科学 ・データサイエンスに基づく誰一人取り残さないがん対策を実現するための人材育成コース　医療統計学 【脳科学研究コース】　生理学 薬理学 内科学Ⅳ 神経精神医学 小児科学 【腫瘍特異的治療研究コース】　脳神経外科学 放射線腫瘍学

		【疾患プロテオミクス解析コース】　　生理学
	共通科目	統合講義　　基礎研究法実習

※　各コースの授業科目は、大学院医学研究科規程別表１（医学研究科医学専攻）のとおり、講義４単位、演習４単位、実習１２単位からなる。なお、統合講義は１０単位、基礎研究法実習は１単位とする。

別表２　英文名称

授業科目	英文名称
解剖学	Anatomy and Cell Biology
生理学	Physiology
生化学	Biochemistry
薬理学	Pharmacology
創薬医学	Innovative Medicine
病理学	Pathology
微生物学・感染制御学	Microbiology and Infection Control
衛生学・公衆衛生学	Hygiene and Public Health
法医学	Legal Medicine
社会・行動科学	Social and Behavioral Sciences
医療統計学	Medical Statistics
内科学Ⅰ	Internal Medicine（Ⅰ）
内科学Ⅱ	Internal Medicine（Ⅱ）
内科学Ⅲ	Internal Medicine（Ⅲ）
内科学Ⅳ	Internal Medicine（Ⅳ）
腫瘍内科学	Medical Oncology
総合診療医学	General Medicine
眼科学	Ophthalmology
皮膚科学	Dermatology
小児科学	Pediatrics
神経精神医学	Neuropsychiatry
口腔外科学	Dentistry and Oral Surgery
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	Otolaryngology - Head and Neck Surgery
産婦人科学	Obstetrics and Gynecology
一般・消化器外科学	General and Gastroenterological Surgery
胸部外科学	Thoracic and Cardiovascular Surgery
脳神経外科学	Neurosurgery
整形外科学	Orthopedic Surgery
放射線診断学	Diagnostic Radiology
放射線腫瘍学	Radiation Oncology
泌尿器科学	Urology
麻酔科学	Anesthesiology
形成外科学	Plastic and Reconstructive Surgery
リハビリテーション医学	Rehabilitation Medicine
救命救急医学	Emergency and Critical Care Medicine
統合講義	Integrated Lecture
基礎研究法実習	Basic Research Training

大阪医科薬科大学　学位規程

（昭和３６年４月１日施行）

（目　的）

第１条　大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）学位規程は、学位規則（平成３年文部省令第２１７号）第１３条の規定に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　本規程に定めるもののほか、各研究科の学位の申請及び授与に必要な事項は、医学研究科学位規程施行細則、薬学研究科学位規程施行細則、看護学研究科学位規程施行細則（以下、「学位規程施行細則」という。）に定める。

（学　位）

第２条　この規程に基づいて授与する学位は、学士（医学）及び博士（医学）、修士（医科学）、学士（薬学）及び博士（薬学）、学士（薬科学）及び修士（薬科学）並びに博士（薬科学）、学士（看護学）及び修士（看護学）並びに博士（看護学）とする。

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

２　修士及び博士の学位は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）学則の定めるところにより、課程を修了した者に授与する。

３　前項に規定するもののほか、博士（医学）、博士（薬学）及び博士（薬科学）については、語学試験（外国語の試問）及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程に修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与することができる。

（課程による者の学位論文の提出）

第４条　修士及び博士の学位の授与にあたり課程による者が学位論文を提出するときは、学位規程施行細則に定める書類に審査手続料を添え、在学期間中所定の時期に指導教員を経て当該研究科長に提出するものとする。

２　学位論文及び必要書類の様式、部数、提出期日、審査手続料は学位規程施行細則に定める。

（学位論文及び審査手続料の返付）

第５条　受理した学位論文及び審査手続料は、いかなる事由があっても返付しない。

（学位論文の審査）

第６条　当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）に、その審査を付託するものとする。

（審査委員会）
第７条　研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。
２　審査委員会は、３名以上で構成し、必要に応じ、当該研究科教授会構成員以外の本学教員を充てることができる。
３　研究科教授会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他大学大学院等の教員等に協力を求めることができる。

（審査委員会の職責）
第８条　審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。
２　審査委員会は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

（最終試験）
第９条　本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

（審査期間）
第１０条　学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後１年以内に終了しなければならない。

（審査委員会の報告）
第１１条　審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の成績について、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

（研究科教授会の議決）
第１２条　研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。
２　前項において可決を行うための要件は、学位規程施行細則に定める。
３　研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

（課程を経ない者の学位授与の申請）
第１３条　第３条第３項により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位規程施行細則の定めによる書類に審査手続料及び審査料を添え、研究科長に提出するものとする。
２　学長は、学位論文の受理の可否について、研究科教授会の議を経て決定する。

（課程を経ない者の試験並びに試問）
第１４条　第３条第３項に規定する語学試験（外国語の試問）の検定料は各研究科学位規程施行細則に定める。

２　第３条第３項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ研究を指導する能力を有するか否かについて行うものとする。

（課程を経ない者の審査等準用規定）

第１５条　第３条第３項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第５条から第８条まで並びに第１０条から第１２条までを準用する。

２　前項の準用条項においては「審査手続料」は「審査手続料並びに審査料」と、「課程修了の可否」は「論文の合否」と読み替えるものとする。

（学位の授与）

第１６条　学長は第１２条の議決に基づいて第３条第２項による者については課程修了の可否を、第３条第３項による者についてはその論文の合否を決定し、課程修了又は論文の合格を決定した者には所定の学位記を交付する。

２　課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者にはその旨通知する。

（報告及び審査要旨の公表）

第１７条　学長は前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３ヶ月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位論文の公表）

第１８条　博士の学位を授与された者は、授与された日から１年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（学位名称）

第１９条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科薬科大学」と付記するものとする。

（学位の取消）

第２０条　本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研

究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

(1)　不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2)　学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

２　研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するための要件は学位規程施行細則に定める。

（学位記の様式）

第２１条　学位記の様式は、別に定める。

（学位記の再交付）

第２２条　学位記の再交付を受けるとするときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、学長に願い出なければならない。

（審査手続料、審査及び学位記再交付手数料）

第２３条　学位論文の審査手続料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は、学位規程施行細則に定める。

（改　廃）

第２４条　本規程の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会並びに看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

１　この規程は、昭和３６年４月１日から施行する。

２　昭和３１年１月２０日付校大第５０５号をもって文部大臣認可の大阪医科大学学位規定は昭和３６年３月３１日をもって廃止する。

附　則

この改正は、昭和５５年６月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成３年１２月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２９年９月２５日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年２月６日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和３年６月１１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

２　令和３年３月３１日以前に大阪薬科大学において授与した学位については、大阪医科薬科大学に継承する。

附　則

この改正は、令和４年１１月３０日から施行する。

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科学位規程施行細則

（平成２１年４月１日施行）

（目　的）

第１条　この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、医学研究科における学位論文審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

（学位授与の要件）

第２条　学位規程第３条第２項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、医学研究科医科学専攻修士課程を修了した者に修士（医科学）の学位を授与する。

２　学位規程第３条第２項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、医学研究科医学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（医学）の学位を授与する。

３　学位規程第３条第３項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、医学研究科医学専攻博士課程に４年以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により認められた者に乙号として博士（医学）の学位を授与する。

（学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い）

第３条　学位規程第３条第２項に基づく修士学位論文審査の申請者は、医科学専攻修士課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

２　学位規程第３条第２項に基づく博士学位論文審査の申請者は、医学専攻博士課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号への申請として取り扱う。

３　学位規程第３条第３項に該当する者の博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、乙号への申請として取り扱う。

４　医学研究科に４年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、乙号への申請として取り扱う。

５　医学研究科医学専攻博士課程在学中、単位互換を行わない施設において２年を超えて学外研修を行う場合、乙号への申請として取り扱う。

６　第４項に該当する者で、指導教授が定年前に退職する場合に限り、掲載予定証明書を提出のうえ、未公表の博士学位論文を提出することができる。この場合、公表が完了した時点で速やかに博士論文公表届を提出しなければならない。また、指導教授が定年退職する場合においては、博士学位論文が審査日までに公表されることも条件とする。

（学位論文の提出並びに学位授与の申請書類）

第４条　本細則第３条第１項に該当する修士課程による者（以下、「修士課程による者」と

いう。）は、次の書類に審査手続料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に提出しなければならない。

(1)　学位論文審査願
(2)　学位論文
(3)　学位論文の内容抄録
(4)　履歴書
(5)　その他指定する書類

2　第３条第２項に該当する博士課程による者（以下、「博士課程による者（甲）」という。）は、次の書類に審査手続料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に提出しなければならない。なお、主論文が未公表の場合、掲載予定証明書（巻号年月を記したものが望ましい。受理証明は不可。）を必要とし、参考論文は任意とする。

(1)　学位論文審査願
(2)　学位論文（主論文）
(3)　参考論文
(4)　論文目録
(5)　主論文の内容抄録
(6)　履歴書
(7)　その他指定する書類

3　本細則第３条第３項に該当する者（以下、「博士課程を経ない者（乙）」という。）は、次の書類に審査手続料及び審査料を添え、学長に提出するものとする。

(1)　学位申請書
(2)　学位論文（主論文）
(3)　参考論文
(4)　論文目録
(5)　主論文の内容抄録
(6)　履歴書
(7)　研究実績報告書
(8)　研究歴証明書（該当者のみ）
(9)　その他指定する書類

（学位論文の提出並びに学位授与の申請受付）

第５条　修士学位論文の提出並びに学位授与の申請受付は、毎年度１回行うものとし、１月を締切とする１か月間を期間とする。博士学位論文の提出並びに学位授与の申請受付は、毎年度２回行うものとし、第１回目を５月、第２回目を１１月とし、各月上旬を締切とする１か月間を期間とする。

2　本細則第３条第２項に基づく博士課程修了予定者については、前項第２回目の受付時に申請を行うものとする。ただし、大学院委員会での審議を経て医学研究科教授会において認められた場合には、第１回目において申請を行うことができる。

3　海外留学により修了予定年度において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請ができない者で、本人の希望及び指導教授の推薦があり、かつ、博士学位論文が公表されてい

る場合に限り、大学院委員会において審査のうえ、３年次末の第２回目の申請受付時において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請をすることができる。ただし、学位授与は、修了予定年度の３月に行う。

４　第３条第３項に該当する者で、指導教授が定年前に退職又は定年退職する場合で、かつ、研究歴が３か月不足する場合に限り、第２回目の申請受付時において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請をすることができる。ただし、学位授与は、研究歴の充足後（審査翌年度９月）に行う。

（博士学位論文）

第６条　博士学位論文は原則として原著（短報・速報等の形式は、不可）でなければならない。

２　博士学位論文が邦文の場合には、単著でなければならない。

３　共著論文を博士学位論文として提出し、学位授与の申請を行う場合には、次の条件を満たさなければならない。

(1)　申請者が第１順位の著者であること。

(2)　指導教授の確認書があること。

(3)　他の著者の同意書があること。

(4)　欧文論文であること。

（学位論文の受理）

第７条　修士課程による者及び博士課程による者（甲）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して受理可否について決定し、医学研究科教授会に報告を行う。

２　博士課程を経ない者（乙）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、必要な研究歴を満たし、かつ、学位規程第３条第３項に定める試験に合格又は医学研究科入学試験における外国語試験に合格かつ単位取得後退学した者に限る。

３　前項による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して資格審査及び受理可否について決定し、医学研究科教授会に報告を行う。

４　学位論文を受理した後は、主論文等の変更は一切認めない。

（審査委員）

第８条　学位論文の審査は、学位規程第７条に基づく審査委員が行う。

２　審査委員の数は３名以上とし、うち１名を主査とする。

３　審査委員は、医学研究科教授会において選挙により決定する。

４　教授欠員の場合、代行の教授を審査委員に充てることができる。

５　専門教授は、審査委員になることができる。

６　指導教授、学位論文共著者（謝辞等へ明記された者を含む。）及び学位申請者の親族に当たる者は、審査委員になることはできない。

７　審査委員は、やむを得ない事由がある場合には、これを辞退することができる。この場

合には、医学研究科教授会の選挙における次点者を繰り上げるものとする。
８　審査委員は、海外出張や病気等によりやむを得ず欠席しなければならない場合には、教室臨時主管教授又はそれに代わる者を代行の委員として指名しなければならない。

（学位論文審査及び試問）
第９条　受理した学位論文の審査及び試験は、前条に基づく審査委員の決定後、速やかに開始する。
２　試験のうち試問は、原則公開とする。

（学位論文の審査及び試験結果報告）
第１０条　第８条第２項に定める主査は、審査終了後、学位論文審査及び試験結果（学位論文内容要旨、学位論文審査結果要旨等）について報告書を作成し、大学院委員会を通じて医学研究科教授会の１週間前までに報告しなければならない。

（学位授与の議決）
第１１条　前条に基づき、医学研究科教授会は学位規程第１２条に定めるもののほか、本条に基づき学位授与の可否について議決する。
２　前項において可決を行うためには、医学研究科教授会構成員（海外出張中、休職中の者を除く）の３分の２以上の出席を必要とし、かつ、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。
３　医学研究科教授会が必要と認めたときは、その都度審査委員会を委嘱した本学専門教授を議決に加えることができる。
４　医学研究科教授会は学位規程第７条第２項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

（審査手続料及び審査）
第１２条　学位論文の提出並びに学位授与の申請が受理された者は、別表に定める学位論文審査手続料並びに審査料を指定の期日までに納入しなければならない。
２　指定期日までに納入がされなかった場合、学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理を取り消す場合がある。

（学位授与日等）
第１３条　学位授与の日付は、学位記授与式日とする。

（課程を経ない者（乙）の研究歴等）
第１４条　第７条第２項に定める必要な研究歴を有すると認める者は、次のいずれかに該当する者とする。
(1)　博士課程において４年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者で、博士課程を経た者（甲）の資格に該当しない者
(2)　大学において医学の課程を卒業した者で、研究生、助手等として、医師法で定めら

れた臨床研修期間を除き、本学の基礎系医学又は臨床系医学において５年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者。なお、助手等とは、助教・助教（准)、助手・助手（任期付)、診療助手、専攻医、副手をいう。ただし、診療助手、専攻医、副手については、平成１５年３月３１日までの期間を研究歴として認め、平成１５年４月１日以降は、認めない。

(3)　大学において歯学、獣医学、薬学の６年制課程を卒業した者で、臨床研修期間を除き、１年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、本学の基礎系医学において５年以上、臨床系医学において６年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者

(4)　大学において第１号、第２号及び前号以外の課程を卒業した者で、３年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、本学の基礎系医学において５年以上、臨床系医学において６年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者

(5)　第１号、第２号、第３号及び前号以外の課程を卒業した者で、４年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、１０年の研究歴を有する者

２　前項のほか、大学院に在学していた期間は、必要な研究歴として認めることができる。

３　大学又は医学研究科教授会が認めた機関において、専任職員として医学の研究を行い、研究実績の認められる期間は、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。

４　他大学、外国又は権威あるものと認める機関において医学の研究を行った者で、学位論文を作成した者については、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。

５　その他、日本医学会に所属、又はそれに相当するレベルの各学会における学会活動、研究業績等については、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。

（本学に研究歴のない者の申請資格等）

第１５条　課程を経ない者（乙）による博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、本学に研究歴として認められる籍のない者は、１年間、研究生として医学研究科に籍を置くこととする。

２　外国人留学生研究者（永住許可者等を除く。）については、前項に限らず、次の各号のとおりとする。

(1)　研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、原則として２年以上、研究生として本学に籍を置かなければならない。

(2)　母国における研究は、医科大学及びその附属研究機関に限る。その際、研究活動に従事していたことの証明書（日本語訳、機関長発行）及び研究業績等を提出することとし、医学研究科教授会において審議のうえ、認められれば当該機関に在籍した期間を研究歴とする。

(3)　日本学術振興会が行う「論文博士取得希望者に対する支援事業」の対象となり、支援を受けた期間については、研究歴とする。

(4)　外国において学校教育における１８年の課程を経ない者は、母国における研究期

間の年数から差し引くものとする。（例：５年制医科大学卒業の場合、母国における研究期間の年数から１年を差し引く。）

（語学試験）

第１６条　学位規程第３条第３項に定める語学試験は、次のとおりとする。

(1)　語学試験は、英語試験とする。

(2)　語学試験は、医学研究科入学試験外国語試験と共同で実施する。

(3)　試験時間は、２時間とする。

(4)　出題は、４問題を出題してそのうち３問題を選択解答するものとする。ただし、４問題すべて解答した場合には、最も低い点より３問題を有効解答とみなす。

(5)　１問題１００点満点とし、３問題で２１０点以上の得点をもって合格とする。ただし、３問題中２問題が７０点未満の場合には、不合格とする。

２　語学試験の出題は、医学研究科教授会の語学試験委員が行う。ただし、必要により語学試験委員以外の本学教員又は他大学の教員の協力を得ることができる。

３　医学研究科に入学するために外国語試験を受験し合格した者については、語学試験を免除することができる。ただし、標準在学年限を満たさずに中途退学した者を除く。

４　語学試験合格者は、合格日から６年以内に学位論文の提出並びに学位授与の申請をしなければならない。

（改　廃）

第１７条　この細則の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この細則は、平成２１年４月１日より施行する。なお、本細則の施行に伴い、学位論文審査に関する内規（平成１８年４月１９日　医学研究科委員会承認）及び学位論文としての共著論文の取扱内規（昭和５６年４月１日　医学研究科委員会承認）については、平成２０年３月３１日をもって廃止する。

また、第１５条第４項については、平成２１年度語学試験合格者より適用する。

附　則

この細則は、平成２２年４月１日より施行する。

ただし、第１５条第１項第２号に定める語学試験については、平成２２年度をもって廃止し、以後は同第２項に定める試験とする。

附　則

この改正は、平成２２年７月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１６条第３項ただし書きについては平成２２年度入学生から、同条第４項については平成２１年度語学試験合格者から

適用する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年４月１日から施行し、ただし、平成２６年度以前の入学生については、なお従前による。

附　則

この改正は、令和２年１月３０日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和３年８月４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

２　ただし、別表に定める審査料については、令和４年度申請者より適用する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年５月１日から施行する。

別表

審査手続料及び審査料

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">審査手続料</td><td>50,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査料</td><td>①　第２条第１項及び第２項に該当する者</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>②　第２条第３項に該当する者のうち、学位論文の所属が本学である者</td><td>500,000 円</td></tr>
<tr><td>③　上記①、②以外の者</td><td>700,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">学位記再交付手数料</td><td>30,000 円</td></tr>
</table>

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科医学専攻博士課程における在学年限の特例に関する細則

（平成２１年４月１日施行）

（目　的）

第１条　この細則は、大阪医科薬科大学大学院学則第７条第１項に基づき、医学研究科医学専攻博士課程の在学年限の特例に関する取り扱いについて定める。

（適用条件）

第２条　在学年限の特例の適用を受けて博士課程を修了することができる者は、次のすべてに該当している場合とする。

(1)　所定の単位を既に修得している者

(2)　指導教授より推薦された者

(3)　国際欧文雑誌に筆頭著者として掲載又は掲載予定の論文を、学位論文として有する者

(4)　前号の国際欧文雑誌において、Journal Citation Reports が定義する投稿時の Impact Factor が３．５以上である者

２　前項第４号の基準に関わらず、医学研究科教授会が種々の事情を考慮して特に必要と認めた場合に限り、特例として前項の基準を満たすものとして適用することができる。

（修了時期）

第３条　この規程による博士課程修了の時期は、３年次の学期末とする。

（必要手続）

第４条　在学年限の特例の適用を受けようとする者は、修了しようとする３年次の第２回目学位審査受付開始の２か月前までに次の書類を提出しなければならない。

(1)　申請書（本学所定様式）

(2)　指導教授による推薦書（本学所定様式）

(3)　第２条第３号に該当する学位論文　２部

(4)　在学中における学会発表、論文発表、研究活動等の業績一覧表（様式任意）

（資格審査）

第５条　在学年限の特例の適用を受けようとする者の資格審査は、前条の申請後、速やかに大学院委員会がこれを行うものとし、医学研究科教授会の議をもって決定する。

（決定通知）

第６条　在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、３年次の第２回目の申請受付時に所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

（改　廃）

第７条　この細則の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この細則は、平成２１年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１１日より施行する。

附　則

この改正は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年６月２日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科長期履修規程

（平成２２年４月１日施行）

（趣　旨）

第１条　この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第７条第４項の規定に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科における長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　長期履修を申請することができる者は､原則として社会人入学試験を経て入学し、長期履修をあらかじめ希望する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　病院、官公庁、企業等に正職員として在職（自営業含む。）している者（パートタイム勤務不可）

(2)　育児、介護等の事情を有する者

(3)　在学中に第１号要件に該当することが確定した者

(4)　その他、医学研究科長が相当と認めた者

２　前項第４号については、学位論文掲載証明の取得遅れ等を事由にする場合を除く。

（期　間）

第３条　長期履修期間は、大学院学則第７条第１項に定める標準修業年限に１年を加えた期間とする。

２　在学年限については、長期履修の適用の有無にかかわらず、大学院学則第７条第５項に準ずる。

３　博士課程において長期履修をする学生は、大学院学則第７条第１項に定める在学年限の特例の適用を受けることはできない。

（申　請）

第４条　入学を志願する者で長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て入学願書提出時に提出しなければならない。

２　在学生が新たに長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て提出しなければならない。

（許　可）

第５条　長期履修の許可は、前条の申請後、速やかに大学院委員会が審査を行い、医学研究科教授会の議を経て学長が行う。

（辞　退）

第６条　前条において長期履修を許可された者が辞退を希望する場合には、別表に定める必要書類及び提出期間に基づき、当該手続を行わなければならない。

（履　修）
第７条　長期履修を許可された者は、指導教授の指示の下において計画的に履修を行わなければならない。

（学費等）
第８条　長期履修を許可された者の学費については、標準修業年限の期間については大学院学則第２８条第１項に基づく授業料年額３５万円及び教育充実費年額１５万円とする。修士課程における長期履修適用期間については学費を徴収しない。博士課程における長期履修適用期間については授業料を徴収しないが、教育充実費年額１５万円に加え、長期履修登録料年額３５万円を納入しなければならない。

（雑　則）
第９条　この規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は大学院学則を準用し、必要に応じて医学研究科教授会が定める。

（改　廃）
第１０条　この規程の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度入学生から適用する。

附　則
この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、平成２２年度及び平成２３年度入学者については、なお従前の例による。

附　則
この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和２年２月３日から施行し、令和２年度入学生から適用する。

附　則
この改正は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度入学生から適用する。

附　則
この改正は、令和３年１１月１１日から施行する。

別　表

必要書類	第２条第１項第１号該当者 ①　長期履修申請書（別記様式第１） ②　在職（就業）証明書（職業を有することが確認できる書類。入学試験出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。） ③　その他必要と認める書類 第２条第１項第２号該当者 ①　長期履修申請書（別記様式第１） ②　次のうち該当する書類 ア　母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類 イ　介護認定書あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書および住民票等の被介護者との関係がわかる書類 第２条第１項第３号該当者 第２条第１項第１号該当者と同様の書類 第２条第１項第４号該当者 相当と認めるための当該事由を明らかにすることができる公的機関、病院等の証明書 第６条該当者 長期履修辞退願（別記様式第２）
提出期間	・申　請 入学生：大学院入学試験出願時 在学生：修士課程第２学年在籍時９月末まで、博士課程第３学年在籍時１２月末までの大学院委員会が定める時期 ・辞　退 上記在学生の申請期限まで
提出先	学務部医学事務課

大阪医科薬科大学　学生等懲戒規程

（平成２７年４月１日施行）

（目　的）

第１条　この規程は、学校教育法施行規則第２６条第５項に従い、大阪医科薬科大学学則（以下、「学則」という。）第３４条に規定する懲戒に関する手続き等について定める。

（対象学生）

第２条　この規程において懲戒の対象とする学生等とは、学部学生及び大学院生（以下、「学生等」という。）のことをいう。

２　聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究学生の取り扱いは、この規程に準ずるものとし、必要な事項は別に定める。

（考え方）

第３条　懲戒は、学生等が懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生等の本分を全うさせるための教育的指導の一環として行うものである。

２　懲戒は、対象となる行為の様態や結果等を総合的に検討して行う。

（対象行為）

第４条　懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）

(2)　重大な交通法規違反

(3)　ハラスメント行為

(4)　情報倫理に反する行為

(5)　学問的倫理、研究倫理に反する行為

(6)　学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

(7)　授業、試験等における不正行為

(8)　その他、公序良俗に反する行為

２　前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表１及び２に定める。

（事情聴取）

第５条　懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、当該学部長又は研究科長は、学長の指示に基づき、遅滞なく保護者又は保証人に当該学生等が懲戒の対象となる可能性がある旨を通知するとともに、次の各号に定める会議において当該学生等に対する事情聴取を行い、事実関係を確認しなければならない。

(1)　医学部　医学学生生活支援センター会議

(2)　薬学部　薬学学生委員会

(3)　看護学部　看護学学生生活支援センター会議

(4)　医学研究科　医学研究科大学院委員会

(5)　薬学研究科　薬学研究科大学院委員会
(6)　看護学研究科　看護学研究科大学院委員会

２　当該学部長又は研究科長は、前項の事情聴取にあたり、事前に当該学生等に対して要旨を口頭又は文書で告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生等が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。

３　事情聴取を行う際、当該学部長又は研究科長から事前に許可を受けた場合に限り、当該学生等は付添人１名を伴うことができるものとし、また、必要に応じて文書又は代理人よる弁明を行うことができる。

４　第３項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、起訴や裁判等の結果を待たなければならない等の特段の事情がある場合は、この限りではない。

（自宅待機）

第６条　学長は、処分が決定するまでの間、当該学生等に対して自宅待機を命ずることができる。

２　自宅待機中に停学処分が決定した場合、自宅待機期間を処分期間に含むことができる。

（懲戒決定までの手続き）

第７条　当該学部長又は研究科長は、第５条の事情聴取の結果を学長に報告する。

２　学長は、当該教授会の意見を聴いて、懲戒が必要であると判断した場合、事情聴取の報告を受けて直ちに懲戒の手続きを開始しなければならない。

（懲戒委員会）

第８条　学長は、前条第２項に基づき、懲戒委員会を設置して検討を行う。

２　懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　当該学部長又は研究科長
(2)　学生生活支援センター長及び薬学学生委員長
(3)　教育センター長及び薬学教務委員長
(4)　研究科大学院委員会委員長（ただし、研究科に係る場合に限る。）
(5)　学務部長及び薬学学務部長
(6)　その他、必要に応じて学長が指名した者（外部有識者含む。）　若干名

３　懲戒委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者をもって充てる。

４　委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

５　懲戒委員会は、必要に応じて、当該学生等から事情聴取を行うことができる。

６　懲戒委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、裁判の判決等を待つ必要があると認められた場合には、議決を留保することができる。

７　懲戒委員会は、当該事案に係る懲戒等の可否、処分内容等について、報告書を学長に提出しなければならない。

（懲戒種類）

第９条　学則第３４条に定める懲戒は、次のとおりとする。

(1)　戒告は、学長が、学生等の行った行為の責任を確認してその将来について口頭及び書面をもって戒めるものとする。

(2)　停学は、学長が、一定期間、学生等の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。停学期間は在学年限には含むが、修業年限には含まれない。

(3)　退学は、学長が、学生等としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

（懲戒期間）

第１０条　懲戒の対象期間は、本学の学籍を有する期間とする。

（厳重注意）

第１１条　懲戒に相当しない場合でも、学長は、当該教授会の意見を踏まえて当該学生等に訓告あるいは厳重注意を行うことができる。

２　訓告あるいは厳重注意を受けた当該学生等は、直ちに反省文を学長に提出しなければならない。

（停学期間）

第１２条　停学の期間は、有期又は無期とする。

（無期停学の解除）

第１３条　無期停学は、懲戒の発効日から６か月を経過した後でなければ解除できない。

２　学長は、無期停学の解除が適当であると認めたときは、６か月を経過する直前又は直近の教授会において、その解除を発議することができる。

３　無期停学の解除は、当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。

４　無期停学解除の学生等への通告、保護者及び保証人への通知は、文書をもって行う。

（停学期間中の指導）

第１４条　当該学部長又は研究科長は、停学期間中、当該学生等に教育的指導を行わなければならない。

２　当該学部長又は研究科長は、停学期間中に教育的指導が必要と判断した場合、当該学生等に対して施設の利用及び特定の授業への参加を認めることができる。

（懲戒の発効）

第１５条　懲戒は、懲戒委員会からの報告及び当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。

２　懲戒は、当該学生等に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

（通告等）

第１６条　学長は、当該学生等に対して懲戒の内容を文書により通告する。

２　学長は、当該学生等の保護者又は保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

（公　示）

第１７条　学長は、懲戒を行った場合には直ちに公示しなければならない。

２　公示事項は、所属学部又は研究科、学科（専攻）、学年（課程・回生）、懲戒の種類、懲戒理由とする。

３　公示期間は、発効日から１か月とする。ただし、学長が必要と認める場合には期間を変更することがある。

４　当該教授会の議を経て、学長が特段の事情があると認める場合に限り、公示の一部又は全部を公開しないことができる。

（不服申立て）

第１８条　懲戒を課せられた当該学生等は、懲戒の発効日から３０日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して３０日以内に不服申立てを行うことができる。

２　不服申立てをしようとする当該学生等は、保証人連署のうえ、不服申立書を本部キャンパスの場合は学務部、阿武山キャンパスの場合は薬学学務部に提出しなければならない。

（不服申立審査）

第１９条　学長は、前条の不服申立てに基づき、当該学部長又は研究科長に対し、当該学生の所属に応じて、第５条第１項第１号から第６号に規定する会議の開催を指示し、審査をさせなければならない。

２　第５条第１項第１号から第６号に規定する会議は、学生等から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

３　第５条第１項第１号から第６号に規定する会議が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

４　不服申立てをした当該学生等は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

５　第５条第１項第１号から第６号に規定する会議で懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立て却下を求める旨の意見を学長に行う。

６　第５条第１項第１号から第６号に規定する会議は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の変更を求める旨の意見を学長に行う。

７　学長は、第５項及び前項の意見を踏まえ、当該教授会の議を経て、不服申立てをした学生等に審査の結果を通知する。

（再審議）

第２０条　前条第６項の意見を受けた場合、学長は、直ちに懲戒委員会に再審議を指示しなければならない。

２　前項に基づき、懲戒委員会は、第５条から第８条までの規定を準用し、再審議を行う。

３　再審議を行う際には、第８条第２項第６号委員として新たに委員を追加するなど、公正性を担保しなければならない。

（懲戒対象者の退学申し出の取り扱い）
第２１条　学長は、懲戒決定前に当該学生等から退学の申し出があった場合には、決定するまでこの申し出を受理しない。

（懲戒に関する記録）
第２２条　学長は、懲戒の事実を学籍簿に記録しなければならない。

（所　管）
第２３条　懲戒に関する事務は、学務部又は薬学学務部が行う。

（雑　則）
第２４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改　廃）
第２５条　この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２９年１１月８日から施行する。

附　則
この改正は、平成３０年７月３１日から施行する。

附　則
この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和４年４月１日から施行する。

別表１

懲戒対象行為及び懲戒の種類

区分	事　項	種　類
Ⅰ 犯罪行為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学 又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	
	⑥「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	
Ⅱ 交通事故・違反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学 又は停学（無期）
	②死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	
	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	④無免許運転、飲酒運転（ほう助含む。）暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期） 又は戒告

区分	事　項	種　類
Ⅲ　学内秩序を乱す行為	①「学校法人大阪医科薬科大学ハラスメント等の防止等に関する規程」に抵触する行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	②「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護規則」に抵触する行為	
	③「大阪医科薬科大学病院個人情報保護規程」に抵触する行為	
	④「学校法人大阪医科薬科大学ソーシャルメディア利用規程」に抵触する行為	
	⑤本学が実施する授業、試験等における不正行為（別表２）	退学 又は停学（無期又は有期）
	⑥飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学 又は停学（無期）
	⑦飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑧未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑨本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑩本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為及び拘束行為等	
	⑪本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑫本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為及び不法改築行為等	
	⑬研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等）	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑭反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	
	⑮違法薬物（麻薬、大麻、危険ドラッグ等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	
	⑯その他、本学の秩序を乱して学生の本分に反した行為又は公序良俗に反する行為	

別表２

本学が実施する授業、試験等における不正行為

<table>
<tr><th colspan="2">事　例</th><th>当該科目
単位認定</th></tr>
<tr><td rowspan="6">単位認定に係る
試験時の行為</td><td>身代わり受験をすること及び身代わり受験を依頼すること</td><td rowspan="9">認定しない
※薬学部については、別に定める規程に基づき、受験科目の無効及び処分を行う</td></tr>
<tr><td>試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの</td></tr>
<tr><td>答案を交換すること</td></tr>
<tr><td>他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること</td></tr>
<tr><td>使用が認められていない又は指定されていないノート又は参考書等を使用すること</td></tr>
<tr><td>その他不正な行為と認められること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">単位認定に係る
レポートの行為</td><td>他人の著作物を盗用すること</td></tr>
<tr><td>実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること</td></tr>
<tr><td>他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の学生等に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者</td><td rowspan="2">認定しないことができる</td></tr>
<tr><td colspan="2">授業の実施に係るその他不正な行為と認められること</td></tr>
</table>

大阪医科薬科大学　ティーチング・アシスタント規程

（平成５年４月１日施行）

（目　的）

第１条　この規程は、大阪医科薬科大学大学院に在席する大学院生が、教育的配慮の下に所属研究科の基礎となる学部の学生に対する教育補助業務に従事し、これに対する手当支給により、大学院生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るため、必要な事項を定める。

（名　称）

第２条　前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

（対　象）

第３条　ティーチング・アシスタントは、大学院医学研究科及び看護学研究科の大学院生から採用する。

２　リサーチ・アシスタントとして採用される者又は社会人大学院生として入学し、主たる本務先をもつ者（休職中を除く）については、ティーチング・アシスタントになることはできない。

（選考と採用決定）

第４条　ティーチング・アシスタントは、当該学部の授業科目を担当する教授若しくはそれに代わる教員の上申により、当該研究科教授会を経て学長が採用を決定する。

（処　遇）

第５条　ティーチング・アシスタントに対し、手当を支給することができる。手当については、時間給とし、支給に関する事項は、契約書で定める。

２　ティーチング・アシスタントとして勤務する期間は、１年を限度とする。ただし、再採用することができる。

（勤務時間）

第６条　ティーチング・アシスタントの勤務時間は、月４０時間（週１０時間程度）以内を基準とする。ただし、当該大学院生の通常の研究、授業等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

２　学外研修期間等については、勤務することはできない。

（勤務報告）

第７条　上申者は、毎年度の当初に当該年度のティーチング・アシスタントに係る勤務計画書を、学長に提出するものとする。

２　前項の計画書の様式は、別記様式のとおりとする。

３　上申者は、翌月２日までにティーチング・アシスタントの当月の勤務時間報告書を、学長に提出するものとする。

（実施細目）

第８条　この規程に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関し必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

（事　務）

第９条　ティーチング・アシスタントに係る事務については、人事部が上申の取り纏め、支給に関する契約及び給与支給等を行い、学務部は、当該研究科教授会での審議に係る事務を担当する。

（規程改廃）

第１０条　この規程の改廃は、医学研究科教授会、看護学研究科教授会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成５年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２３年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２６年５月１日より施行する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日より施行する。

附　則

この改正は、令和３年４月１日より施行する。

大阪医科薬科大学　医学研究科及び看護学研究科リサーチ・アシスタント規程

（平成１７年４月１日施行）

（目　的）

第１条　この規程は、大阪医科薬科大学大学院における研究体制の充実及び若手研究者の育成に資するため、大学院医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程に在籍する大学院生のうち、研究プロジェクト等に必要な補助的業務を行う者の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（名　称）

第２条　前条に定める研究補助的業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタントとする。

（対　象）

第３条　リサーチ・アシスタントは、大学院医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程の大学院生から採用する。

２　ティーチング・アシスタントとして採用される者又は社会人大学院生として入学し、主たる本務先（休職中を除く）をもつ者については、リサーチ・アシスタントになることはできない。

（選考と採用決定）

第４条　リサーチ・アシスタントは、大学院生のうち、将来研究者となる意欲と優れた能力を有する者を指導教授の上申により、当該研究科教授会を経て学長が採用を決定する。

（処　遇）

第５条　リサーチ・アシスタントには、別に定める手当を支給する。支給に関する事項は、契約書で定める。

２　リサーチ・アシスタントの採用期間は１年以内とする。ただし、再採用することができる。

３　研究プロジェクト等に要する経費のうち、個人を特定して支出されるものを対象として、予算の範囲内で旅費、調査費、図書費等を支給することができる。

（研究に従事する時間）

第６条　リサーチ・アシスタントとして研究に従事する時間は、１日８時間以内とする。ただし、大学院生として通常の研究及び授業等に支障を生じさせないため、１か月の合計時間は８０時間以内（１週の合計時間は２０時間程度）、１年の合計時間は６００時間以内とする。

２　学外研修期間等については、従事することはできない。

（研究補助時間の報告）
第７条　上申者は、翌月２日までにリサーチ・アシスタントの当月の勤務報告書を、学長に提出するものとする。

（実施細目）
第８条　この規程に定めるもののほか、リサーチ・アシスタントの実施に関し必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

（事　務）
第９条　リサーチ・アシスタントに係る事務については、人事部が上申の取り纏め、支給に関する契約及び給与支給等を行い、学務部は、当該研究科教授会での審議に係る事務を担当する。

（規程改廃）
第１０条　この規程の改廃は、医学研究科教授会、看護学研究科教授会の議を経て学長が行う。

附　則
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２６年５月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和６年４月１日から施行する。

大阪医科薬科大学　大学院医学研究科医学専攻博士課程給付奨学金支給規程

（平成２０年４月１日施行）

（目　的）

第１条　この規程は、大阪医科薬科大学大学院医学研究科医学専攻博士課程（以下、「本課程」という。）の第２条第１項に定める教室に在学する大学院生に対し、年間の授業料及び教育充実費を給付奨学金として支給することにより、在学中の研究活動等を奨励し、基礎医学を振興することを目的とする。

（対象者）

第２条　給付奨学金の支給は、本課程の解剖学、生理学、生化学、化学、薬理学、創薬医学、病理学、微生物学・感染制御学、衛生学・公衆衛生学、法医学、社会・行動科学の各教室に所属する大学院生より経済的状況等を総合的に勘案し、大学院委員会において最終支給対象者を決定する。

２　前項に加え、研究水準の向上と強化を図ることを目的として設置された田中忠彌国際交流基金等に基づき、本課程に在籍のまま派遣される大学院生も対象とする。この場合、田中忠彌国際交流基金運営委員会等からの当該派遣者決定の報告に基づき、大学院委員会において決定する。

（支給額）

第３条　給付奨学金の支給額は、年間の授業料及び教育充実費相当額とする。ただし、前条第２項に該当する場合には、派遣年度中の支給とし、年度途中で帰学する場合には都度調整する。

（支給方法）

第４条　給付奨学金の支給は、支給相当額を１２（月数）に案分し、当該学生の口座に毎月振り込むこととする。

（対象除外）

第５条　第２条に該当する場合であっても、正課外で学外機関等において研修する者及び学外機関等において研修することが在学中に決定した者並びに研修先から給与が支給される者においては、審議の上、研修期間中は支給対象より原則除外する。

（辞　退）

第６条　給付奨学金支給対象者は、給付奨学金の支給を辞退することができる。

（返　還）

第７条　給付奨学金受給者は、修業年限を満たさずに本課程を退学した場合には、その受領した奨学金を全額返還しなければならない。

（併　給）
第８条　給付奨学金受給者は、他の奨学金と併給することができる。

（所　管）
第９条　給付奨学金に係る所管は、支給対象者の決定までは学務部医学事務課とし、支給については、人事部とする。

（改　廃）
第１０条　この規程の改廃は、大学院委員会及び医学研究科教授会並びに法人運営会議の議を経て、学長が行う。

附　則
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、令和２年２月１３日から施行する。

附　則
この改正は、令和３年５月２７日から施行する。

附　則
この改正は、令和３年１１月１１日から施行する。

学校法人大阪医科薬科大学　大阪医科薬科大学鈎奨学基金規程

（平成１７年４月１日施行）

（設置・目的）

第１条　大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、故鈎スミ子氏（本学名誉教授）のご遺志による本学への寄付金をもって、鈎奨学基金を設置する。

（事　業）

第２条　鈎奨学基金は、故鈎スミ子氏（本学名誉教授）のご遺志に基づき、次の各号の事業を行う。

(1)　学業、人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由により修学困難な医学部及び大学院医学研究科女子学生に対する奨学金の給付

(2)　研究業績が顕著な医学部及び大学院医学研究科の女性研究者に対する研究助成金の給付

（運　営）

第３条　鈎奨学基金の運営は、個別管理とし、基金元本よりの支出をもって賄うものとする。

（運営委員会）

第４条　鈎奨学基金を有効に活用するため、鈎奨学基金運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会構成）

第５条　運営委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

(1)　学長

(2)　医学部長

(3)　医学教育センター長

(4)　医学学生生活支援センター長

(5)　医学研究科教授会選出委員　１名

(6)　理事長が指名する者　１名

(7)　学長が推薦する講師以上の女性教員　１名

(8)　受賞経験者　１名

２　委員は、理事長が委嘱する。

３　委員長は、学長をもって充て、理事長が委嘱する。

４　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

（運営委員の任期）

第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、研究助成金に応募できない。

（運営委員会の議事）
第７条　運営委員会は、毎年１回開催するほか、委員長が必要に応じて招集する。
２　運営委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。
３　運営委員会は、委員全員の出席がなければその議事を行うことができない。ただし、やむを得ず出席できない場合は、委任状を提出することができる。
４　運営委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。
６　委員は、同一の所属の者が研究助成金に応募した場合は、運営委員会での審議に参加できない。

（運営委員会の開催）
第８条　運営委員会は、奨学金及び研究助成金給付申請者を公募するため２月第４水曜日及び給付者決定のため６月第４水曜日に原則年２回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時開催するものとする。

（報　告）
第９条　運営委員会委員長は、鈎奨学基金の運営について運営委員会の議を経て、理事長に報告するものとする。

（運用・管理）
第１０条　鈎奨学基金の資金としての運用・管理は、財務部経理課が行う。

（事　務）
第１１条　運営委員会の事務は、学務部医学事務課が行う。

（細　則）
第１２条　この規程の細則は、別に定める。

（改　廃）
第１３条　この規程の改廃は、運営委員会、医学部教授会、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１７年１１月１５日から施行する。

附　則

この改正は、平成１８年６月８日から施行する。

附　則

この改正は、平成１８年１２月２８日から施行する。

附　則

この改正は、平成１９年９月１１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年１月２７日から施行する。

附　則

この改正は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年１１月１日から施行する。

学校法人大阪医科薬科大学　大阪医科薬科大学鈎奨学基金規程細則

（平成１７年４月１日施行）

（趣　旨）

第１条　学校法人大阪医科薬科大学大阪医科薬科大学鈎奨学基金規程（以下、「規程」という。）第１２条の規定に基づき、鈎奨学基金の円滑な運用を図るため、この細則を定める。

（募　集）

第２条　奨学金及び研究助成金の給付申請者の募集は、原則として毎年１回行うものとし、運営委員会がその期限を定めて公示するものとする。

（提出書類）

第３条　規程第２条第１項第１号を受けようとする女子学生は、奨学金申込書、志願理由書及び家計支持者の収入を証明できる書類を学務部医学事務課に、規程同条同項第２号を受けようとする女性研究者は、鈎奨学基金研究助成金給付申請書、申請業績の代表的な論文３編の別刷を研究推進課に提出しなければならない。

（奨学金給付候補者選出）

第４条　医学部及び大学院医学研究科女子学生の奨学金給付候補者の選出は、医学部は医学学生生活支援センター、医学研究科は大学院委員会において応募者から原則２名以内を選出し、学長へ推薦する。

２　推薦した奨学金給付候補者については、運営委員会の議を経て、医学部教授会及び医学研究科教授会で報告しなければならない。

３　選出回数は、医学部６年間で２回を超えない範囲とし、大学院医学研究科は４年間で１回のみとする。

４　奨学金給付候補者選出の事務は、医学部、医学研究科ともに学務部医学事務課が行う。

（研究助成金給付候補者選出）

第５条　女性研究者の研究助成金給付候補者の選出は、鈎奨学基金研究助成審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設けて行い、応募者から原則２名以内を選出する。

２　選出回数は、初回の受賞年度から５年間で２回を超えない範囲とし、連続して受賞することはできない。

３　審査委員会は、募集締め切り後、応募者の所属長に該当しない医学部教授の中から医学部教授会選出の５名（女性、男性ともに３名以内）を委員として構成する。

４　委員は、理事長が委嘱する。

５　委員の任期は、医学部教授会選出の日から年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

６　審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出し、理事長が委嘱する。

７　委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
８　審査委員会は、委員全員の出席がなければその議事を行うことができない。ただし、やむを得ず出席できない場合は、委任状を提出することができる。
９　審査委員会の議事は委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
１０　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。
１１　委員長は、審査委員会で審議及び決定した事項について、運営委員会委員長に報告しなければならない。
１２　審査委員会の事務は、研究推進課が行う。

（決定及び通知）
第６条　運営委員会は、選出された奨学金及び研究助成金給付候補者の中から給付者を決定し、医学部教授会及び医学研究科教授会への報告を経て本人に通知するものとする。
２　運営委員会委員長は、決定した奨学金及び研究助成金給付者を故鈎スミ子ご遺族に報告することがある。
３　給付者決定後、学長は、授賞式を執り行うものとする。
４　給付金は、授賞式終了後、給付者の指定する口座へ振り込むものとする。

（改　廃）
第７条　この細則の改廃は、運営委員会、医学部教授会及び医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附　則
この細則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成１７年１１月１５日から施行する。

附　則
この改正は、平成１８年６月８日から施行する。

附　則
この改正は、平成１９年９月１１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則
この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年１月２７日から施行する。

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年１１月１日から施行する。

大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報保護についての基本方針

大阪医科薬科大学（以下、本学という）は、学生等の個人情報の保護を重要な責務と考え、個人情報の保護に関する法律に定める事項に関し、学生等に関する個人情報の適正な取扱を確保するため、以下の個人情報保護方針を定め、周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

なお、個人情報とは、①入学手続等に関し提出のあった学生カード等から取得した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話含）、メールアドレス、入学までの履歴、保護者（氏名・続柄・職業・勤務先・住所）、本人以外の家族状況等の内容やこれらの変更内容などから特定の個人を識別できる情報、②授業科目の履修及び学習の評価によって生ずる情報、③肖像（授業風景、大学生活、課外活動等を撮影した写真や画像）をいいます。

1. 個人情報の取得について

（1） 本学では、入学予定者が入学手続に際し提出した「学籍簿台帳」等の内容やこれらの変更内容など、学生と保護者の個人情報を記録し保存します。保存した個人情報は「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に則り、必要な範囲内に限定して利用します。

（2） 本学では、学生の授業科目履修状況や学習評価及び進級に関する様々な学習評価の個人情報は学籍管理システム等に保存します。

（3） 本学では、学生の授業風景、大学生活、課外活動等を撮影した写真や画像を広報活動等に利用することがあります。

2. 個人情報の管理について

（1） 本学では、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律関連法令」並びに「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」及びその他大阪医科薬科大学諸規程等で学生等の個人情報の安全管理に努めます。また、取り扱う学生等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために適切な措置を講じます。

（2） 本学では、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

① 学生等から同意を得ている場合。

② 法令に基づく場合。

③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要で本人の同意を得ることが困難な場合。

3. 情報の開示等対応について

（1） 本学では、学生等または学生等の許可を得た代理人からの個人情報の開示請求について、教育活動並びに学生生活に与える影響を勘案しながら、速やかに対応します。

（2） 本学では、個人情報の改ざんが行われないよう厳重な管理をしますが、誤った個人情報が記録されている時は,速やかに訂正等をします。

（3） 本学では、苦情及びお問合せにつきましては、コンプライアンス委員会事務局（総務部総務課（内線 2616））にて承ります。

2021 年 4 月 1 日

大 阪 医 科 薬 科 大 学　学長

大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報の利用目的

大阪医科薬科大学（以下本学という）では本学の理念に基づいた教育を実施するため、学生（在学生、卒業生を含む)、研究生、学位申請者および保護者、保証人等関係者の皆様の個人情報を取得しますが、その利用目的は原則として以下に限定することといたします。

１．成績評価・成績判定・試験合否判定、また授業・実習の編成・実施上必要な基礎データの構築の利用

（１）成績評価、教育実施およびその内容改善に必要な利用目的

① 成績一覧等の成績評価判定用の学内資料の作成

② 本学の教育内容を改善する為の成績データ・アンケート等の分析

③ 学年別名簿作成・時間割編成等教育実施に必要な資料の作成

④ 学外実習、学外講座等の該当機関に履修上必要な各種届の提出

⑤ 授業内容、試験日、学内行事等の学生宛連絡
(対象者の氏名・学籍番号を学内掲示することを含む)

⑥ 国家試験の手続き上必要な資料の作成

⑦ 学位申請手続き上必要な資料の作成

２．本学での学生生活上必要な諸手続きに対しての事務上の利用

（１）学内生活上の庶務手続に関すること

① 学生証、各種証明書の発行および管理

② 健康管理、保険等に関する諸手続および必要書類の関係機関宛送付

③ 教室・ロッカー等本学施設・備品の使用管理

④ 学友会等の活動に関する各種届出の受理・保管

⑤ 上記手続に必要な本人宛連絡（学内掲示を含む)

（２）教学事務に関すること

① 学籍・成績データ・卒業生名簿等の作成・保管・管理

② 退学・休学等の事務手続

③ 学生移動の統計資料の作成

（３）学生指導に関すること

① 学生成績を始めとした学生情報の保護者宛開示

（４）奨学金他、学費に関すること

（５）大学院進学に関する諸手続き

３．本学の情報公開および各種案内に必要な利用

① 大学案内、募集要領、学内行事等案内の送付

② 保護者会、同窓会等の関係者宛案内

③ 本学教学活動に関する外部監査機関への情報提示

④ 大学案内・要覧冊子やホームページ等への写真・画像掲載

以上の利用目的については、学生等皆様のご了承をいただいたものとして取扱させていただきます。あらかじめ利用目的を公表していない事項の利用につきましては、その利用目的を通知又は公表等を行い、ご了承をいただくこととします。

2021 年 4 月 1 日

大 阪 医 科 薬 科 大 学　学長

＜共 通 科 目＞

統　合　講　義

1．目的

本学医学研究科において、高度の医学知識と医療技術を身に付けた人間性豊かな医療人を目指すにあたり、その導入教育として多岐にわたる専門分野の講義を多角的に履修し理解することにより、各自が目指す今後の専門研究に必要な基本的知識及び考え方を修得する。

2．担当責任

大学院医学研究科

3．授業形態

講義、医学会講演会による講義を実施する。本講義は第1学年必修科目とする。

再履修生、その他学生、研究生及び一般にも公開する。

なお、講義日程及び担当者の変更が生じた場合には、学務部医学事務課より、随時連絡する。

4．評価方法

講義への出席及びレポートをもって行う。出席は2/3以上の出席、レポートは3回以上の提出を義務付ける。

出席については、各自に配布している「出席表」への捺印またはサインをもって行う。そのため、出席の際には必ず「出席表」を持参すること。

5．講義スケジュール

別表参照

2024年度　統合講義日程

№.	授業日	講　義　名	担当部門	講義担当者
1	4 / 8（月）	研究を始めるにあたって（実験ノート、研究者倫理、症例登録等）	研究支援センター	髙井　真司／栗生　俊彦
2	4 /15（月）	医学研究講座１：実験動物の取扱について	実験動物部門	田中　淳
3	4 /22（月）	医学研究講座２：特定生物（微生物・遺伝子組換え生物）使用実験について	生物安全管理委員会	矢野　貴人／中野　隆史
4	5 /13（月）	医学研究講座３：実験環境の安全管理	実験環境安全管理委員会	中野　隆史
5	5 /20（月）	医学研究講座４：医療統計Ⅰ	医療統計室	伊藤　ゆり
6	5 /27（月）	医学研究講座５：医療統計Ⅱ	医療統計室	西岡　大輔
7	6 / 3（月）	医学研究講座６：医療統計Ⅲ	医療統計室	西岡　大輔
8	6 /10（月）	医学研究講座７：医療統計Ⅳ	医療統計室	伊藤　ゆり
9	6 /12（水）	医学会春季学術講演会（開始時間・会場は別途通知）	医学研究科	髙井　真司
10	6 /17（月）	医学研究講座８：学位論文の書き方	創薬医学教室	髙井　真司
11	6 /24（月）	仮題）学術誌の選別について	本部図書館	小野　富三人
12	7 / 1（月）	基礎医学研究講座１：基礎系研究室で行っている実験・研究について	解剖学教室	近藤　洋一
13	7 / 8（月）	基礎医学研究講座２：基礎系研究室で行っている実験・研究について	生理学教室	坂田　宗平
14	7 /22（月）	基礎医学研究講座３：基礎系研究室で行っている実験・研究について	生化学教室	矢野　貴人
15	7 /29（月）	研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
16	8 / 5（月）	研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
17	8 /19（月）	基礎医学研究講座４：基礎系研究室で行っている実験・研究について	薬理学教室	森原　啓文
18	8 /26（月）	基礎医学研究講座５：基礎系研究室で行っている実験・研究について	創薬医学教室	髙井　真司
19	9 / 2（月）	基礎医学研究講座６：基礎系研究室で行っている実験・研究について	病理学教室	廣瀬　善信
20	9 / 9（月）	基礎医学研究講座７：基礎系研究室で行っている実験・研究について	衛生学・公衆衛生学教室	久藤　麻子
21	9 /30（月）	基礎医学研究講座８：基礎系研究室で行っている実験・研究について	微生物学・感染制御学教室	小川　拓
22	10/ 7（月）	基礎医学研究講座９：基礎系研究室で行っている実験・研究について	法医学教室	片木　宗弘
23	10/21（月）	基礎医学研究講座10：基礎系研究室で行っている実験・研究について	社会・行動科学教室	本庄　かおり
24	10/28（月）	医学研究講座９：実験動物の種類と動物疾患モデル	実験動物部門	田中　淳
25	11/11（月）	医学研究講座10：情報社会におけるセキュリティ保持の重要性	情報企画管理部	井口　健
26	11/18（月）	医学研究講座11：本学における産業連携の実例	産学連携	大槻　周平
28	11/20（水）	医学会秋季学術講演会（開始時間・会場は別途通知）	医学研究科	髙井　真司
27	11/25（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本　慎太郎／谷口　高平
29	12/ 2（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本　慎太郎／谷口　高平
30	12/ 9（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本　慎太郎／谷口　高平
31	12/16（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本　慎太郎／谷口　高平
32	12/23（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本　慎太郎／谷口　高平
33	1 / 6（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
34	1 /20（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
35	1 /27（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
36	2 / 3（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
37	2 /10（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
38	2 /17（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—

※講義名・講義担当者・講義会場については、変更する場合があります。
〈講義時間〉　17:00～
〈講義会場〉　統合講義：P302教室（新講義実習棟３階）
研究経過報告・研究成果発表会：P301／ P302教室（新講義実習棟３階）

基 礎 研 究 法 実 習

1．目的

自立して研究活動を行うことのできる高度の研究能力を身に付けた医療人を目指すにあたり、特に基礎的な医学分野の研究手法を履修し理解することにより、今後の各自の専門研究に必要な基本技術及び考え方を修得する。

2．担当責任

大学院医学研究科

3．授業形態

実習を実施する。本実習は必修科目とし、第 1 学年から第 3 学年の間に原則として半年以上、基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。

4．評価方法

報告書をもって行う。報告書書式については、医学研究科ホームページより専用書式を入手して作成し、学務部医学事務課に提出すること。

なお、報告書の最終提出締切りは、実習中または修了後に個々に告知する。

5．講義スケジュール

基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育の教育要項「授業科目」に記載されている「実習」をひとつ以上、各自が選択し履修する。

第 3 学年次であっても、第 1 学年・第 2 学年対象の科目を履修できる。

実習の開始・修了時期及び曜日・日時については、実習指導を行う教員と相談して決めることができる。

6．単位及び単位認定

取得できる単位は 1 単位とする。

本実習の代わりとして、他の研究施設や臨床研究室での実習を希望する者は、所定の書式をもって申し出ることができる。申し出の可否については、大学院委員会で審議する。結果、同等の研究手法の修得が可能であると認められたものについては、本実習の単位を認定する。

＜専攻授業科目＞

解　　剖　　学

【担当教員】

教　　授：近藤 洋一

准 教 授：平田 あずみ、杉山 紀之

講　　師：二木 杉子

講師(准)：濱岡 仁美

助　　教：田中 義久、井上 順治、元野 誠、藤島 和人

【一般目標】

当教室で行っている研究（髄鞘再生、骨再生と歯の形成機構、尿細管形成の分子機構など）を通して、自ら科学的問題を提起し、仮説を立て、実証に向けた研究計画を立案・実行する能力を養う。

【行動目標】

1）細胞生物学、細胞死、器官発生、再生医学などについて最新の専門的知識を得て自らの研究に応用することができる。

2）光学顕微鏡、レーザー共焦点顕微鏡、電子顕微鏡などを用いた形態学的な解析ができる。

3）各種の生化学的、分子生物学的手法を用いて研究を遂行できる。

4）研究結果をまとめ学会や研究会で報告できる。

5）研究結果をまとめ英文の論文を書くことができる。

6）医学教育の補助ができる。

【授業形態】

講義：細胞・遺伝子に関して、研究上必要な基本的知識及びその取り扱い上必要な知識を教授する。

演習：文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。

実習：各種実験手技を習得する。

【予習・復習】

予習：講義資料に目を通し、知らない概念や、専門用語については調べておく。

復習：自分の研究計画に沿って、学んだことをどのように活用できるかを考察、調査する。

【オフィスアワー】

担当教員：近藤 洋一

日　　時：通年

※上記期間中の金曜日16：20～17：50、E-mail で予めアポイントを取ること。

場　　所：解剖学教室（総合研究棟 6 階）

連絡方法：内線 2630、メールアドレス（konchan@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況、研究態度により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）上記行動目標の1）～3）の少なくとも一つを習得する。

2）上記行動目標の4）～6）を全て習得する。

【授業内容】

（第1学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	11:00～12:30	後期	2	講義	細胞死	細胞死の多様な機序と形態	近藤 平田	セミナー室
	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	通年	2	演習	解剖学セミナー	関連論文の抄読および 研究討論	杉山 濱岡	セミナー室
水	13:00～17:30	後期	2	実習	遺伝子導入と その発現解析Ⅰ	実技と所見の検討Ⅰ	元野 藤島	実験室
木	17:00～20:00	通年	2	実習	免疫組織学化学 染色	実技と所見の検討	井上 二木 田中	実験室

（第2学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	9:00～10:30	後期	2	講義	再生医学	幹細胞生物学とその応用	近藤 平田	セミナー室
火	17:00～18:30	通年	2	演習	解剖学セミナー	関連論文の抄読および 研究討論	杉山 濱岡	セミナー室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	遺伝子導入と その発現解析Ⅱ	実技と所見の検討Ⅱ	元野 藤島	実験室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	in situハイブリダイゼーション法 免疫電顕	実技と所見の検討Ⅲ	井上 二木 田中	実験室

（第1～3学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

生　　理　　学

【担当教員】

教　　授：小野 富三人

准 教 授：坂田 宗平

講　　師：佐々木 真理、山本 耕裕

講師(准)：大黒 恵理子、江頭 良明、山下 愛美

助　　教：中城 光琴

【一般目標】

1）生理学の実験的研究法と思考法を理解する。

2）細胞機能およびその調節機構を理解する。

【行動目標】

1）生体のメカニズムを解明するための実験手法を身につける。

2）教員との議論を通じて生理学的な思考方法と論文作成技術を身につける。

【授業形態】

講義：生理学研究に必要な基礎知識を教授する。

演習：文献あるいは自分の研究データを用いて演習を行い、生理学的思考法を学習する。

実習：指導教官の研究を補助・代行することを通じて各種実験手技を習得する。

【予習・復習】

予習：ガイトン生理学（エルセビア）の該当する箇所を読んでおく。

復習：同書の英語版で該当する箇所を読む。

【オフィスアワー】

担当教員：小野 富三人

日　　時：火曜日 17：00～18：00

場　　所：生理学教室（総合研究棟 7 階707室）

連絡方法：内線2656、メールアドレス（physiol@ompu.ac.jp）

【評価方法】

1）出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

2）出席の確認はカリキュラム表の担当者欄に捺印またはサインを受けること。

3）各種法人等の認定する資格を取得したものについては、認定等に関わる規程のコピーと認定証のコピーを担当教員に提出する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）生理学の背景を理解し、問題を提起して実験計画をたてることができる。

2）適切な生理学的な手法を組み合わせて実験を遂行することができる。

3）実験結果を解釈し、論理的な論文を作成できる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～19:00	前期	2	講義	電気生理学	膜電位固定法を中心とした電気生理学の理論	坂田 江頭	生理学 セミナー室
水	17:00～20:00	通年	2	実習	腎生理	腎臓の生理学	大黒	生理学 実験室
木	17:00～20:00	通年	2	実習	イオンチャネル	電気生理学的手法を用いたイオンチャネルの解析	佐々木 山下	生理学 実験室
金	17:30～19:00	通年	2	演習	生理学一般	Journal Club	小野	教授室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:30～19:00	前期	2	講義	神経生理学	シナプスと神経機能	中城	生理学 セミナー室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	神経と筋	筋電図を用いた反射回路の学習	坂田	生理学 実験室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	イオンチャネル・トランスポーター	分子生物学手法をもちいた機能素子の分析	大黒 山本	生理学 実験室
金	17:30～19:00	通年	2	演習	生理学一般	Journal Club	小野	教授室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

生　　化　　学

【担当教員】

教　　授：矢野 貴人

講　　師：中井 由実、生城 浩子、石井 誠志

助　　教：村川 武志、福井 健二

【一般目標】

種々の生理的・病理的現象を生化学的、分子生物学的、細胞生物学的、構造生物学的手法などさまざまな方法を駆使して解析し、その成果をもとに疾病の理解と新たな治療戦略の開発を考える能力を養うことを目的とする。

【行動目標】

1）生理的・病理的現象の分子的基礎である生体物質の構造と機能、およびその相関について理解し、その理解に基づいてそれらの現象を説明することができる。

2）生体物質を定量することができる。

3）基本的な分子生物学的・細胞生物学的・構造生物学的手法に習熟する。

4）医学における課題を自ら探し出し、それに対してどのような研究方法で取り組むかを考えることができる。

【授業形態】

講義：生化学の基本および生理・病態とのかかわりについて研究遂行上必要な知識（1年次）とさらに進んだ最先端の知識（2年次）を教授する。

演習：論文抄読会において論文を紹介し、研究方法と実験、それから得られる結論、そして当該分野でのその論文の意義についてまとめて発表を行う。発表結果について大学院担当教員が評価し、それを通して論文の読み方、考え方の伝え方を学び、知識の整理を行う。また学会前には学会発表予行演習を行い、自分の研究内容の発表の仕方を学ぶ。

実習：指導する大学院担当教員の研究についての関連論文を読み、理解をしたうえで、指導教員の研究の補助を行うことにより、基本的な研究手技や研究方法論を身に付ける。3年次進級をめどに自ら研究を計画し、遂行することによって、独立した研究者として必要な実力を身に付けることを目指す。

【予習・復習】

予習：あらかじめ指定する文献を通読しておくこと。

復習：毎回の講義後、担当教員との討論を通して、学んだことを整理すること。

【オフィスアワー】

担当教員：矢野貴人、中井由実、生城浩子、石井誠志、村川武志、福井健二

日　　時：毎週金曜日　15：00～16：00

場　　所：生化学4（生化学事務室）（総合研究棟4階）

連絡方法：内線2645、メールアドレス（takato.yano@ompu.ac.jp 矢野）

【評価方法】

出席状況、研究態度、研究内容や発表に対する試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）生化学関連の英文原著論文を読み、その内容・意義等について研究室の抄読会で発表する（8回)。

2）自身の研究の経過・成果を関連学会で発表する（2回)。

3）自身の最終的な研究成果を筆頭著者として英文紙に発表する。

【授業内容】

(第1学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	10:00～11:30	通年	2	演習	生命科学演習	関連論文の抄読	矢野 中井 生城 石井 村川 福井	研究支援センター会議室
	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	13:00～17:30	後期	2	実習	タンパク質研究法	原理・基本手技の習得	生城 村川 福井	研究室
木	13:00～17:30	後期	2	実習	核酸研究法	原理・基本手技の習得	中井 石井	研究室
金	17:30～19:00	通年	4	講義	生化学序論	生化学の基本および生理・病態との関わり	矢野	研究室

(第2学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	10:00～11:30	通年	2	演習	生命科学演習	関連論文の抄読	矢野	研究支援センター会議室
火	13:00～17:30	通年	4	実習	核酸研究法	応用技術の習得	中井 生城 石井 村川 福井	研究室
木	13:00～17:30	通年	4	実習	タンパク質研究法	応用技術の習得	中井 生城 石井 村川 福井	研究室
金	9 :00～10:30	通年	4	講義	病態生化学特論	疾病の生化学的研究方法論	矢野	研究室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

薬　　理　　学

【担当教員】

教　授：髙井 真司

講　師：金 徳男、森脇 一将

助　教：横江 俊一、森原 啓文

【一般目標】

基礎医学に対する研究マインドを育み、自立して研究できる能力を身につけることが目標であるが、将来臨床医を志す大学院生は、良医の基盤になる診断や治療方針の論理的思考が習得できるように研究のプロセスを通して学習する。

【行動目標】

心血管病や癌の病態生理を分子レベルで理解し、未知の分子や現象に対する医学研究の進め方を学ぶ。

1）心機能不全におけるカルシウムシグナルの関わりを解析、あるいは様々な翻訳後修飾による影響を検討することにより心不全治療薬への応用を目指す。

2）血液細胞からの iPS 細胞への初期化と iPS 細胞からの心筋細胞などへの分化法を学ぶことにより、難病の病態を解明し、その創薬を目指す。

3）糖鎖修飾による癌の発症、増殖、転移への影響を明らかにすることにより、糖鎖をターゲットとした治療薬への応用を目指す。

【授業形態】

講義：薬理学を中心とした基礎医学全般の基礎的知識を学び、病態生理学的役割を理解する。

演習：1、2 学年合同で行う。国際的に評価の高い論文や自らの研究内容に関連する文献の紹介、または、個々の研究結果を紹介し、プレゼンテーション力を身につける。

実習：① 基本的な分子生物学的および細胞生物学的手法を身につける。

② 心血管系初代培養細胞や疾患動物モデルの作製方法を習得し、心血管系の機能解析方法を身につける。

③ 摘出した組織の酵素活性および遺伝子発現の定量法、免疫染色法を学び、さらに疾患動物モデルにおける薬物による影響を解析する。

【予習・復習】

予習：講義範囲について、予め薬理学の教科書を読む。

復習：講義内容を忘れないうちにノートにまとめる。

【オフィスアワー】

担当教員：髙井 真司

日　　時：毎週月曜日12：00～14：00

場　　所：薬理学教室（総合研究棟4階）

連絡方法：内線2649

【評価方法】

1）講義、演習、実習の出席数の60％に満たない者は評価対象から除外する。

2）講義、演習の範囲を口頭試問し、点数化する。

3）実習における研究結果に対する口頭試問を行い、点数化する。出席状況、研究態度、研究内容や発表に対する試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）科学論文（英文）の読解と作成（主論文）

2）論理的思考の習得

3）基本的実験手技の習得

【授業内容】

（第１学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	18:00～19:30	前期 後期	2 2	講義	分子病態薬理学	分子病態薬理学総論	髙井 横江	薬理学教室
水	13:30～18:00	通年	4	実習	循環系薬理学	心血管系疾患モデル動物の作成免疫染色法	森原	薬理学教室
土	9 :30～11:00	通年	2	演習	病態薬理学	文献抄読・発表、データ検討	森脇	薬理学教室

（第２学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
木	17:00～21:30	前期 後期	2 2	実習	分子病態薬理学	分子生物学的および細胞生物学的手法（培養細胞等）	髙井 横江	薬理学教室
金	13:30～18:00	通年	4	実習	循環系薬理学	組織酵素活性・遺伝子発現等の定量法 心血管系モデル動物の作製免疫染色法	森原	薬理学教室
土	9 :30～11:00	通年	2	演習	病態薬理学データ	文献抄読・発表、データ検討	森脇	薬理学教室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

創　薬　医　学

【担当教員】

教　授：髙井 真司

講　師：金 徳男

【一般目標】

種々の疾患モデル動物を自ら作製し、機能的、組織学的、そして、生化学的に解析を行うことができる。また、薬物もしくは遺伝子改変動物を用いて病態に対する影響を解析することで創薬ターゲットを明確にすることができる。

【行動目標】

1）疾患モデル動物を作製し、生体機能（血圧、心機能、腎機能、摘出血管反応など）を測定することができる。

2）疾患モデル動物または臨床検体の蛋白解析ができる。

3）疾患モデル動物または臨床検体の遺伝子解析ができる。

4）疾患モデル動物または臨床検体の組織学的解析ができる。

5）疾患モデル動物の薬物動態変化を理解できる。

6）疾患モデル動物または臨床検体の解析から創薬ターゲットを見出すことができる。

【授業形態】

講義：疾患モデル動物の作製方法について最新論文を参考に教授する。疾患モデルの作製に必要な生体機能解析の手法を紹介する。また、疾患モデル動物や臨床検体から創薬ターゲットを見つけるための生化学的および組織学的解析手法を紹介する。

演習：疾患モデル動物を作製し、その生体機能解析手法を習得する（1年次)。疾患モデルを用いて薬物による生体機能変化を評価する（2年次)。

実習：疾患モデル動物または臨床検体の血液または組織を用いて関連遺伝子発現量を解析する（1年次)。
疾患モデルまたは臨床検体の組織を用いて関連蛋白を解析し、組織切片を用いて一般染色ならびに免疫染色を行い、組織学的に解析する（2年次)。また、疾患モデル動物に対する薬物の評価を生化学的（遺伝子および蛋白)、組織学的に解析して病態機序および創薬ターゲットを明確にする（2年次)。基礎研究法実習に関しては、大学院生のテーマと合致した疾患モデル動物の解析手法を習得する（1～3年次)。

【予習・復習】

予習：講義で使用する論文を通知するので、講義までに和訳しておく。

復習：講義で解説した論文の研究背景や目的、実験方法、結果および考察について問題点を挙げ、自分の意見や改善点をレポートにして提出する。

【オフィスアワー】

担当教員：髙井 真司

日　　時：月曜日～金曜日 8：00～9：00

場　　所：創薬医学教室（総合研究棟5階）

連絡方法：内線2255、メールアドレス（shinji.takai@ompu.ac.jp）

【評価方法】

1）講義、演習、実習の出席日数を数値化して評価する。

2）演習および実習の手技習得程度を評価する。

3）研究成果発表などのプレゼンテーションおよび質疑応答を評価する。

4）論文紹介および作成した論文の内容を評価する。

5）1）～4）を総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）英文論文を読み、その内容を紹介することができる。

2）疾患モデル動物または臨床検体の生化学的、組織学的解析手法を習得する。

3）自ら実験計画を構築することができる。

4）解析結果をまとめて統計解析ができる。

5）論文作成ができる。

【授業内容】

(第1学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担当者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	通年	2	演習	生体機能解析	疾患モデルの作製方法とその生体機能解析手法の取得	金	大学院演習室
木	17:00～18:30	前期	2	講義	病態機序の解析	疾患モデル動物の作製方法と疾患モデルまたは臨床検体の解析方法について	金	大学院セミナー室
	17:00～18:30	後期	2	講義	蛋白濃度の定量	疾患モデル動物または臨床検体の蛋白濃度の解析手法の習得	髙井	大学院セミナー室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	遺伝子発現量の定量	疾患モデル動物または臨床検体の遺伝子解析手法の習得	髙井	大学院演習室

(第2学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担当者	場　所
火	17:00～18:30	通年	2	演習	生体機能解析	疾患モデルの作製方法とその生体機能解析手法の習得	金	大学院演習室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	蛋白濃度、遺伝子発現の定量	疾患モデル動物または臨床検体の組織学的解析手法の習得	髙井	大学院演習室
土	13:00～17:30	通年	4	実習	統計	種々の解析結果に対する統計方法を取得	髙井	大学院演習室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

病　　理　　学

【担当教員】

教　　授：廣瀬 善信

准 教 授：栗栖 義賢、川畑 茂

講　　師：桑原 宏子、安田 恵美、石田 光明、波多野 裕一郎

助　　教：平田 公一、服部 公亮

【一般目標】

腫瘍に代表される病変の成り立ち（病理発生 pathogenesis）およびバイオマーカーについて、病理形態をベースとして、分子・遺伝子レベルにまで踏み込んだ解析を行う。種々の疾患モデル動物を自ら作製し、機能的、組織学的、そして、生化学的に解析を行うことができる。また、薬物もしくは遺伝子改変動物を用いて病態に対する影響を解析することで創薬ターゲットを明確にすることができる。

【行動目標】

1）病理解剖症例の検索、CPC における症例提示・討論を通じて、正常形態の把握、病理学的形態変化に対する基礎的総合的な理解を行う。

2）病理部における生検・手術検体、細胞診検体の診断業務に参加し、あるいは蓄積する過去検体を抽出・解析することで、臨床経過も加味した病理学的形態の詳細検索、新規マーカー検索等を行う。

3）特殊染色、免疫染色、FISH 法、細胞培養、パラフィン包埋からの遺伝子抽出、RT - PCR 法、ダイレクト・シークエンス法など、HE 染色以外の病理学的検索法に精通し、また実際に行う。

4）動物モデルや培養細胞を用いた実験系において発癌試験や介入試験を行い、ヒト疾患への外挿・応用を意識しつつ、分子病理学的解析を行う。

【授業形態】

講義：特殊染色、免疫染色、FISH 法、細胞培養、パラフィン包埋からの遺伝子抽出、RT - PCR 法、ダイレクト・シークエンス法などのテクニカルな面の知識を倫理面にも配慮しながら取得する。

演習：動物モデルや培養細胞を用いた実験を行い、病理学的検索、分子マーカー等の検索を演習する。

実習：病理解剖や病理部における診断業務に参加・実習することで、検索対象となる分子マーカー等について実際の病理材料で検討する。

【予習・復習】

予習：ロビンス基礎病理学の第 6 章腫瘍「発癌：がんの分子レベルの基礎218-247ページ」（あるいは他の参考書における「がんの遺伝子異常」に関するページ）を通読し、腫瘍の一般的基礎知識を確認しておくこと。

復習：経験した腫瘍の診断基準、組織学的特徴、追加すべき免疫組織化学・遺伝子検査とその意義などについて、ノートにまとめること。

【オフィスアワー】

担当教員：廣瀬 善信

日　　時：毎週金曜日17：00～18：00

場　　所：病理学教室会議室（総合研究棟５階）

連絡方法：内線2635

【評価方法】

出席状況、研究態度、情報発信度、随時行う口頭試問等により、その理解度、目標達成度、姿勢等について総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

１）教室内カンファランスにおいて、研究あるいは精度管理に関する発表（４回以上／年）

２）病理学会、臨床細胞学会（あるいはそれらに準ずるもの）における発表（４年次までに２回以上）

【授業内容】

（第１学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
水	17:00～18:30	通年	4	講義	病理学各論と病理学的検索法	諸疾患の病理形態、様々な実験的検索の理論と実際を解説する	廣瀬	病理学教室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	剖検実習	剖検症例において、正常及び病理形態の基礎を学ぶ	服部 栗栖	病理学教室

（第２学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～18:30	通年	2	演習 (選択※)	培養細胞演習	培養細胞を用いた様々な実験の基礎と応用を演習する	桑原	病理学教室
火	17:00～21:30	通年	4	実習	病院病理実習	実験の生検・手術・細胞診材料の診断、病理学的検索を行う	川畑 石田	病理学教室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	病理学的多元解析	剖検・動物実験・培養細胞の実験系を組み合わせ、総合的多元的に解析する	廣瀬 平田	病理学教室
木	17:00～18:30	通年	2	演習 (選択※)	動物実験演習	動物モデルを用いて介入実験の基礎と応用を演習する	波多野	病理学教室
木	17:00～18:30	通年	2	演習 (選択※)	がんのデータサイエンス演習	TCGA データを用いて、がんのビッグデータ取扱いの基礎と応用を演習する	廣瀬	病理学教室
金	17:00～18:30	通年	2	演習 (選択※)	分子病理演習	がんゲノム医療の実際の症例を用いて、その基礎と応用を演習する	安田	病理学教室

※演習は２科目（合計４単位）以上を選択する。

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

微生物学・感染制御学

【担当教員】

教　　授：中野 隆史

特別職務担当教員（教授）：河野 武弘

講　　師：呉 紅、鈴木 陽一、小川 拓

助　　教：坂口 翔一

【一般目標】

微生物学、感染制御学、感染症学、感染疫学の視点から微生物と宿主あるいは環境の関係を観察することによって課題や問題を見出し、分子レベル、細胞レベル、個体レベルあるいは集団レベルで考察する能力を獲得する。

さらにこの能力をもとに高等教育、医療あるいは公衆衛生分野で指導的・教育的役割を担うための基礎を確立する。

【行動目標】

1）微生物を培養できる。

2）微生物学的・免疫学的検査法を実施できる。

3）微生物学的あるいは免疫学的検査によって得られたデータを整理できる。

4）整理したデータを解析し、そこに包含される課題あるいは問題点を指摘できる。

5）課題あるいは問題について文献的調査・研究を行うことができる。

6）課題あるいは問題を解決するために独自の仮説を立てることができる。

7）仮説を証明あるいは否定するために、実験あるいは調査を実施できる。

8）計画した実験あるいは調査の結果をまとめることができる。

9）学会や研究会に提出する抄録を書くことができる。

10）学会や研究会で自らの研究内容を発表できる。

11）論文原稿を書くことができる（できる限り英文で）。

12）論文原稿を投稿して、エディターまたはレフリーと円滑な議論を文書で行うことができる。

13）実験あるいは調査について、次の宣言・法令などに照らして倫理的配慮・安全配慮ができる。

① ヘルシンキ宣言

② 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

③ ヒトゲノム研究に関する基本原則

④ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針・細則

⑤ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

⑦ 組換え DNA 実験指針

⑧ その他

14）ルールに従って自ら申請書類を作成できる（学位審査に係る様式甲 1 ～ 4 を揃えることができる）。

15）教育的・指導的立場に立って自らの論文を評価できる（学位審査に係る様式甲 5 及び甲 6 の案を作成して提案できる）。

16）各種法人等の認定する資格を取得するよう努める。

① 感染症専門医（一般社団法人日本感染症学会）

② インフェクション・コントロール・ドクター（ICD 制度協議会）

③ 病原体等安全管理技術認定者（NPO 法人バイオメディカルサイエンス研究会）

④ 認定産業医（公益社団法人日本医師会）

⑤ 抗菌化学療法認定医（公益社団法人日本化学療法学会）

⑥ その他指導教授が認めた資格

17）医学部医学科教育の補助ができる。

18）医療関係者以外の教育の準備ができる（大学・短大・専門学校の微生物に関する講義の準備ができる）。あるいは院内感染対策の業務を実施または補佐できる。

19）専攻科目に関連したテーマ及びそれ以外のテーマに関する講演会などに自ら参加できる。

【授業形態】

講義：微生物、特に細菌とウイルスに関して、研究上必要な基本的知識及びその取り扱い上必要な知識を教授する。

演習：演習は各学年合同とする。学術発表の在り方について文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。各学年院生への指導を他の学年院生が見学することによって、自らの能力を自己評価し、反復して学術発表の在り方を教授する。

実習：指導教員の研究あるいは実務に関わる実習は、原則として一定の日時を定める。しかしながら、実習の性格上、日時を指定できない場合があるので、随時連絡して、変更する。指導教員の研究あるいは実務を補助・代行することにより、各種実験手技・調査手技を教授する。

【予習・復習】

予習：教科書・参考書の該当ページを事前に提示する。

（教科書・参考書）

「Fields Virology, 6th ed.」D.M. Knipe 他著，Lippincott Williams & Wilkins.

「Molecular Biology of the Cell, 6th ed.」B. Alberts 他著，Garland Science.

「Manual of Clinical Microbiology, 11th ed.」J.H. Jorgensen 他編，ASM Press.

「Molecular Cloning, a Laboratory Manual, 3rd ed.」J. Sambrook 他著，CSHL Press.

「戸田新細菌学（改訂34版）」吉田他編，南山堂

「必携バイオセーフティ指針」岡田編，医歯薬出版

「研究者のためのカルタヘナ法解説」吉倉監，ぎょうせい

その他、書籍や総説論文等を別途指示することがある。

復習：講義で配布した資料の内容

【オフィスアワー】

担当教員：中野 隆史、河野 武弘、呉 紅、鈴木 陽一、小川 拓、坂口 翔一

日　　時：中野　毎週木曜日17：00～19：00

河野　毎週火曜日17：00～19：00

呉　　毎週火曜日11：00～12：00

鈴木　毎週火曜日16：00～18：00

小川　毎週水曜日13：00～17：00

坂口　毎週火曜日16：00～18：00

場　　所：中野　微生物学・感染制御学教室（総合研究棟 6 階）

河野　輸血室　　（病院 A 棟 5 階）

呉　　微生物学・感染制御学教室（総合研究棟 6 階）

鈴木　微生物学・感染制御学教室（総合研究棟 6 階）

小川　感染対策室　（病院 2 号館横 4 階）

坂口　微生物学・感染制御学教室（総合研究棟 6 階）

連絡方法：代表連絡先 内線2647

【資格の取得】

各種法人等の認定する資格を取得したものについては、認定に関わる規程のコピーと認定証のコピーを提出し、審査の上、1 資格について実習 2 単位とする（単位認定は 2 資格・4 単位を上限とする）。

【評価方法】

出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

出席の確認はカリキュラム表の担当者欄に捺印またはサインを受けること。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）行動目標 4）～15）についてはすべての習得を要する。

2）行動目標 1）～ 3）、16）～19）については一項目以上の習得を要する

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	9 :30～11:00	通年	4	講義	微生物学・感染制御学	微生物から環境まで	中野 河野 呉 鈴木 小川 坂口	微生物学・感染制御学教室
木	16:30～21:00	前期	2	実習	病原微生物検出法	細菌とウイルスの培養法と同定法	河野 鈴木 坂口	微生物学・感染制御学教室
金	16:30～21:00	通年	4	実習	消毒学	消毒法の種類別検定と新規消毒法	中野 呉 小川	微生物学・感染制御学教室
土	15:00～18:00	通年	4	演習	研究法（基礎）	基礎	中野	微生物学・感染制御学教室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
木	16:30～21:00	前期	2	実習	病原微生物検出法	細菌とウイルスの培養法と同定法	河野 鈴木 坂口	微生物学・感染制御学教室
金	16:30～21:00	通年	4	実習	消毒学	消毒法の種類別検定と新規消毒法	中野 呉 小川	微生物学・感染制御学教室
土	15:00～18:00	通年	4	演習	研究法（応用）	応用	中野	微生物学・感染制御学教室

(随時)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
特別	—	—	2	実習	資格取得	**【行動目標】**16）①～⑥に掲げた資格の取得	中野	—

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

衛生学・公衆衛生学

【担当教員】

教　　授：玉置 淳子

講　　師：久藤 麻子、田中 美帆

助　　教：津田 晃司

【一般目標】

衛生学・公衆衛生学は臨床医学、基礎医学に対応する医学の１分野であって社会医学に属する。その目標は疾病を予防し、健康を保持増進し、人類として肉体的、精神的、社会的能力を最高度に発揮させるための自然科学および社会医学原理を学び、実施に適応する科学、技術を習得することである。大学院ではわが国の疾病構造の変遷を理解し、その要因の解明と対策の樹立について予防医学的視点から深く学習する。また我々を取り巻く自然環境、人口環境、労働環境などにおける諸問題に関して知識を高めるとともに、健康影響を正しく把握し、評価するための疫学的考察力を習得する。さらに包括的な生活の場である地域社会における個人と集団の特性を公衆衛生学的手法により認識し、将来、教育・研究者として必要な専門的な理論と技術を習得する。

【行動目標】

1）研究遂行に必要な基本的疫学の知識・技術を習得し、自らの研究立案計画・実施・成果のまとめに活用できる。

2）自然環境、人口環境の諸要因を理解するとともに環境と人体の関係を考察し、健康への影響を生態学的視点から解明できる。

3）わが国における人口、疾病構造の推移と特徴について理解するとともに、地域集団における健康水準を把握し、その要因の解明、対策の樹立について疫学視点から考察できる。

4）人のライフサイクルにおける運動や栄養、休養などの基本的なスタイルと健康や疾病との関係を家庭、学校、職域、地域などにおける保健、医療問題を通して解析するとともに健康教育を実践する上の方法論の企画、立案ができる。

5）わが国における産業構造の歴史的変遷と特徴や産業現場における職業病の種類と現状について適切に認識するとともに産業保健の役割を分析し、必要な理論を確立できる。

6）国際的視点に立って先進国や発展途上国の保健、医療問題を深く理解するとともにプライマリーヘルスケアの観点からその対策について考察できる。さらに WHO や ILO、FAO、UNICEF など保健に関連した主な国際機関の組織と活動について十分に理解できる。

【授業形態】

講義：人間集団における健康障害のリスクファクターや予防的な基礎知識を教授する。

演習：研究デザイン、リスクファクターの検証、保健評価などについて情報科学的支援機器を用いた方法で提言できるように教授する。

実習：地域保健福祉センターや産業現場に出向き、指導教官の指示の下で実際行われている保健予防活動に携わる。

【予習・復習】

予習：次回講義内容に関する予習課題の予習

復習：講義時に使用した資料等の授業時間外における学修

【オフィスアワー】

担当教員：玉置 淳子

日　　時：随時

場　　所：衛生学・公衆衛生学セミナー室他（総合研究棟 7 階）

連絡方法：メールアドレス（hyg-ph@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況、研究態度により総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）疫学研究を行うにあたって必要となる疾病発生状況の把握手段、仮説の設定と因果関係の推論、研究デザイン立案の思考、サンプルサイズ設計、統計解析、交絡因子の制御、研究倫理、個人情報保護、研究成果のフィードバックについて必要な能力を身に付ける。

2）地域・職域・学校などのコミュニティをフィールドとした健診診断や健康増進活動を利用し、健康問題解決プログラムを立案・実践する能力を身に付ける。

3）産業現場や環境由来の有害化学物質の暴露による生体影響、量反応関係、病態発症機序、早期発見指標やバイオマーカーの分析、測定方法などについて必要な能力を身に付ける。

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
	20:00～21:30	前期	2	講義	疫学研究他	疫学研究の実際他 （別紙参照）	玉置 他別紙参照	衛生学・公衆 衛生学教室
火	17:00～21:30	前期	2	実習	作業環境測定	鉛、カドミウム、弗化物、有機溶剤等有害物質取扱い作業場の環境測定	玉置	衛生学・公衆 衛生学教室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	疫学研究デザイン	疫学データの整理	玉置	衛生学・公衆 衛生学教室
木	17:00～20:00	前期	2	演習	地域保健評価他	地域における保健福祉・医療の連携と理論他 （別紙参照）	玉置 他別紙参照	衛生学・公衆 衛生学教室

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	20:00～21:30	後期	2	講義	地域保健・産業保健他	地域保健行政他 （別紙参照）	玉置 他別紙参照	臨床 第Ⅱ講堂
火	17:00～20:00	後期	2	演習	有害業務作業の健康管理他	職域における健康管理の実態他 （別紙参照）	玉置 他別紙参照	臨床 第Ⅱ講堂
木	17:00～21:30	通年	4	実習	地域保健評価	リスクファクターの解析 （多変量分析）	玉置	衛生学・公衆 衛生学教室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	環境有害物測定	有機性環境有害物のガスクロ、液クロ、ICP 分析	玉置	衛生学・公衆 衛生学教室

（第 1 ～ 3 学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

＜別紙＞

（第１学年　講義）

４月８日（月）	玉置	疫学コース１
４月15日（月）	玉置	疫学コース２
４月22日（月）	玉置	疫学コース３
５月13日（月）	玉置	疫学コース４
５月20日（月）	玉置	疫学コース５
５月27日（月）	玉置	環境中毒物質の生体への影響１
６月３日（月）	玉置	環境中毒物質の生体への影響２
６月10日（月）	玉置	産業保健における職域健康診断の役割１
６月17日（月）	玉置	産業保健における職域健康診断の役割２
６月24日（月）	玉置	過重労働対策としての個人面談の実際１
７月１日（月）	玉置	過重労働対策としての個人面談の実際２
７月８日（月）	玉置	労働者の心の健康の保持増進１
７月22日（月）	玉置	労働者の心の健康の保持増進２
７月29日（月）	玉置	保健センターでの地域保健活動の実際１
８月５日（月）	玉置	保健センターでの地域保健活動の実際２

（第１学年　演習）

４月11日（木）	玉置	地域における保健福祉・医療の連携と理論
４月18日（木）	全員	日本衛生学会
４月25日（木）	玉置	日本衛生学会・教育協議会報告
５月９日（木）	玉置	地域在住高齢者の疫学調査１
５月16日（木）	玉置	化学物質の生体影響１
５月23日（木）	全員	シンポジウム１　学内共同プロジェクト治験報告
５月30日（木）	玉置	地域在住高齢者の疫学調査２
６月６日（木）	玉置、津田	地域在住高齢者の疫学調査３
６月13日（木）	全員	日本産業衛生学会報告
６月20日（木）	玉置	地域在住高齢者の疫学調査４
６月27日（木）	玉置	化学物質の生体影響２
７月４日（木）	玉置	微量金属元素の分析１
７月11日（木）	玉置	微量金属元素の分析２
７月18日（木）	玉置	化学物質の生体影響３
７月25日（木）	全員	シンポジウム２　日本骨形態計測学会報告

（第２学年　講義）

10月７日（月）	玉置	地域保健行政の機能１
10月21日（月）	玉置	地域保健行政の機能２
10月28日（月）	玉置	医療現場における法律問題
11月11日（月）	玉置	精神保健 成年障害者の支援システム
11月18日（月）	玉置	癌の放射線治療の理論と医療現場１
11月25日（月）	玉置	癌の放射線治療の理論と医療現場２
12月２日（月）	玉置	環境中毒物質の生体への影響
12月９日（月）	玉置	発達障害のある子どもへの支援
12月16日（月）	玉置	精神障害者生活訓練施設におけるクリティカルパスの開発
12月23日（月）	玉置	地域リハビリテーション連携網
１月６日（月）	玉置	介護老人福祉施設における医療・介護について
１月20日（月）	玉置	小規模事業場における産業保健活動について
１月27日（月）	玉置	治験に関わる医療倫理
２月３日（月）	玉置	感染症サーベイランス事業・眼疾患の定点観測
２月10日（月）	玉置	地域中核病院における病診連携について

（第２学年　演習）

10月１日（火）	玉置	職域における健康管理の実態１
10月８日（火）	全員	職域における健康管理の実態２
10月15日（火）	玉置	地域在住高齢者の疫学調査１
10月22日（火）	玉置	地域在住高齢者の疫学調査２
10月29日（火）	玉置	化学物質の生体影響１
11月５日（火）	全員	日本職業・災害医学会学術大会報告
11月12日（火）	玉置	微量金属元素の分析１
11月19日（火）	玉置	微量金属元素の分析２
11月26日（火）	玉置	日本公衆衛生学会・公衆衛生教育協議会報告
12月３日（火）	玉置	化学物質の生体影響２
12月10日（火）	玉置	化学物質の生体影響３
12月17日（火）	玉置	化学物質の生体影響４
12月24日（火）	全員	シンポジウム３　作業環境管理と危機管理
１月７日（火）	全員	シンポジウム４　北摂四医師会 感染症研究会報告
１月14日（火）	全員	シンポジウム５　北摂糖尿病フォーラム報告

法　　医　　学

【担当教員】

教　　授：佐藤 貴子

准教授：片木 宗弘

助　　教：齊藤 高志、森 一也、森岡 郁哉

【一般目標】

法医学は広い意味では社会生活の安全や公衆衛生の向上に関係する医学分野です。研究の領域は非常に幅広く、生体物質の死後の変化や、そういった変化を指標とした死後経過時間の客観的でより正確な推定方法といった研究から、臨床検査を駆使した死因究明や、検屍や解剖への画像検査情報の利用など、かつてなく幅広く、かつ臨床医学とよりいっそう深い関わりをもつ学問領域へと変貌しつつあるところです。また医療に伴って発生する法的な問題を解決するための法制度整備を研究する分野もあります。

日常的に発生する法律上の問題で医学に関わりのある事項の解決は、法医学の専門家だけでなく、むしろ、医療にたずさわる医師に求められる場合が多いので、医師は法医学の基礎的知識や分析技術の知識とともに、実務上の法医学的な考え方を修得している必要があります。大学院教育は、実際の解剖例あるいはその他の鑑定事例（再審事件、冤罪事件など）を通じて法医学と司法制度との関わりを学びながら、法医学上の問題を解決するために必要な研究課題を自ら探り出し、その課題解決に向けて研究を進めていく力を養うことに重点をおいて行います。

また、医師でない人たちの協力も法医学上の問題解決に必要であり、それぞれの受けた専門教育で得た独自の視点から研究課題に取り組み、研究を進めることを目標としています。

【行動目標】

1）法医解剖制度の法律上の規定を説明できる。

2）死体の検案を適切に行うことができる。

3）死体の解剖を適切に行うことができる。

4）検案・解剖によって得られた所見から死因について考察することができる。

5）解剖後に必要な検査を実施できる。

6）死体検案書を作成することができる。

7）鑑定書を作成することができる。

8）各種の血液型の判定ができる。

9）課題解決に必要な文献検索ができる。

10）実験結果を英文論文としてまとめることができる。

11）DNA の基礎的な取り扱いから、DNA 型検査、塩基配列検査までができる。

12）遺伝子変異を解析する種々の方法を説明することができる。

13）免疫染色を実施できる。

14）実験動物を適切に飼育し、取り扱うことができる。

15）集団遺伝学の基礎理論を実際のデータに適用できる。

16）原因不明の突然死に関連する原因遺伝子の候補を挙げ、死因解明への手がかりをつかむ。

17）児童虐待による身体的変化として胸腺にみられる構造的変化と、その直接的な影響をリンパ球に探る。

18）毛髪から覚醒剤など薬物使用履歴を経時的に証明できる。

19）乳幼児突然死の中核群の死因解明と予防に向けて、総合的に取り組むことができる。

20）大災害時に多数の死者が出た場合に、DNA 型に基づく確実で効率的な身元特定プログラムを開発する。

【授業形態】

講義：法医解剖の手続き及び研究に必要な基本的手技について説明する。

演習：研究課題に関する文献を抄読するとともに、研究データの検討を行う。

死体検案書・鑑定書の作成について検討する。

実習：DNA 型検査を行う。

解剖症例を用いて遺伝子変異解析を行う。

免疫染色を行う。

薬物血中濃度測定を行う。

【予習・復習】

予習：講義内容に関係する最新の原著論文や総説を提示するので、各自ダウンロードしてしっかりと読み込み、特に方法論でわからないところを明確にしておく。

復習：講義によって、疑問の部分が解消したかどうかを再度論文を読んで確かめる。

【オフィスアワー】

担当教員：佐藤 貴子、片木 宗弘、齊藤 高志、森 一也、森岡 郁哉

日　　時：毎週月、火、木、および金曜日16：00～17：00

※あらかじめ連絡があれば、常識的な時間帯ならいつでも可能

場　　所：法医学教室（総合研究棟 5 階）

連絡方法：内線2642

【評価方法】

出席状況、研究態度、口頭試問により総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）法医解剖に必要な基本知識

2） 1）の知識を実務に適用する仕方

3）疑問に感じたことを課題にしてそれを解決する基礎力

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～20:00	前期	4	講義	法医学	DNA 多型と集団遺伝学の基礎 遺伝子変異と突然死 胸腺のストレス応答	森 ・ 森岡	法医学教室
水	17:00～20:00	前期	2	演習	法医中毒学	依存性薬物の毒性発現機構	片木	法医学教室
木	17:00～21:30	後期	2	実習	遺伝学	未知試料からの DNA 型検査	佐藤	法医学実験室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	病態生理	催眠薬及びその代謝物の微量分析	齊藤	法医学教室

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:00～18:30	通年	2	演習	法医学	文献抄読 研究データの検討	佐藤 片木 齊藤 森 森岡	法医学教室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	法医中毒学	中毒物質の検出	片木	法医学実験室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	遺伝学	DNA 多型の検出	佐藤	法医学実験室

（第 1 ～ 3 学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

社会・行動科学

【担当教員】

教　　授：本庄 かおり

【一般目標】

健康を対象とした社会・行動科学（行動医学）は、社会文化、心理社会、行動、生物医学に関する知識と技術を集積統合した学際的な学問です。行動医学の知識と技術は、健康や疾病の理解だけでなく、疾病の予防、健康促進、病因解明、診断、治療、リハビリテーションにも役立てられています。

博士課程では、疫学研究手法を用いて社会的健康決定要因（社会制度、家族形態、社会的ネットワーク、社会的サポート、職場環境、雇用形態、ジェンダー等）が健康に及ぼす影響を把握し、社会・行動科学の理論を用いてそのメカニズムの解明を目指す実証研究を実施する能力を涵養することを目的とします。

【行動目標】

社会的健康決定要因が、健康・病気に影響を与える機序を社会要因から心理要因までマルチレベルで理解し、その健康影響を検証する研究の進め方を学ぶ。

1）社会的健康決定要因を理解し、検証すべき課題を発見する。
2）検証すべき課題に関する仮説を立てる。
3）仮説の検証を実施するための研究計画を作成する。
4）集められたデータを分析し結果の考察を行う。
5）研究結果を英語論文にまとめて発表する。

【授業形態】

講義：社会・行動科学の研究に必要な基本的知識を習得し研究を進めるための方法を教授する。
演習：自身の関連分野の論文を抄読し、研究仮説を構築する。
実習：研究データを分析・考察し、研究論文にまとめる。

【予習・復習】

予習：適宜示す
復習：適宜示す

【オフィスアワー】

担当教員：本庄 かおり
日　　時：随時（メールにてアポイントをとってください）
場　　所：社会・行動科学研究室（総合研究棟 6 階）
連絡方法：本庄（メールアドレス khonjo@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況、研究態度、口頭試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1） 2 年次以降、毎年学会発表を行う。

2） 2 年次以降、論文一編以上（英文）を投稿する。

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
水	13:00～14:30	通年	4	講義	社会・行動科学	様々な健康の社会的決定要因に関する理論と研究について概説する。	本庄	社会・行動科学研究室
金	11:00～12:30	通年	2	演習	社会疫学の研究方法（基礎）	社会疫学の研究方法を理解する。	本庄	社会・行動科学研究室

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	14:30～16:00	通年	2	演習	社会疫学の研究方法（応用）	社会疫学の研究方法を理解する。	本庄	社会・行動科学研究室
火	17:00～21:30	通年	4	実習	社会・行動科学研究の実践	研究データを分析・考察し、研究論文にまとめる。	本庄	社会・行動科学研究室
木	13:00～17:30	通年	4	実習	社会・行動科学研究の実践	研究データを分析・考察し、研究論文にまとめる。	本庄	社会・行動科学研究室
金	13:00～17:30	通年	4	実習	社会・行動科学研究の実践	研究データを分析・考察し、研究論文にまとめる。	本庄	社会・行動科学研究室

（第 1 ～ 3 学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

医　療　統　計　学

【担当教員】

准 教 授：伊藤 ゆり

講　　師：西岡 大輔

【一般目標】

自身の研究疑問に基づき、保健医療福祉に関わるリアルワールドデータベースを用い、正しい統計知識に基づく研究デザインおよび分析手法の適用により、研究計画を立案・実行する能力を養う。将来、研究支援が行える統計的知識及び技能を習得する。

【行動目標】

1）臨床・疫学研究における基本的な研究デザインについて習得し、適切な研究計画を立案することができる。

2）各種保健医療福祉に関連するデータベースの特性を学び、適切に研究に活用ができる。

3）統計ソフトにより、大規模データベースの分析を行い、適切な統計解析手法を適用することができる。

4）研究成果を英文論文にまとめ、報告できる。

5）基本的な医療統計の相談支援ができる。

【授業形態】

講義：研究デザイン、統計解析、各種リアルワールドデータに関する必要な知識を教授する。

演習：指導教員とともに医療統計学教室における統計相談に参加し、実施する。

実習：研究デザイン（系統的レビュー、メタアナリシス、量的（介入・観察）研究、質的研究など）および統計解析手法（多変量回帰分析、生存時間分析、分散分析、統計的因果推論、サンプルサイズ設計など）の基礎について実際のデータを用いて習得する。

【予習・復習】

予習：指示された必読文献、書籍を精読する。

復習：各講義、実習、演習の振り返りごとに学習記録を作成し、「できたこと」、「できなかったこと」、「今後の目標」などについてシートにまとめる。

【オフィスアワー】

担当教員：伊藤 ゆり・西岡 大輔

日　　時：毎週月曜日（午後）

場　　所：医療統計室（新講義実習等 P407）

連絡方法：内線：3954　E-mail: medstat@ompu.ac.jp

【評価方法】

講義、実習、演習に関して、毎回指導教員との振り返りを行い、理解度を確認する。振り返りごとの記録を作成し、ポートフォリオとしてまとめたものを形成的に評価する。各学年終了時に、各回の評価から本科目の達成度を総括的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）臨床研究における統計支援のための相談に応じることができる。

2）1）を達成するために医療統計学を応用した研究を推進するために必要な確率分布、回帰分析、研究デザインについて理解し、説明できる。

3）1）を達成するために、統計処理によって得られた結果に関して、論理的かつ妥当な解釈を与えることができる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	通年	4	講義	医療統計学理論	医療統計学の基礎となる確率分布と回帰分析の概要や多変量解析及び生存時間解析の理論を学び理解する。	担当教員	セミナー室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	研究デザイン実習・入門編	系統的レビュー、メタアナリシス、量的（介入・観察）研究、質的研究などの基礎について学び習得する。	担当教員	医療統計室
金	17:00～18:30	通年	2	演習	医療統計教授法・入門編	指導教員とともに医療統計学教室における統計相談に参加し、観察者として学ぶ。	担当教員	医療統計室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～21:30	通年	4	実習	研究デザイン実習・応用編	研究目的、利用データに応じた研究デザインを適用できるよう応用的なデザインについて学ぶ。サンプルサイズ設計や解析計画書の作成などを実践する技術を習得する。	担当教員	セミナー室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	統計解析実習	仮説やデータに応じた解析手法や概念を学ぶ。多変量回帰分析、生存時間分析、分散分析、統計的因果推論などの分析方法を習得する。	担当教員	医療統計室
金	18:30～20:00	通年	2	演習	医療統計教授法・実践編	指導教員とともに医療統計学教室における統計相談を実施する。	担当教員	医療統計室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

内　科　学　Ⅰ

【担当教員】

教　　授：今川 彰久
診療准教授：池田 宗一郎
講　　師：寺前 純吾、秋岡 寿一
講 師（准）：横手 耐治
助　　教：三好 拓児、金綱 規夫、佐野 寛行、田村 洋輔、鶴岡 健二郎、藤澤 玲子、稲葉 惟子

【一般目標】

内科学Ⅰ教室では、研究体制の整備、研究テーマの設定、研究発表のトレーニングなどを重点的かつ個別的に行い、高度先進医療につながる研究をめざしている。大学院教育においては、個々の臨床の場から発生する問題点にもとづいた研究テーマを解決するために、研究計画の立案の仕方を理解し、最新の研究方法を習得、計画の遂行方法を習得することを目標とする。

【行動目標】

1）以下の専門領域の各疾患についてその病態を説明できる。
　① 内分泌・代謝学、② 呼吸器病学、③ 血液病学、④ その他
2）基本的な基礎実験手法（分子細胞生物学的研究手法を含む）を理解できる。
3）仮説を設定し、それを証明あるいは否定するために、自ら実験あるいは調査を計画・実施できる。
4）学会および論文で自らの研究結果を発表できる。

【授業形態】

講義：各内科専門領域に関して、研究上必要な基本的知識及びその取り扱い上必要な知識を教授する。
演習：各内科専門領域における症例検討を通じて演習する。
実習：指導教員の研究あるいは実務を補助・代行することにより、各種実験手技・調査手技を習得する。後期課程へ向けて、研究計画立案・データ解析・論文作成の実習を行う。

【予習・復習】

予習：下記項目について調べる
・抗原レセプターおよび副シグナルを増強あるいは減弱する調節機構
・サイトカイン・ケモカインの特徴
・免疫寛容の維持機構とその破綻による自己免疫疾患の発症機構
・自己免疫疾患の疾患感受性遺伝子
・膵β細胞のインスリン分泌機構
・膵島細胞の発生と転写因子
・肺癌とドライバー遺伝子変異
・悪性リンパ腫における表面抗原の発現調節
・血液腫瘍と染色体異常
復習：研究テーマに沿った実験計画を立てる

【オフィスアワー】

担当教員：今川 彰久

日　　時：毎週月曜日15:30～16:30

場　　所：教授室

連絡方法：内線2371

【評価方法】

出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）統合講義を通し、研究倫理・実験方法・調査方法・試料の取り扱い・解析方法などの博士の水準として十分な基礎学力を身につけている（10単位以上を修得する）。

2）内科学授業を通し、内分泌・代謝学、呼吸器病学、血液病学などの各疾患について博士「医学（内科学）」の水準として十分な学力を身につけている（20単位以上を修得する）。

3）内科学に即した課題について研究計画を立案し、適切な方法で学修し、その成果を論文として作成・発表する。論文は、課題について学修の内容や成果および根拠に基づいて学習者自身の考察・意見を明瞭かつ論理的に記述したものであることが求められる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	15:30～17:00	通年	2	演習	呼吸器内科疾患演習	呼吸器内科疾患の症例検討会	池田 田村	内科学Ⅰ 研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	血液内科学研究実習	血液内科学における研究実施計画の立案・研究方法の習得・結果の分析・論文作成実習	秋岡 横手 三好	内科学Ⅰ 研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:30～19:00	通年	2	演習	内科学一般	研究実施計画の立案・研究方法・結果の発表	寺前	内科学Ⅰ 研究室
	19:00～20:30	通年	4	講義	内科学一般	疾患の講義	今川	内科学Ⅰ 研究室
火	17:00～21:30	通年	4	実習	呼吸器内科学研究実習	呼吸器内科内科学における研究実施計画の立案・研究方法の習得・結果の分析・論文作成実習	池田 鶴岡	内科学Ⅰ 研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	内分泌・代謝内科学研究実習	内分泌・代謝内科学における研究実施計画の立案・研究方法の習得・結果の分析・論文作成実習	金綱 佐野 藤澤 稲葉	内科学Ⅰ 研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

内　科　学　Ⅱ

【担当教員】

教　　授：西川 浩樹

専門教授：中村 志郎、小倉 健

特別職務担当教員(教授)：後藤 昌弘

診療准教授：朝井 章

講　　師：柿本 一城、山口 敏史

特別任命教員(講師)：宮嵜 孝子

講師(准)：平田 有基

助　　教：植野 紗緒里、奥田 篤、岩坪 太郎、西岡 伸、菅原 徳瑛、西川 知宏

【一般目標】

内科学（特に消化器病学）に関する高度な総合的知識・技能を培い、臨床的・基礎的研究を行うことにより、消化器を中心とした疾患の病態を解明し、新しい治療法の開発などに手掛け、医療・診療レベル向上を目指す。

【行動目標】

1）消化器病学に関する医学研究の世界的な動向を把握できる。

2）臨床の立場から未解決の医学的問題を掘り起こすことができる。

3）問題点を解決するための方法を立案し、必要な手法を習得できる。

4）問題点を統合的に分析し、論文に纏めることができる。

5）得られた成果を臨床の場に還元することができる。

6）後進の研究指導を行える能力を習得できる。

【授業形態】

講義：消化器疾患の研究、臨床を行うにあたって必要な基礎的・応用的知識の習得のための講義を行う。

演習：演習は各学年合同とする。学術発表の在り方について文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。

実習：基礎的・臨床的研究としては、自分に与えられた研究テーマを指導医と共に、研究立案・研究・学会発表・論文作成へと進める。実地臨床の場では、指導医の指導のもと、診療実習を行い、専門医を目指して修練する。

【予習・復習】

予習：講義の前に資料や文献を渡して予習する。

復習：各自、資料や文献は保管し、それぞれについてのレポートを作成する。

【オフィスアワー】

担当教員：中村 志郎

日　　時：毎週木曜日16：00～17：00

場　　所：内科学Ⅱ教室医局（総合研究棟11階）

連絡方法：中村（内線2674、メールアドレス shiro.nakamura@ompu.ac.jp）

【評価方法】

1）出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

2）研究の進行状況は、リサーチカンファレンスでチェックし、内容の把握に関しては、随時口頭試問により評価する。

3）各種法人等の認定する資格を取得したものについては、認定等に関わる規程のコピーと認定証のコピーを担当教員に提出する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）日本消化器病学会専門医を取得する。

2）消化器病に関する論文を読み、内容をまとめて資料を作成して抄読会で発表する。

3）消化器病学に関するテーマを選び、カンファレンスでプレゼンテーションを行う。

4）英語で論文を書く。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	前期	2	講義	消化器疾患総論	消化器疾患についての臨床的、基礎的研究の現状と将来	中村 竹内	内科学Ⅱ 研究室
	18:30～20:00	通年	2	演習	消化器疾患臨床研究	関連文献抄読会 (第 1 学年・第 2 学年合同)	朝井 岩坪 菅原	内科学Ⅱ 研究室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	消化器画像診断	内視鏡検査・超音波検査・血管造影検査など検査手技および画像読影とデータ整理	後藤 宮嵜	各検査室 第 5 会議室
金	17:00～20:00	通年	2	実習	消化器疾患基礎研究	炎症性疾患、機能性疾患、消化吸収、消化器癌などの機序解明のための基礎的研究の実際について	柿本 朝井 平田	内科学Ⅱ 研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～18:30	後期	2	講義	消化器疾患総論	消化器疾患のトピックス	竹内 小倉	内科学Ⅱ 研究室
	18:30～20:00	通年	2	演習	消化器疾患病態生理	関連文献抄読会 (第 1 学年・第 2 学年合同)	小倉 西川 西岡	内科学Ⅱ 研究室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	消化器疾患基礎	消化器疾患の病態解明のための分子生物学的手法の修得とデータ解析	植野 菅原	第 5 会議室
金	17:00～20:00	通年	2	実習	消化器画像診断	内視鏡検査・超音波検査・血管造影検査などの手技習得・画像読影とデータ整理の実際	山口 植野	各検査室 内科学Ⅱ 研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

内　科　学　Ⅲ

【担当教員】

教　　授：星賀 正明

特別職務担当教員(教授)：斯波 真理子

専門教授：伊藤 隆英

診療准教授：神﨑 裕美子

講　　師：森田 英晃、坂根 和志

特別職務担当教員(講師)：藤阪 智弘

講師(准)：藤田 修一、宮村 昌利

助　　教：宍倉 大介、山内 洋平

【一般目標】

循環器疾患患者の診療現場から提起される病因、成因、病態、予後、治療、予防などに関する問題点を統合的に分析し理解する。特に、高血圧症、高血圧性心疾患、冠動脈疾患、弁膜症、先天性心疾患、心筋心膜疾患および血管疾患などについては臨床および基礎的の両面より上記について理解し、問題点を明らかにする。

【行動目標】

1）循環器疾患を診断できる。

2）循環器疾患に関する基礎的検査を実行できる。

3）2）によって得られたデータを整理できる。

4）整理したデータを解析し、そこに包含される課題あるいは問題点を指摘できる。

5）循環器疾患における課題あるいは問題について文献的調査・研究し、考察することができる。

6）課題あるいは問題を解決するために独自の仮説を立てることができる。

7）仮説を証明あるいは否定するために、実験あるいは調査を実施できる。

8）実験あるいは調査の結果をまとめることができる。

9）学会や研究会に提出する抄録を書くことができる。

10）学会や研究会で自らの研究内容を発表できる。

11）論文原稿を書くことができる（できる限り英文で)。

12）論文原稿を投稿して、エディターまたはレフェリーと円滑な議論を行うことができる。

13）実験あるいは調査について、次の宣言・法令などに照らして倫理的配慮ができる。

① ヘルシンキ宣言

② 疫学研究に関する倫理指針

③ ヒトゲノム研究に関する基本原則

④ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針・細則

⑤ 患者の医療に関する法律

⑥ 組換え DNA 実験指針

⑦ その他

14）ルールに従って書類申請が出来る（学位申請様式甲 1 ～ 4 を揃えることができる)。

15）教育的・指導的立場に立って自らの論文を評価できる（学位申請様式甲 5 及び甲 6 案を書くことができる)。

16）各種法人等の認定する資格を取得する。

① 内科認定医、内科専門医（社団法人日本内科学会）

② 循環器専門医（社団法人日本循環器学会）

③ 認定産業医（社団法人日本医師会）

④ その他指導教授が認めた資格

17）医学部教育、特に内科臨床の補助ができる。

18）コメディカル教育を実施できる（各種大学・短大・専門学校の循環器に関する講義を実施できる）。

19）専攻科に関連したテーマ及びそれ以外のテーマに関する講演会などに自ら参加できる。

【授業形態】

講義：循環器疾患、特に高血圧症、高血圧性心疾患、冠動脈疾患、弁膜症、先天性心疾患、心筋疾患、心膜疾患および血管疾患などに関して、研究上必要な基本的知識及びその診断・治療上必要な知識を教授する。

演習：学術発表の在り方について文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。各学年院生への指導を他の学年院生が見学することによって、自らの能力を自己評価し、反復重積して学術発表の在り方を学ぶ。

実習：指導教員の研究あるいは実務に関わる実習は、原則として一定の日時を定める。しかしながら、実習の性格上、日時を指定できない場合があるため随時連絡して変更する。指導教員の研究あるいは実務を補助・代行することにより、臨床検査手技（心臓超音波検査、心臓カテーテル検査など）、諸種実験手技・調査手技を習得する。病院で行う実習については、それぞれの法律等で求められている国家資格を有しているもののみが受講できる。

【予習・復習】

予習：事前に担当教員から指定された文献を読み解いておく。

復習：リサーチプログレスで指摘された事項を修正し、メンターと相談してブラッシュアップを行う。

【オフィスアワー】

担当教員：星賀 正明、藤田 修一

日　　時：毎週木曜日16：00～17：00

場　　所：不定

※各自担当教員に連絡し調整すること

連絡方法：星賀（PHS 56496、メールアドレス masaaki.hoshiga@ompu.ac.jp）

藤田（PHS 56504、メールアドレス shuichi.fujita@ompu.ac.jp）

【評価方法】

1）出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

2）各種法人等の認定する資格を取得したものについては、認定等に関わる規程のコピーと認定証のコピーを担当教員に提出する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）リサーチカンファレンス（毎週木曜日17～18時）に出席し、定期的に自らの研究発表内容を発表すること。

2）行動目標の到達度を総合評価により基準点以上を得ること。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～20:30	後期	4	講義	循環器疾患における病因・病態に関する考察	高脂血症や高血圧に伴う循環器疾患の病態と、その発病メカニズムに関する考察	斯波 神﨑 藤田	内科学Ⅲ 研究室
水	17:00～21:30	後期	2	実習	虚血性心疾患の病態	観血的冠動脈評価法およびそれを用いた虚血性心疾患患者の病態解析	森田	内科医局・ 病棟
木	17:30～20:30	後期	2	演習	心筋の生化学	諸種心疾患の生化学的バイオマーカーについての検討	宮村	内科学Ⅲ 研究室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	感染、炎症、免疫と循環器疾患	心筋症、心筋炎、二次性心筋疾患の病因・病態における感染、炎症、免疫の関与についての検討	神﨑	内科学Ⅲ 研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:30～19:00	通年	2	演習	諸種心筋疾患における心力学と血行動態の解析	非観血的心機能評価法およびそれを用いた諸種心疾患患者の病態解析	伊藤	内科医局・ 病棟
木	17:00～21:30	通年	4	実習	慢性心不全の病態	観血的心機能評価法およびそれを用いた慢性心不全患者の病態解析	星賀 神﨑	内科学Ⅲ 研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	循環器疾患におけるトランスレーショナルリサーチ	心不全・動脈硬化における動物モデルを用いた病態解明と治療法の検討	星賀 斯波	内科学Ⅲ 研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

内　科　学　Ⅳ

【担当教員】

教　　授：荒若 繁樹

専門教授：武内 徹

特務講師：小谷 卓矢、細川 隆史

助　　教：太田 真、中村 善胤

【一般目標】

内科学Ⅳ教室は、神経内科及びリウマチ膠原病内科の 2 つの領域をカバーし、いわゆる“難病”を扱うことが多い教室である。

大学院では、難病をはじめとした疾患の診断と治療に貢献できる研究を目指す。具体的に、以下の 3 点を目標とする。

1）どのような事柄が、本質的な問題として解明されずに残されているかを正しく認識・把握する能力を身につける。

2）抽出した問題に対して、どのようなアプローチで迫ることができるか考える能力を身に着ける。

3）得られたデータから、どのようなことが言えるのか、また言えないのか、批判的な眼で客観的に評価する能力を身に着ける。

これらの目標を達成するため、本人の興味に合ったテーマを基礎的研究、または臨床的研究から設定し、教室の担当教員が一丸となって充実した研究を行えるように学位取得をサポートする。

【行動目標】

1）以下の専門領域の各疾患についてその病態を説明できる。
　①神経内科学、②臨床免疫学（膠原病及びリウマチ性疾患）

2）基本的な基礎実験手法を理解できる。

3）仮説を設定し、それを検証する研究の計画立案・実施・解析・総括ができる。

4）学会でプレゼンテーションおよび論文として研究結果を発表できる。

【授業形態】

講義：各専門領域における、研究遂行上必要な基本的知識を学習する。

演習：各専門領域における症例検討を通じて演習する。

実習：教員の指導のもと、各種実験手技および調査手技を習得する。後期課程に向けて、研究計画立案・データ解析・論文作成の実習を行う。

【予習・復習】

予習：下記項目について調べる

・神経変性の細胞メカニズム
・神経変性疾患の病理学的特徴と病態
・家族性神経変性疾患の原因遺伝子の生理的・病的役割
・神経変性疾患の最新治療法
・免疫性神経疾患の病態・臨床像
・抗原レセプターおよび副シグナルを増強あるいは減弱する調節機構・抗原レセプターおよび副シグナルを増強あるいは減弱する調節機構
・サイトカイン・ケモカインの特徴
・Th1/Th2/Treg/Th17 細胞それぞれが担当する生体防御反応
・免疫寛容の維持機構とその破綻による自己免疫疾患の発症機構
・自己免疫疾患の疾患感受性遺伝子

復習：研究テーマに沿った実験計画を立てる

【オフィスアワー】

担当教員：武内 徹（リウマチ膠原病）
日　　時：毎週月曜日15:00～16:00
場　　所：内科総合医局
連絡方法：PHS 6833

担当教員：荒若 繁樹（脳神経内科）
日　　時：毎週月曜日16:00～17:00
場　　所：内科学Ⅳ教授室
連絡方法：内線 2389

【評価方法】

出席状況、研究態度及び随時行う口頭試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）統合講義を通し、研究倫理・実験方法・調査方法・試料の取り扱い・解析方法などについて医学博士の水準として十分な基礎学力を身につけている（10単位以上を修得する）。
2）内科学授業を通し、神経病学、臨床免疫学（膠原病及びリウマチ性疾患）の各疾患について医学博士の水準として十分な知識を身につけている（20単位以上を修得する）。
3）内科学の課題について研究計画を立案し、適切な方法で学修し、その成果を論文として作成・発表する。
論文は、課題について学修の内容や成果に基づいて学習者自身の考察・意見を明瞭かつ論理的に記述したものであることが求められる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～18:30	通年	2	演習	神経内科学	神経内科疾患の症例検討会	細川	76病棟カンファレンスルーム
水	17:00～21:30	通年	4	実習	臨床免疫学	臨床免疫学における研究実施計画の立案・結果の分析・論文作成実習・症例検討発表 (第 1 学年・第 2 学年合同)	小谷	78病棟カンファレンスルーム
金	17:00～18:30	通年	4	講義	内科学一般	細胞生物・分子生物学的実験手法の基礎、臨床研究の進め方	荒若	内科学Ⅳ実験室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	18:00～19:30	通年	2	演習	内科学一般	研究実施計画の立案・研究方法・結果の発表	細川	76病棟カンファレンスルーム
水	17:00～21:30	通年	4	実習	臨床免疫学	臨床免疫学における研究実施計画の立案・結果の分析・論文作成実習・症例検討発表 (第 1 学年・第 2 学年合同)	武内	78病棟カンファレンスルーム
木	17:00～21:30	通年	4	実習	神経内科学	神経内科学における研究実施計画の立案・データの分析・論文作成実習	荒若	内科学Ⅳ実験室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

腫　瘍　内　科　学

【担当教員】

教　　授：藤阪 保仁

【一般目標】

腫瘍内科学領域における基礎医学・臨床医学に対する研究マインドを育み、先端的がん医療につながる研究を自立して行う能力の獲得を目標とする。研究プロセスを通じて、良きがん専門医療人となる論理的思考法を確立する。

【行動目標】

1）腫瘍内科学に関する各領域についてその病態・最新の動向を説明できる。
　① がん薬物療法学、② がんゲノム医療学、③ 支持・緩和医療学、④ その他
2）臨床疑問（CQ）を掘り起こし、研究疑問（RQ）を設定できる。
3）基本的研究手法（分子細胞生物学的研究手法や医療統計学を含む）を理解できる。
4）RQ を検証する研究計画立案・実践・解析・統括ができる。
5）学会発表および論文として自らの研究結果を纏めることができる。

【授業形態】

講義：各領域に関して、研究上必要な基礎的・応用的知識を教授する。
演習：各領域の症例検討を通じて演習する。
実習：自らの研究テーマを指導医と共に、研究計画立案・実践・解析・学会発表・論文作成を進める。実地臨床の場では、指導医のもと、診療実習を行い、専門医資格取得を目指して修練する。

【予習・復習】

予習：講義前の資料・文献の予習及びリサーチカンファレンス及び各専門領域のカンファレンスでのディスカッション内容を準備する。
復習：各講義・カンファレンス後に、指摘・宿題事項に取り組む。

【オフィスアワー】

担当教員：藤阪 保仁
日　　時：毎週水曜日15：00～16：00
場　　所：腫瘍内科学教室演習室
連絡方法：内線56598　E-mail: yasuhito.fujisaka@ompu.ac.jp

【評価方法】

出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）腫瘍内科学に関連する研究テーマの知識を深め、自ら研究計画を立案・遂行・解析することの出来る能力を修得する。
2）研究成果を学会発表し、論文投稿する。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
月	08:30～10:00	通年	2	演習	早期開発臨床試験	がん早期開発臨床試験症例の検討	藤阪	腫瘍内科学研究室・病棟
火	15:30～17:00	通年	2	演習	胸部腫瘍学	胸部悪性腫瘍症例検討	藤阪	腫瘍内科学研究室・病棟
火	17:30～19:00	通年	2	演習	がんゲノム医療	がん遺伝子パネル症例検討	藤阪	がんゲノム医療管理室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	がん薬物療法 がんゲノム医療	がん薬物療法学における研究実施計画の立案・結果の解析・論文作成実習（第 1 学年・第 2 学年合同）	藤阪	腫瘍内科学研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:30～19:00	通年	2	演習	内科学	研究実施計画の立案・研究方法・結果の発表	藤阪	腫瘍内科学研究室
月	19:00～20:30	通年	4	講義	腫瘍内科学	疾患講義	藤阪	腫瘍内科学研究室
火	17:30～19:00	通年	2	演習	がん遺伝子パネル検査	がん遺伝子パネル解析	藤阪	がんゲノム医療管理室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	がん薬物療法 がんゲノム医療	がん薬物療法学・がんゲノム医療における研究実施計画の立案・結果の解析・論文作成実習（第 1 学年・第 2 学年合同）	藤阪	腫瘍内科学研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	支持・緩和医療学	支持・緩和医療学における研究実施計画の立案・結果の解析・論文作成実習	藤阪	腫瘍内科学研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

総 合 診 療 医 学

【担当教員】

特別任命教員(教授)：鈴木 富雄

特別任命教員(助教)：島田 史生

【一般目標】

総合診療医学領域の学問体系を学び、自らの視点で当該分野における新たな知見を創生する。

【行動目標】

1）家庭医療学、医学教育学、行動科学、症候学、地域医療学、感染対策・感染症学など総合診療医学の関連領域における多様で幅広い分野の知見を理解し説明できる。

2）量的研究、質的研究、混合研究などの研究手法の基本を理解し、自らのテーマにおける適切な研究方略を計画し実践できる。

3）当該分野の国際学会で発表し、英語で論文作成を行い、自らの研究成果を世界に発信することができる。

【授業形態】

講義：総合診療医学の関連領域における専門知識と適切な研究方略を講義で学ぶ。

演習：複雑な症例についての詳細な分析を行い、臨床推論に関する実践的な演習を行う。

実習：研究テーマに沿って適切な研究デザインを組み、指導教員と共に研究を実践する。

【予習・復習】

予習：研究の各段階における進歩をまとめ、その時点での課題を抽出する。

復習：教員からのフィードバックに対して速やかに対応し、次の段階に研究実践を進める。

【オフィスアワー】

担当教員：鈴木 富雄

日　　時：毎週金曜日13：00～15：00

場　　所：地域総合医療科学寄附講座教授室（6号館地下1階）

連絡方法：内線 2158、メールアドレス（tomio.suzuki@ompu.ac.jp）

【評価方法】

普段の出席状況及び研究態度とともに、定期的に行うリサーチミーティングでの研究進行状況をみて総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）研究テーマに関する知識を深め、リサーチクエスチョンに応じて研究をデザインし実践できる。

2）研究成果を学会で発表し、（英文）論文を執筆する。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～20:30	後期	2	演習	総合診療医学	複雑で多方面からのアプローチが必要な症例を通じて臨床推論の方法とそれに伴うバイアスの回避方法を学ぶ。	鈴木	カンファレンス室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	総合診療医学	総合診療領域のコンピテンシーに沿って必要資料を精読し、リサーチクエスチョンから研究デザインまでを行う。	鈴木 島田	カンファレンス室
木	18:00～19:30	通年	4	講義	質的研究法 量的研究法	質的研究、量的研究に関しての基本的な研究方法を学ぶ。	鈴木 島田	カンファレンス室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:00～20:00	後期	2	演習	総合診療医学	複雑で多方面からのアプローチが必要な症例を通じて臨床推論の方法とそれに伴うバイアスの回避方法を学ぶ。	鈴木 島田	カンファレンス室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	総合診療医学	研究デザインに従い、質的、量的研究の実践と担当教員からのフィードバックを行う。	鈴木 島田	カンファレンス室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	家庭医療学	家庭医療学の学問体系と実践を教員との双方向の実習により学ぶ。	鈴木	カンファレンス室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

眼　　科　　学

【担当教員】

教　　授：喜田 照代

診療准教授：小林 崇俊

講師(准)：田尻 健介、大須賀 翔

助　　教：根元 栄美佳、廣川 貴久、西川 優子、滝 功一郎、石郷岡 岳

【一般目標】

眼科学に関する知識と技術を習得する。特に研究と関連した領域については原理的に理解を深め、考察できるようにする。

【行動目標】

1）研究に関連した専門分野について、内外の論文抄読・精読することによって基本的な問題点、解決すべき問題点を見いだすことができる。

2）臨床においても、指導医との間で充分論議をつくすことによって病態の理解を深めることができる。

3）臨床所見から得られる疑問点を科学的な手法で解明する考え方を習得する。

4）眼科以外の全身における普遍的な生命現象や多臓器との共通点にも興味を持ち、他教室・他診療科との連携の重要性も再認識する。

【授業形態】

講義：眼科学一般および眼科基礎医学一般に関して、研究上必要な基本的知識やその取扱い上必要な知識を教授する。

演習：学術発表の在り方について文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。

実習：指導教員の研究あるいは実務に関わる実習は、原則として一定の日時を定める。しかし、実習の性格上、日時を指定できない場合があり、随時連絡して変更する。指導教官の研究あるいは実務を補助・代行することにより、各種実験手技を習得する。

【予習・復習】

予習：オープンカンファレンス、リサーチカンファレンスおよび各専門領域のカンファレンスでディスカッションする内容をあらかじめメールで通達し、それについて予習をする。

復習：各カンファレンス終了後に、各自が復習を行い、宿題事項について次回のカンファレンスまでに勉強しておく。

【オフィスアワー】

担当教員：各担当教員

日　　時：オープンカンファレンス（18：00～19：00　隔週木曜日）

リサーチカンファレンス（18：00～19：00　月１回）

各専門領域のカンファレンス（17：00～18：00　不定期）

ラボミーティング（8：30～9：00　喜田　月１-２回）

場　　所：オープンカンファレンス（未定）

リサーチカンファレンス（医局）

各専門領域のカンファレンス（医局など）

ラボミーティング（医局）

連絡方法：医局秘書（内線2354）

【評価方法】

１）出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

２）出席の確認はカリキュラム表の担当者欄に捺印またはサインを受けること。

【学位授与のために修得すべき内容】

１）研究テーマに対する知識を高め、仮説や具体的な研究・実験計画を立てて遂行できる。

２）リサーチカンファレンス、ラボミーティングに出席し、研究内容の報告を定期的に行う。

３）研究データの統計処理方法を身につける。

４）眼科学に関する論文をまとめ、眼科の全国学会や国際学会で発表する。

５）英語論文を執筆できるようになる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
水	17:30～19:00	通年	2	演習	緑内障の病態解明	緑内障の病態における循環障害の意義について最新の知見をもとに演習する。	根元	眼科研究室
木	18:00～19:30	通年	4	講義	眼科学一般	眼科各領域の最先端の知識を学ぶ。(別紙参照)	※各担当者	未定
金	17:00～21:30	後期	2	実習	糖尿病と眼循環	糖尿病における循環障害の機序を解明するため実習を通じて学ぶ。	喜田	眼科研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～21:30	通年	4	実習	網膜疾患と血液網膜柵	種々の網膜硝子体疾患における血液網膜柵破綻の機序を実習を通して学ぶ。	大須賀	眼科研究室
火	17:30～19:00	通年	2	演習	角膜疾患の病態解明	種々の角膜疾患の病態について、分子生物学的解析の演習を行う。	田尻	眼科研究室
木	17:00～21:30	後期	2	実習	視覚電気生理	種々の眼疾患における電気生理学的検索を実習を通じて行う。	廣川	眼科研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	画像診断	診断のための読影を実習する。	小林	眼科医局

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

第一学年　眼科学一般（別紙）

4 月11日	日本眼科学会総会予演会、大学スタッフの話題提供
4 月25日	招待講演、教室員の話題提供
5 月16日	ロービジョン学会予演会、大学スタッフの話題提供
5 月30日	大阪眼科集談会予演会、特別講演
6 月 6 日	弱視斜視学会・小児眼科学会予演会、糖尿病眼学会予演会、教室員の話題提供
6 月27日	フォーサム学会予演会、招待講演
7 月11日	眼循環学会予演会、症例検討
7 月25日	大阪眼科集談会予演会、招待講演
8 月 1 日～ 8 月30日	夏期休暇中のため休み
9 月12日	症例検討、緑内障学会予演会
9 月26日	症例検討、大阪眼科集談会予演会
10月10日	症例検討、AAO 予演会
10月24日	症例検討、招待講演
11月 7 日	症例検討、臨床眼科学会予演会
11月21日	症例検討、網膜硝子体学会予演会、神経眼科学会予演会
12月12日	症例検討、招待講演、大阪眼科集談会予演会
12月26日	症例検討
1 月 9 日	眼科手術学会予演会
1 月23日	症例検討、大阪眼科集談会予演会
2 月13日	症例検討、角膜学会予演会
2 月27日	症例検討
3 月 6 日	症例検討、招待講演
3 月27日	日本眼科学会予演会、症例検討、大阪眼科集談会予演会

※上記の他にも招待講演や症例検討・学位審査予行等を実施する予定です。決定次第、随時連絡します。

皮　膚　科　学

【担当教員】

教　　授：森脇 真一

准 教 授：福永 淳

講師(准)：金田 一真

【一般目標】

皮膚科学におけるより高度な専門的知識・技術、研究手法を修得させ、将来の教育・研究・臨床の指導者として皮膚科学の発展に寄与できる人材を育成することを目的とする。

【行動目標】

1）臨床に必要な最新の専門知識・技術を修得し、実行できる。

2）臨床医としての態度を修得し、実行できる。

3）自己の研究分野について自立して研究する知識・テクニックを修得し、研究マインドをもって実行できる。

【授業形態】

講義：皮膚腫瘍についての臨床、病理組織学的知識、発症の分子機構を教授する。

演習：文献抄読、実験データの解析と発表を指導教員とともに行う。

実習：症例ならびに皮膚生検標本の検討を指導教員とともに行う。
指導教員の研究（特に皮膚疾患の分子遺伝学、皮膚アレルギー学、皮膚病理学）や専門医療を補助することにより、皮膚科学の知識、技術、研究手技を修得する。

【予習・復習】

予習：講義資料、抄読用文献などは前もって配布しておき、指導は討論形式で進める。

復習：翌週に短時間試問を行い、復習による理解度を毎回確認する。

【オフィスアワー】

担当教員：森脇 真一、福永 淳、金田 一真

場　　所：森脇（研究棟12階　皮膚科学教授室）
福永（研究棟10階　皮膚科学研究室）、大塚、金田（皮膚科医局）

連絡方法：森脇（内線2375）、福永（内線2244）
金田（内線2355）
※各自担当者に連絡してアポイントの時間、場所を調整してください。

【評価方法】

出席状況、研究態度、診療態度ならびに随時行う口頭試問により総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）皮膚科専門医を取得する、あるいは皮膚科専門医と同等の臨床力を身につける。

2）与えられた研究テーマに関して、最新の皮膚科学の知見を習得し、深い倫理観を持って研究を遂行できる。

3）皮膚科学に関する研究をまとめ、査読のある国内外のジャーナルに投稿し、掲載が受理される。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～19:00	通年	4	講義	皮膚腫瘍学	紫外線と皮膚がん	森脇	皮膚科研究室
水	17:00～21:30	後期	2	実習	分子皮膚遺伝学	遺伝性皮膚疾患の病態解明と分子診断	森脇	皮膚科研究室
木	17:30～20:30	後期	2	演習	皮膚科診断学と皮膚科治療学	文献抄読	福永	皮膚科研究室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	皮膚病理学 1	症例並びに生検標本の検討	金田	皮膚科研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:00～21:30	通年	4	実習	実験皮膚科学	研究皮膚科学に必要な手技義の習得	福永	皮膚科研究室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	皮膚病理学 2	症例ならびに生検標本の検討	金田	皮膚科研究室
金	17:30～19:00	通年	2	演習	皮膚科診断学と皮膚科治療学	文献抄読・データ解析と考察	福永	皮膚科研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

小　児　科　学

【担当教員】

教　　授：芦田 明

専門教授：瀧谷 公隆

診療准教授：島川 修一

特別職務担当教員（准教授）：新田 雅彦

講　　師：松村 英樹

講師(准)：岸 勘太、黒柳 裕一

助　　教：山岡 繁夫、尾崎 智康、吉田 誠司、小田中 豊

【一般目標】

1）臨床的現象の把握に即した問題提起をする。

2）基礎的根拠に立脚した問題解決に対応する。

3）問題解決の対応に即した技術を修得する。

【行動目標】

1）未解決の問題を掘り起こすための知識を修得できる。

2）修得した知識を集約して、問題解決への具体的手掛かりを得る基礎的理解をし得る。

3）その理解の基に、問題解決への手段を模索し得る。

4）その手段を含めて、作業仮説を立て得る。

5）作業仮説を実行するための具体的手段を構築できる。

6）それを実行する技術を身につける。

7）技術により得られた結果の解釈と理解ができる。

【授業形態】

講義：臨床課題や研究方法論に関する基本的知識を教授する。

演習：演習は各学年合同とする。最新論文の方法論を実証するための演習を行う。

実習：指導教員とともにテーマに即した実験、検査を学ぶ。

【予習・復習】

予習：下記の参考図書について、該当箇所を熟読すること。

1）Nelson textbook of pediatrics, 21th ed, Saunders

2）Moss & Adams' heart disease in infants, children, and adolescents, 10th ed, Wolters Kluwer

3）Avery's neonatology: pathophysiology & management of the newborn, 7th ed, Wolters Kluwer

4）Pizzo & Poplack's Pediatric Oncology, 8th ed

5）Textbook of pediatric rheumatology, 8th ed, Elsevier

6）Swaiman's pediatric neurology: principles and practice, 5th ed, Saunders

7）Pediatric gastrointestinal and liver disease, 6th ed, Saunders

8）Pediatric nephrology, 8th ed, Springer

9）Rogers' textbook of pediatric intensive care, 6th ed, Wolters Kluwer

10）Pediatric endocrinology, 4th ed, Saunders

復習：予習の参考書について、該当箇所を再確認すること。

【オフィスアワー】

担当教員：瀧谷 公隆

日　　時：毎週水曜日17：30～18：00

場　　所：小児科学研究室（総合研究棟10階）

連絡方法：内線2376、PHS 56458、メールアドレス（kimitaka.takitani@ompu.ac.jp）

※事前に連絡のこと

【評価方法】

1）出席状況、研究態度を随時評価する。

2）研究論文作成の習得状況を指導教員が評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）共同研究者と協調性を持った行動ができる。

2）研究倫理を理解し、真摯な態度を培う。

【授業内容】

（第１学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～20:30	前期	4	講義	小児科学 トピックス	小児科学領域にトピックス、最新の情報について、指導員が行う抄読会	芦田 島川 松村 山岡	小児科学 研究室
水	18:00～19:30	通年	2	演習	小児医学一般・ 小児神経学・ 新生児学	最新論文の紹介	芦田 島川 新田 尾崎	小児科学 研究室
木	17:00～21:30	後期	2	実習	病態生理学	小児循環器学の基礎	岸 小田中	小児科学 研究室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	分子生物学	ビタミンＥ血中濃度に与える諸因子の解析	芦田 瀧谷 山岡	小児科学 研究室

（第２学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～20:00	後期	2	演習	小児神経学	Journal Club	芦田 島川	小児科学 研究室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	小児心身症学	カウンセリングの実際	吉田	小児科学 研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	小児腎臓病学	腎生検組織診断の実際	松村	小児科学 研究室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

神 経 精 神 医 学

【担当教員】

教　　授：金沢 徹文

准 教 授：西田 圭一郎

講　　師：木下 真也、久保 洋一郎

助　　教：豊田 勝孝、西澤 由貴

【一般目標】

精神疾患をbio-psycho-socio-ethicalモデルとして包括的な対応をめざしつつ、遺伝子工学、画像診断、電気生理学、神経科学等、様々な方法を用いて研究する視点を持つ。

【行動目標】

臨床遺伝学、遺伝子工学、リエゾン精神医学、神経科学等の研究領域についての知識や技術を習得し、研究活動を行う。

【授業形態】

講義：神経精神医学の研究に必要な基本的知識を習得し研究を進めるための方法論を教授する。

演習：関連分野の論文の抄読や研究データの検討を随時行い、学術発表、論文作成の在り方を学ぶ。

実習：指導教員の研究を補助・代行し、各種実験手技・調査手技を獲得する。

【予習・復習】

予習：精神疾患の臨床遺伝学的研究、精神疾患のゲノムワイド相関研究、次世代シーケンサー、近赤外線光トポグラフィー、MRI画像のボリュームメトリー、リエゾン精神医学およびr-TMS療法の基礎における課題について自習しておく。

復習：精神疾患の臨床遺伝学的研究の成果、精神疾患のゲノムワイド相関研究結果、次世代シーケンサーの基本、近赤外線光トポグラフィー解析の応用、MRI画像のボリュームメトリーの成果、リエゾン精神医学における課題の解決手法について学習する。

【オフィスアワー】

担当教員：金沢 徹文

日　　時：毎週月曜日16：00～17：00

場　　所：神経精神医学教室教授室

連絡方法：メールアドレス（tk@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況、研究態度、口頭試問により総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）精神疾患の病態解明のため、科学的方法を用いてその結果までを導き出すことができ、さらにその結果に対して適切な統計学的手法を用いて分析し、考察することができる。

2）臨床上生じた疑問点に対し、適切な研究デザインを組み立て、それから得られたデータに対し客観的な視点で統計処理を行い考察することができる。

3）上記1）もしくは2）によって得られたデータを学術発表し、ピアレビュードジャーナルに投稿することができる。

【授業内容】

（第1学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～21:30	後期	2	実習	精神疾患と脳内物質	意識、睡眠・覚醒、常同行動等に対する脳内の諸物質の作用について、文献的考察と共に、研究方法等について検討する。	金沢 木下	精神科 研究室
水	17:30～20:30	後期	2	演習	リエゾン精神医学	臨床各科との関連領域における疾患の診断・治療に必要な知識を習得する。	金沢 久保	精神科集団 精神療法室
木	17:30～20:30	後期	4	講義	精神疾患の研究方法	種々の精神神経疾患に関する様々な研究方法から論文作成までを概説する。	金沢 西田	精神科集団 精神療法室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	精神科遺伝学	種々の精神疾患の遺伝子を検索し、資料を集積してまとめ、発表する。	金沢 西澤	精神科 研究室

（第2学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	14:00～15:30	通年	2	演習	精神医学一般	種々の精神疾患の症例討議を通じて精神疾患の病態を学ぶ。	木下 豊田	精神科集団 精神療法室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	精神科遺伝学	種々の精神疾患の遺伝子を検索し、資料を集積してまとめ、発表する。	金沢 西田	精神科 研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	精神疾患と脳内物質	意識、睡眠・覚醒、常同行動等に対する脳内の諸物質の作用について、文献的考察を行い、動物実験で実習する。	金沢 木下	精神科 研究室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

口　腔　外　科　学

【担当教員】

教　　授：植野 高章

准 教 授：眞野 隆充

講　　師：中島 世市郎、藤原 久美子

講師(准)：井上 和也

助　　教：小越 菜保子、大森 実知、藤村 尚子

【一般目標】

将来、研究指導者ならびに臨床指導者となり得るための、口腔外科領域に関する高度な知識を習得する。

【行動目標】

1）口腔外科臨床実習に従事し、より高度な知識・技術を習得する。

2）研究を行うための一般的な知識・技術を習得する。

3）口腔外科領域に関する課題につき研究を行う。

4）課題は臨床に即したものとし、独創的な研究を行う。

5）研究結果を学会で発表し、論文としてまとめる。

【授業形態】

講義：口腔外科領域における最新の研究、当教室における研究内容および研究手技につき講義するとともに、口腔外科症例の検討ならびに論文の抄読を行う。

演習：研究課題について、研究結果の分析を行う。

実習：研究を行うにあたり必要な実験手技、解析方法を習得する。

【予習・復習】

予習：過去 2 年間の口腔外科に関する専門領域の資料を指導医より与え、事前に精読しておく。

復習：抄読した論文の考察により、関連すると思われる論文を自分で検索し精読する。

【オフィスアワー】

担当教員：植野 高章、小越 菜保子

日　　時：植野：毎週水曜日10：00～12：00

　　小越：毎週水曜日16：00～17：00

場　　所：口腔外科学研究室（総合研究棟 8 階）

連絡方法：植野：メールにてアポイントを取る（ueno@ompu.ac.jp）

　　小越：メールにてアポイントを取る（nahoko.kogoe@ompu.ac.jp）

【評価方法】

研究態度、研究結果の学会発表ならびに教室内研究成果報告会などを参考に判定し、すべての大学院教員で判定を行う。

（なお、研究結果は論文として、学術雑誌に投稿し受理されること）

【学位授与のために修得すべき内容】

1）倫理講習会の受講

2）日本口腔外科学会教育研修会の受講または、それに准ずるもの

3）日本口腔外科学会総会または、しかるべき専門学会において筆頭者として発表

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	通年	4	講義	口腔外科学一般	口腔外科分野における最新の研究と当教室の研究の説明、ならび最新論文の抄読	植野 眞野 中島 小越	口腔外科研究室 および 第 6 会議室 あるいは カンファレンスルーム
水	17:00～21:30	後期	2	実習	口腔機能管理	口腔ケアと誤嚥性肺炎の研究口腔粘膜炎の発生メカニズム	眞野 小越 井上	口腔外科研究室
木	17:00～20:00	後期	2	演習	咀嚼機能 骨再生の組織研究	咀嚼機能と顎骨代謝に関する実験概要	中島 小越 井上	口腔外科研究室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	口腔疾患の診断	顎口腔領域の画像診断 睡眠時無呼吸症の診断法 (セファロ分析)	中島 藤原 藤村	口腔外科研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:00～19:30	通年	2	演習	硬組織の形態評価法	硬組織再生の組織標本の作製と解析	植野 小越 井上 藤村	口腔外科研究室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	口腔疾患の診断	画像診断解析結果についての検討	眞野 藤原 井上 藤村	口腔外科研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	口腔と全身疾患に関する研究	口腔ケアと口腔内細菌の関連の解析	中島 小越 大森	口腔外科研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

口腔外科症例検討会および抄読会予定

〈前期〉

4月2日（火）	症例検討会
4月9日（火）	症例検討会、予演会（口腔ケア学会）
4月16日（火）	症例検討会、文献抄読会
4月23日（火）	National Dental Center Singapore（NDCS）との共同研究発表会
4月30日（火）	症例検討会、文献抄読会
5月7日（火）	予演会（大阪口腔懇話会）
5月14日（火）	症例検討会、文献抄読会
5月21日（火）	症例検討会、大阪口腔懇話会（特別）講演：未定　学Ⅰ講堂
5月28日（火）	症例検討会、文献抄読会
6月4日（火）	症例検討会、予演会（頭頸部癌学会総会）
6月11日（火）	症例検討会、予演会（日本口腔外科学会地方会）
6月18日（火）	症例検討会、研究経過報告会（大学院生、各研究グループ）
6月25日（火）	症例検討会、文献抄読会、予演会（日本口腔科学会総会）
9月3日（火）	症例検討会、文献抄読会
9月10日（火）	症例検討会、予演会（日本口腔インプラント学会）
9月17日（火）	症例検討会
9月24日（火）	症例検討会、研究経過報告会（大学院生、各研究グループ）

〈後期〉

10月1日（火）	症例検討会、文献抄読会
10月8日（火）	症例検討会、予演会（日本口腔外科学会総会）
10月15日（火）	症例検討会、文献抄読会
10月22日（火）	症例検討会、研究経過報告会（大学院生、各研究グループ）
10月29日（火）	症例検討会、文献抄読会
11月5日（火）	予演会（日本口腔科学会総会）
11月12日（火）	症例検討会、同上
11月19日（火）	症例検討会、文献抄読会
11月26日（火）	症例検討会、文献抄読会
12月3日（火）	症例検討会、予演会（日本口腔科学会地方会）
12月10日（火）	症例検討会、予演会（大阪口腔懇話会）
12月17日（火）	大阪口腔懇話会（特別講演：未定）
12月24日（火）	症例検討会、研究経過報告会（大学院生、各研究グループ）
1月7日（火）	症例検討会、予演会（日本口腔腫瘍学会総会）
1月14日（火）	症例検討会
1月21日（火）	症例検討会、文献抄読会
1月28日（火）	症例検討会
2月4日（火）	症例検討会、文献抄読会
2月18日（火）	症例検討会
2月25日（火）	症例検討会、研究経過報告会（大学院生、各研究グループ）

（大阪口腔懇話会以外は、第六会議室あるいはカンファレンスルームで17:00～20:00まで、予定が変更になることがある）

耳鼻咽喉科・頭頸部外科学

【担当教員】

教　　授：萩森 伸一

診療准教授：寺田 哲也

講　　師：東野 正明、乾 崇樹、綾仁 悠介

助　　教：尾崎 昭子、神人 彪、谷内 政崇

【一般目標】

耳鼻咽喉科学（アレルギー学および頭頸部外科学を含む）の基礎的研究の指導者を育成する。

【行動目標】

臨床に結びついた基礎的研究を目指す。基礎的研究を通じて、その研究の理解だけでなく、論理的思考能力を身につけることにより、臨床における解決能力の向上をはかる。また、研究論文を作成できる能力を身につける。

1）耳鼻咽喉科・頭頸部領域の最先端の話題を説明できる。

2）頭頸部癌の特徴について説明できる。

3）分子生物学的な手技について説明できる。

4）コミュニケーション医学について説明でき、補聴器や代用声帯を正しく使える。

5）側頭骨の手術解剖を説明できる。

6）解剖に基づいた中耳手術について説明できる。

7）鼻・副鼻腔の手術解剖を説明できる。

8）ナビゲーションシステムについて説明できる。

9）医学論文を作成することができる。

10）医学部教育の補助ができる。

11）コメディカル教育を実施できる。

12）耳鼻咽喉科に関連した学会、研究会に自ら参加し発表できる。

【授業形態】

講義：耳鼻咽喉科の各領域における基礎的知識および疾患診断と治療についてのトピックスを教授する。

演習：研究に関連した文献を抄読し、自らのデータをまとめて教室内で発表する。統計学的手法について実例を用いて演習する。

実習：耳鼻咽喉科・頭頸部外科学領域における分子生物学・生化学的研究の手技・アプローチを理解し、その応用を演習する。指導教員が関わる実習では、その性格上、定まった時間に行うことができないこともあるので、時間を随時変更することがある。実習では教員の指導のもと、実際的な手技について自らあるいは教員の補助を行うことによって理解を深める。

【予習・復習】

予習：授業項目について、「新耳鼻咽喉科学」（切替一郎 原著、南山堂）を読んでくること。

復習：参考文献ならびに、「新耳鼻咽喉科学」（切替一郎 原著、南山堂）を読んで復習すること。

【オフィスアワー】

担当教員：萩森 伸一

日　　時：毎週火曜日15：30～16：00

場　　所：耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室１（総合研究棟８階）

連絡方法：PHS 56312、メールアドレス（hagi@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況、研究態度、研究発表内容およびそれに対する口頭試問、作成論文内容によって行う。

【学位授与のために修得すべき内容】

１）耳鼻咽喉科・頭頸部外科学の subspecialty 分野で一つ以上の課題について、基礎もしくは臨床研究を担当教員の指導のもと、自ら研究の立案・実施し、発表・論文作成を自ら行うことができる。

２）自ら得た研究結果を従来の研究と比較検討し、新知見や相違点について解釈することができる。

３）発表論文を英文で作成し、欧文誌へ投稿することができる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	前期	2	講義	耳鼻咽喉科学 頭頸部外科学	耳鼻咽喉科疾患の診断・治療戦略	神人	66病棟 カンファレンスルーム
	18:30～21:30	通年	4	演習	耳鼻咽喉科学	文献抄読・発表・データ検討	尾崎 谷内	耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科学 教室
木	17:00～20:00	通年	2	実習	耳鼻咽喉科学 免疫学	アレルギー性鼻炎の組織免疫学的分析	寺田	耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科学 教室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～18:30	後期	2	講義	耳鼻咽喉科学	耳鼻咽喉科疾患の診断・治療戦略	萩森	66病棟 カンファレンスルーム
水	17:00～21:30	通年	4	実習	耳鼻咽喉科学 耳科学	側頭骨解剖実習	綾仁	耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科学 教室
木	17:00～20:00	通年	2	実習	耳鼻咽喉科学 免疫学	好酸球性副鼻腔炎の組織免疫学的分析	乾	耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科学 教室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	耳鼻咽喉科学 頭頸部外科学	頭頸部癌の遺伝子学的分析	東野	耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科学 教室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

産　婦　人　科　学

【担当教員】

教　　授：大道 正英

准 教 授：林 正美、藤田 太輔

講　　師：恒遠 啓示、田中 智人

講師(准)：田中 良道、藤原 聡枝、劉 昌恵、永易 洋子

助　　教：古形 祐平、森田 奈津子、橋田 宗祐、丸岡 寛、寺田 信一

【一般目標】

産婦人科各領域における臨床での不明点を、分子生物学的、遺伝子解析、タンパク発現の解析、タンパク分析によるシグナル解析、動物実験等手法を用いて明らかにする。その結果をふまえて、臨床研究等に応用していく。

【行動目標】

研究に必要な以下の手技を修得する。

1）遺伝子学的手技（RT-PCR, Real time PCR, mutation analysis, siRNA, promoter array）

2）免疫・細胞・組織学的手技（免疫組織染色、細胞培養、MTS, invasion assay）

3）生化学的手技

4）内分泌・代謝データの解析方法（ELISA）

5）動物実験（腫瘍治療モデル、妊娠高血圧症モデル、子宮内膜症モデル）

6）コンピュータの解析整理したデータを解析し、そこに包含される課題あるいは問題点を指摘できる。

7）課題あるいは問題について文献的調査・研究を行うことができる。

8）課題あるいは問題を解決するために独自の仮説を立てることができる。

9）仮説を証明あるいは否定するために、実験あるいは調査を実施できる。

10）実験あるいは調査の結果をまとめることができる。

11）学会や研究会に提出する抄録を書くことができる。

12）学会や研究会で自らの研究内容を発表できる。

13）論文原稿を書くことができる（できる限り英文で）。

14）論文原稿を投稿して、エディターまたはレフェリーと円滑な議論を行うことができる。

15）実験あるいは調査について、次の宣言・法令などに照らして倫理的配慮ができる。

16）ヘルシンキ宣言

17）疫学研究に関する倫理指針

18）ヒトゲノム研究に関する基本原則

19）ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針・細則

20）感染症および感染症患者の医療に関する法律

21）組換え DNA 実験指針

22）ルールに従って書類申請ができる（学位申請様式甲 1 ～ 4 を揃えることができる）。

23）教育的・指導的立場に立って自らの論文を評価できる（学位申請様式甲 5 及び甲 6 案を書くことができる）。

【授業形態】

講義：産婦人科領域における基礎的研究に必要な遺伝子学的手技（RT-PCR, Real time PCR, mutation analysis, siRNA, promoter array）、免疫・細胞・組織学的手技（免疫組織染色、細胞培養、MTS, invasion assay）、生化学的手技、内分泌・代謝データの解析方法（ELISA）、動物実験（腫瘍治療モデル、妊娠高血圧症モデル、子宮内膜症モデル）など研究上必要な基本的知識及びその取り扱い上必要な知識を教授する。

演習：演習は各学年合同とする。学術発表の在り方について文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。各学年院生への指導を他の学年院生が見学することによって、自らの能力を自己評価し、反復重積して学術発表の在り方を学ぶ。

実習：指導教員の研究あるいは実務に関わる実習は、原則として一定の日時を定める。しかしながら、実習の性格上、日時を指定できない場合がある。そこで、随時連絡して変更する。指導教員の研究あるいは実務を補助・代行することにより、各種実験手技・調査手技を習得する。

【予習・復習】

予習：腫瘍の発生および転移・浸潤メカニズムについて分子生物学的理解を参考書等を用いて理解を深めておく。

復習：授業内容を再度テキストなどを用いて知識の確認を行う。

【オフィスアワー】

担当教員：藤田 太輔

日　　時：毎週金曜日 13:00～14:00

場　　所：産婦人科学研究室（総合研究棟10階）

連絡方法：PHS 56393、メールアドレス（daisuke.fujita@ompu.ac.jp）

※医局長に電話し、教員との面談の時間を設定する。

【評価方法】

1）出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

2）研究進捗状況を毎月行うリサーチカンファレンスで発表し、指導者の評価を受ける。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）学会や研究会で自らの研究内容を発言できる。

2）論文原稿を書くことができる。

3）研究内容についての仮説を証明あるいは否定するために、実験あるいは調査を実施できる。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～20:30	後期	2	演習	婦人科腫瘍学	腫瘍の発生、病態と浸潤・転移の制御に向けて、分子生物学的解析を行う	恒遠 田中智 古形	研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	婦人科腫瘍学	分子生物学的解析、細胞培養、遺伝子解析、タンパク分析によるシグナル解析、動物実験	田中良 藤原	研究室
木	18:00～19:30	通年	4	講義	産婦人科一般	産婦人科各領域の最先端の知識を学ぶ	大道	研究室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～20:30	後期	2	演習	女性の内分泌・解剖学	思春期・更年期・老年期の内分泌異常及び、骨盤臓器脱に関する研究	大道	研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	生殖・内分泌学	受精、胚の発生から着床に関する分子生物学的解析、遺伝子解析、シグナル解析、動物実験	林 劉	研究室
木	17:00～21:30	通年	4	実習	周産期学	胎児の発育と分娩の分子生物学的解析、遺伝子解析、タンパク分析	藤田 永易	研究室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

一般・消化器外科学

【担当教員】

教　　授：李 相雄

准 教 授：朝隈 光弘

診療准教授：富山 英紀

特別任命教員(教授)：岩本 充彦

講　　師：米田 浩二、木村 光誠、谷口 高平（トランスレーショナルリサーチ部門）

助　　教：今井 義朗、田中 亮、濱元 宏喜、川口 直、富岡 淳、松尾 謙太郎、島 卓史、河野 恵美子

【一般目標】

外科治療の対象疾患（悪性腫瘍、炎症性疾患、小児疾患、乳腺疾患、内分泌疾患、慢性退行性疾患）について、診断と治療に関する専門的な知識を習得するとともに、その病態究明と新治療法の確立に向けた研究能力を養うこと。

【行動目標】

臨床面では各疾患の病態把握と手術治療における介助、または管理経験を積む。研究面では、病理学、生化学、解剖学、免疫学、医療統計学、疫学などの各分野における分子生物学や遺伝子工学そしてデータサイエンスなど最新の研究手法などに精通して独創的な展開をはかる。

【授業形態】

講義：外科学、特に腫瘍外科に関しての基本的知識、および癌の発育・進展についての臨床病理、さらに外科治療への応用について講義する。

演習：指導教員とともに症例を受け持ち、必要な検査は主として術者として行い、個々の症例についての診断能力を身につける。またその手術適応と術式を他の担当医とともに討議しながら決定する。

実習：受け持ちの患者については指導教員とともに手術に参加し、術者または助手としての手術経験を積む。術後管理は指導教員の指導を受けながら中心的役割を担い、またレジデント、研修医、学生などへの指導を通じて自らの知識も深める。これらの実習を通じて得た知識や疑問点をもとに、新たな治療法の開発や実験的研究に展開させる。

【予習・復習】

予習：講義内容を確認のうえ、大学図書館、医局図書、大学オンラインジャーナルを活用して行う。

復習：同上

【オフィスアワー】

担当教員：教授以下、医局員一同

日　　時：［臨床カンファレンス］毎週火・木曜日 8：00～ 9：30

［研究カンファレンス］毎週火曜日　　17：30～18：30

※上記時間を中心に積極的に教員へ質問を行い、実践的な知識を身につける

場　　所：C 5 病棟カンファレンス室

連絡方法：朝隈 光弘（医局長）

【評価方法】

1）週二回の臨床カンファレンス、週一回の研究室カンファレンスに出席し、臨床症例や研究成果を発表する。

2）出席状況、研究態度および適宜行う口頭試問により総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）消化器癌や乳癌の発生、進展に対する基礎医学知識

2）消化器外科、乳腺外科領域における臨床研究の構築法

3）基礎または臨床研究データの解析法とまとめ方

【授業内容】

（第１学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	18:30～20:00	通年	4	講義	外科学一般	癌の発育・進展について 臨床病理学的検討と外科治療への応用	今井 谷口	Ｃ５病棟 カンファレンスルーム
水	17:00～20:00	後期	2	演習	腹部疾患の診断と手術適応	症例について診断の進め方手術適応並びに術式を検討する（小児を含む）	富山 富岡	Ｃ５病棟 カンファレンスルーム
木	17:00～21:30	後期	2	実習	討論、術後管理	病棟にて術後の患者管理を指導する（乳腺）	木村 濱元	Ｃ５病棟
金	17:00～21:30	後期	2	実習	討論、術後管理	病棟にて術後の患者管理を指導する	李 朝隈	Ｃ５病棟

（第２学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～21:30	通年	4	実習	術前管理	病棟にて手術の術前管理を検討する	朝隈 米田	Ｃ５病棟
水	17:00～21:30	通年	4	実習	討論、術後管理	病棟にて術後の患者管理を検討する	岩本 田中亮	Ｃ５病棟
金	17:30～19:00	通年	2	演習	腹部疾患の診断と手術適応	症例について診断の進め方、手術適応ならびに術式を検討する	川口 松尾	Ｃ５病棟 カンファレンスルーム

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

胸　部　外　科　学

【担当教員】

教　　授：勝間田 敬弘
専門教授：根本 慎太郎
特務教授：花岡 伸治
診療准教授：大門 雅広
講　　師：佐藤 澄
講師(准)：小澤 英樹、神吉 佐智子
助　　教：岡本 順子、文元 聰志

【一般目標】

科学的知識を取得し、論理的思考力を養う。臨床現場における医学的諸問題を基礎科学的手法を用いて探究し、その解決法を構築する。

【行動目標】

実地臨床に即したテーマを選び、自立した研究活動を行い、独創的な発想で解決をはかる。

【授業形態】

講義：心臓血管外科学と呼吸器外科学に関して、研究上必要な基本的知識及びその取り扱い上必要な知識を教授する。
演習：学術発表の在り方について文献あるいは自らが行っている研究のデータを教材として演習する。各学年院生への指導を他の学年院生が見学することによって、自らの能力を自己評価し、反復重積して学術発表の在り方を学ぶ。
実習：実験室、研究室を主たる場とする。初期実習として、自らの研究に必要な手技を担当教員の指導下に習得する。又、指導教員の研究あるいは実務に参加し、各種実験手技、調査手技を習得する。実習における自立性を尊重しつつ初期実習の成果を基に、その応用、展開を促す。

【予習・復習】

予習：予め指定された文献（書籍、論文など）を授業までに読み、その内容について講義中に発表し、評価を受ける。
復習：講義内容の疑問点を整理し、講義終了時にそれを解消すべく教員との質疑応答時間を設置する。

【オフィスアワー】

担当教員：岡本 順子
日　　時：毎週火・木曜日19：00～22：00
場　　所：胸部外科学教室研究室（総合研究棟８階）
連絡方法：内線2681

【評価方法】

1）出席状況、研究態度および適宜行う口頭試問により総合評価する。
2）各種法人等の認定する資格を取得したものについては、認定等に関わる規程のコピーと認定証のコピーを担当教員に提出する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）自らの研究活動に関して、その計画立案から論文発表に至るまでの各段階において、教室の研究活動報告会で十分な論理性をもってその内容を提示でき、質疑応答に耐える知識を備えること。

2）全国的学術集会において、研究活動の成果を演者として発表できること。

3）英文論文の読解力を十分有すること。

【授業内容】

（第１学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～20:30	後期	2	演習	心臓電気生理	不整脈の外科治療	岡本	胸部外科研究室
水	17:00～21:30	後期	2	実習	周術期管理	心大血管・呼吸器手術の術後管理	根本	胸部外科研究室
木	17:00～21:30	後期	2	実習	体外循環	体外循環及び補助循環の病態生理	大門	胸部外科研究室
金	17:30～20:30	後期	4	講義	弁膜症	弁膜症の外科治療	勝間田 小澤	胸部外科研究室
					虚血性心疾患	虚血性心疾患の外科治療		

（第２学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～21:30	通年	4	実習	再生医療	心疾患に対する再生外科	根本 神吉	胸部外科研究室
木	17:30～19:00	通年	2	演習	脈管疾患	大動脈疾患の外科治療	勝間田 岡本	胸部外科研究室
					心筋保護	開心術中の心筋保護		
金	17:00～21:30	通年	4	実習	腫瘍性呼吸器疾患	肺癌の外科治療	花岡 佐藤 文元	胸部外科研究室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

脳 神 経 外 科 学

【担当教員】

教　　授：鰐渕 昌彦

特別職務担当教員（教授）：高見 俊宏

准 教 授：川端 信司

診療准教授：古瀬 元雅

講　　師：野々口 直助、平松 亮

特別職務担当教員（講師）：亀田 雅博

講　　師：矢木 亮吉

助　　教：二村 元

【一般目標】

急速に進行する高齢者社会の中で、脳卒中や認知症などを対象とする脳神経外科学に対する関心と要望は年々高まっている。このような時代背景の中で、脳神経外科専門医のみでなく、あらゆる領域の医師に要求される脳神経外科の知識は多い。全人的教育を通して、これらの専門知識を身につける。

【行動目標】

1）脳神経外科領域における対象疾患の病態、診断、管理、治療などを理解する。

2）脳神経疾患に対する最先端の診断と治療を経験し、その知識を会得する。具体的には各エキスパートが以下を指導する。

① 画像や神経モニタリングによる脳機能評価

② 脳腫瘍に対するアミノ酸トレーサーを用いた PET による病態解析

③ 上記 PET による腫瘍特異的粒子線治療であるホウ素中性子捕捉療法（BNCT）（原子炉および世界初加速器中性子発生装置を用いて）

④ SRS, IMRT 等の高度高線量照射

⑤ 脳放射線壊死に対する抗血管新生阻害薬による治療

⑥ 脳血管障害に対する、各種血管内治療

⑦ 適正な頭蓋内圧コントロールに基づく水頭症に対する先進的治療（神経内視鏡も含む）

⑧ アミノレブリン酸を用いた脳腫瘍細胞の術中可視化

【授業形態】

講義：脳神経外科領域の疾患に対する診断と治療に必要な知識を教授する。

演習：動物を使って臨床と同様の病態を作成し、これに対する治療を行う。

実習：指導教員の下で、各種実験手技や臨床データの取り方や評価方法を習得する。

【予習・復習】

予習：予定されている講義および研究会のテーマに関する専門書に一読し、予め基礎知識を得ておく。

復習：講義および研究会の内容で用いられた主要論文を検索し抄読する。

【オフィスアワー】

担当教員：野々口 直助

日　　時：毎週火曜日19：30～20：30

場　　所：脳神経外科医局

連絡方法：内線2363

【評価方法】

出席状況、研究態度、口頭試問により評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）英文で学術雑誌などを読んで情報を収集し、独自の研究をまとめることができる。

2）未解決の現象を解明するために、倫理的思考力と推論力を駆使して研究・実験計画を立てることができる。

3）基礎実験や臨床のデータを客観的に評価し、まとめることができる。

【授業内容】

（第１学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	18:00～19:30	通年	2	演習	脳神経外科疾患の診断と治療－1	脳神経外科疾患の神経学・画像診断学	鰐渕	脳神経外科医局
水	17:00～20:00	通年	2	実習	脳腫瘍の放射線治療	SRS、IMRT、中性子捕捉療法など	川端	脳神経外科医局
木	18:00～21:00	通年	2	実習	水頭症	水頭症の診断と治療の実際	野々口	脳神経外科医局
金	18:30～20:00	通年	4	講義	脳神経外科学一般	脊髄腫瘍の治療と最新の脳神経外科学	高見 古瀬	脳神経外科医局

（第２学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	18:00～19:30	通年	2	演習	血管内治療	血管内治療の適応と方法	矢木	脳神経外科研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	脳神経外科疾患の診断と治療－2	各種脳神経外科疾患の治療	亀田	脳神経外科研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	血管内治療	血管内治療の実際	平松	脳神経外科研究室

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

整　形　外　科　学

【担当教員】

教　　授：大槻 周平

准 教 授：三幡 輝久、馬場 一郎

講　　師：横田 淳司

講師(准)：嶋 洋明、岡本 純典、長谷川 彰彦、中矢 良治、藤城 高志

助　　教：羽山 祥生、藤野 圭太郎、宇佐美 嘉正、東迎 高聖、若間 仁司

【一般目標】

1）整形外科の取り扱う主要な器官、組織について、その発生、生理、病理、起こりやすい障害を理解する。

2）運動器のバイオメカニクスを学習する。

3）運動器疾患・障害の発生機転ならびに修復機序を理解する。

4）運動器疾患に対する治療の原則を習得する。

5）整形外科学の基礎的ならびに臨床的研究の進め方を会得する。

【行動目標】

1）主要な、あるいは特定の疾患についての病態を分析する。

2）特定の疾患に対する特殊検査法に習熟する。

3）個々の専門的治療法について適応を定めるとともに、適切にそれを行い得る技量を身につける。

4）疾患の予後、治療成績を判定し得る解析能力を身につける。

5）運動器疾患の病態の解明、治療の進歩を見据えた基礎的研究を行う。

【授業形態】

講義：運動器の解剖、生理、病理、病因、病態と治療などに関する基礎的知識を教授する。

演習：脊椎・脊髄疾患と関節疾患に関する重要論文から問題点を抽出し、教室の症例を教材としてこの問題点を解決すべく演習を行い、同時に研究発表の仕方も学ぶ。

実習：運動器疾患・外傷に対する臨床ならびに関連する基礎的実験を指導教官のもとに実習し、運動器疾患・外傷への理解を深めると同時に実験手技をも体得する。

【予習・復習】

予習：整形外科の基礎

運動療法のための機能解剖学的触診技術　上肢編／下肢、体幹編　林典雄（メディカルビュー社　2015年）

復習：予習項目と同じ書籍を用いて行うこと。

【オフィスアワー】

担当教員：各担当教員

日　　時：毎週月曜日のカンファレンス終了後

場　　所：整形外科医局集合

連絡方法：各自担当教員へ連絡

【評価方法】

出席、研究結果の報告（学会や研究会での報告を含め）などを総合して評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）日本整形外科学会認定整形外科専門医（もしくはそれに準ずるもの）を取得する。

2）整形外科学に関する論文をまとめ、資料を作成して抄読会で発表する（2回)。

3）整形外科研究発表会に参加して、自分の研究の進捗状況を報告すると共に、他の研究者の研究に対して科学的、批判的に建設的な意見を述べる（年2回)。

【授業内容】

(第1学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～20:30	後期	4	講義	整形外科の基礎	運動器の解剖と病態	横田 若間	整形外科 研究室
水	17:30～20:30	後期	2	演習	関節軟骨の基礎	実験方法とその手技	大槻 岡本	整形外科 研究室
木	17:00～21:30	後期	2	実習	変形性関節症	病態、診断ならびに治療	三幡 嶋	整形外科 研究室
金	17:00～21:30	後期	2	実習	臨床研究の実際	デザイン、方法、統計分析など	藤城	整形外科 研究室

(第2学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～21:30	通年	4	実習	運動器の生体力学	基礎と応用	長谷川 藤野	整形外科 研究室
水	17:30～19:00	通年	2	演習	脊椎・脊髄疾患	病態、診断ならびに治療	馬場 宇佐美	整形外科 研究室
金	17:00～21:30	通年	4	実習	超音波検査	基礎知識、手技ならびに診断	中矢 羽山	整形外科 研究室

(第1～3学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

放 射 線 診 断 学

【担当教員】

教　　授：大須賀 慶悟
専門教授：山本 和宏
准 教 授：小森 剛
講　　師：中井 豪
助　　教：重里 寛、山本 聖人、東山 央、松谷 裕貴

【一般目標】

放射線診断学全般に関する造詣を深め、画像診断、核医学や画像下治療（IVR）の進歩を通じて、患者さんに最適でより負担の少ない医療の実現に貢献することを目的とした研究を行う。

【行動目標】

全身様々な臓器・器官の疾病を対象に、CT・MRI・PET などの医用画像を駆使して病態の究明・可視化に挑む研究を行う。
さらに、血管造影や CT ガイド下穿刺を駆使して低侵襲的で臓器・機能の温存可能な IVR の安全性や精度を高める研究を行う。

【授業形態】

単純 X 線・CT・MRI・核医学などの画像診断および血管造影・CT ガイド下穿刺などの IVR に必要な知識を講義、演習、実習を通して、臨床画像の読影や IVR 手技を学ぶ。

【予習・復習】

予習：放射線診断学ホームページにおける、教育・研究活動について学習すること。
復習：同上

【オフィスアワー】

担当教員：大須賀 慶悟
日　　時：金曜日12：00～13：00
場　　所：医局
連絡方法：内線 2386

【評価方法】

出席状況、研究態度、および随時行う口頭試問により総合評価するとともに、研究成果の学術集会発表や論文について評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）症例検討会・研究ミーティングへの参加

2）症例画像ティーチングファイルの構築

3）全国の放射線医学関連学会での発表

4）国際学会での英語発表

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	前期	2	講義	放射線診断学	放射線診断学総論	大須賀	教授室
水	17:00～21:30	前期	2	実習	放射線診断学	胸部の画像診断	大須賀	研究室
木	17:00～18:30	後期	2	演習	放射線診断学	頭部の画像診断	東山	研究室
金	17:30～19:00	後期	2	講義	放射線診断学	消化器疾患の画像診断	山本聖	研究室

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～21:30	前期	2	実習	放射線診断学	非血管系 IVR の現状と実際	松谷	研究室
火	17:00～21:30	後期	2	実習	放射線診断学	血管系 IVR の現状と実際	山本和	研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	放射線診断学	各種疾患の核医学（RI/PET）診断の実習と討議	小森	研究室
木	17:00～21:30	前期	2	実習	放射線診断学	泌尿生殖器の画像診断	重里	研究室
金	17:00～20:00	後期	2	演習	放射線診断学	女性医学の画像診断	中井	研究室

（第 1 ～ 3 学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

放 射 線 腫 瘍 学

【担当教員】

教　　授：二瓶 圭二

講　　師：新保 大樹

特別職務担当教員（講師）：呼 尚徳

助　　教：吉岡 裕人、武野 慧、中田 美緒

特別職務担当教員（助教）：柿野 諒

【一般目標】

医学の発展に放射線医学がどのように関わり、貢献しうるかを明らかにするために放射線医学全般に関する造詣を深め、放射線腫瘍学の進歩に貢献することを目的とした研究を行う。

【行動目標】

放射線腫瘍学を軸として、生物学的、物理学的要素を加味し、悪性腫瘍の治療成績の向上と副作用の軽減を目的とした研究を行わせる。

【授業形態】

講義、演習、実習からなる放射線腫瘍学における必要な知識を講義し、放射線治療の適応判断、治療計画、患者診察の手技等を学ぶ。

【予習・復習】

予習：放射線腫瘍学教室ホームページにおける、教育・研究活動について学習すること。

復習：同上

【オフィスアワー】

担当教員：二瓶 圭二

日　　時：水曜日12：00～13：00

場　　所：教授室

連絡方法：内線 3396/2036

【評価方法】

出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価すると共に、研究成果の学術集会発表や論文について評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）毎週行われる症例検討会への出席

2）日本医学放射線学会総会あるいは日本放射線腫瘍学会学術大会での発表

3）国際学会での発表

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
水	17:00～21:30	後期	2	実習	放射線腫瘍学	胸部の放射線治療	二瓶	6 号館地下実習室
木	17:00～18:30	通年	2	演習	放射線腫瘍学	頭頸部腫瘍の放射線治療	吉岡	放射線治療室
金	17:30～19:00	通年	4	講義	放射線腫瘍学提要	放射線腫瘍学総論	二瓶	6 号館地下実習室

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～21:30	通年	4	実習	放射線腫瘍学	放射線治療計画の基礎	吉岡	放射線医学教室研究室
水	17:00～21:30	通年	4	実習	放射線腫瘍学	緩和的放射線治療	新保	放射線医学教室研究室
木	17:00～21:30	後期	2	実習	放射線腫瘍学	乳癌、前立腺癌の放射線治療計画の検討、密封小線源治療	新保	6 号館地下実習室
金	17:00～20:00	後期	2	演習	放射線腫瘍学	腹部・骨盤の放射線治療	新保	6 号館地下実習室

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

泌　尿　器　科　学

【担当教員】

教　　授：東 治人

准 教 授：稲元 輝生、能見 勇人

診療准教授：上原 博史

講　　師：小村 和正

講師(准)：平野 一

助　　教：辻野 拓也

【一般目標】

泌尿器科領域の疾患、特に腫瘍、排尿機能、移植を中心に、基礎的な研究から診断・治療に至る最新の知識を深く理解する。

【行動目標】

1）泌尿器科学の基礎となる解剖学、微生物学、生理学、病理学、薬理学などを復習し、疾患の病態の理解に務める。

2）一般外科学、腎臓内科学、内分泌代謝学、放射線医学など境界領域の臨床医学との関連を重視し、全身的医学と全人的医療を目指した泌尿器科学を修得する。

【授業形態】

通常、講義様式を主体とするが、演習としては自らの研究テーマの新歩状況を発表する。実習については、指導教員の研究を補助し、実験手技を習得する。

【予習・復習】

予習：授業で行うであろう内容を予め調査し、項目を整理して箇条書きにしておく。

復習：授業で行った内容について整理し、メモあるいは、ノートにまとめておく。
また、理解できていない内容に関してはチェックをして調査しておく。

【オフィスアワー】

担当教員：小村 和正

日　　時：毎週金曜日15：30～16：00

場　　所：Ａ９ カンファレンスルーム

連絡方法：メールアドレス（kazumasa.komura@ompu.ac.jp）
※事前に面談予約が必要となります。

【評価方法】

口頭試問、レポート提出に加えて、研究態度などを参考に総合評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）基礎研究に関する基本的な手技を習得する。

2）臨床データ、あるいは、基礎実験データを的確に解析し、論文を作成する。

3）研究データの臨床へのフィードバック

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	19:30～21:00	通年	4	講義	泌尿器学一般	泌尿器科領域における最新知識を学ぶ	東	A 9 カンファレンスルーム
水	17:30～20:30	後期	2	演習	腫瘍	泌尿器癌の治療戦略	稲元	泌尿器科医局
木	17:00～21:30	後期	2	実習	腫瘍	泌尿器癌の浸潤・転移の分子機構	小村	泌尿器科医局
金	17:00～21:30	後期	2	実習	腫瘍	癌患者の QOL 評価	辻野	泌尿器科医局

(第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:00～21:30	通年	4	実習	腫瘍	泌尿器癌の画像診断	能見	泌尿器科医局
木	17:00～21:30	通年	4	実習	腎移植	移植拒絶反応に対する新規治療法の開発と実験	能見	泌尿器科医局
金	17:30～19:00	通年	2	演習	腎移植	腎移植に対する集学的治療の現況と問題点	平野	泌尿器科医局

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

麻　酔　科　学

【担当教員】

教　　授：南 敏明

特別職務担当教員(教授)：日下 裕介

准 教 授：梅垣 修

講　　師：間嶋 望、中野 祥子、藤原 淳、中尾 謙太

助　　教：門野 紀子

【一般目標】

1）周術期（術前・術中・術後）管理に関する知識と技術を習得する。

2）痛みの発現機構を理解し、臨床に応用する。

【行動目標】

1）合併症（ASA 3 ～ 5 ）を伴った患者の麻酔管理を立案し実施する。

2）経食道エコー（TEE)、BIS、TOF 等を理解し、習得する。

3）ICU 重症患者の全身状態を把握し、管理する。

4）急性痛・慢性痛患者の病態を理解し、治療計画を立案し実施する。

5）痛みの動物モデルを解剖学的・薬理学的・生化学的に理解する。

【授業形態】

講義：麻酔科学・疼痛治療学に関して、臨床・研究上必要な基本的知識を教授する。

演習：最近の麻酔学・疼痛治療学の論文を中心に要約し、抄読会で発表する。学術発表については、臨床症例や自らが行っている研究のデータをカンファレンスで発表する。

実習：指導教員の臨床・研究を補助・代行することにより、各種手技を習得する。

【予習・復習】

予習：「麻酔科学 第11版」金芳堂、「標準麻酔科学 第 7 版」医学書院

復習：過去の麻酔記録、最新の教室の論文

【オフィスアワー】

担当教員：中野 祥子、藤原 淳

日　　時：毎週月曜日　統合講義終了後

場　　所：中央手術棟 1 階カンファレンス室または麻酔科医局

連絡方法：内線　2368、メールアドレス（ane000@ompu.ac.jp）

【評価方法】

1）出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合評価する。

2）日本麻酔科学会、日本ペインクリニック学会、日本集中治療学会、日本心臓血管麻酔学会、日本小児麻酔学会等の認定する資格を取得したものについては、認定証のコピーを担当教員に提出する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）日本麻酔科学会専門医を取得する。
（但し、専門医試験受験資格に経験年数が満たない場合は、認定医で可とする）

2）麻酔科学に関する論文（麻酔科学、ペインクリニック、集中治療、救急医学など）をまとめ、資料を提出すると共に、Journal Club で発表する（各分野 1 回）。

3）麻酔科学に関するテーマを設定し、カンファレンスで講演を行う（2 回）。

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
水	17:00～18:30	前期	2	講義	循環管理	心臓血管麻酔の基礎	日下	麻酔科医局
	18:30～20:00	通年	2	演習	循環管理	TEE の操作	日下	医療技能シミュレーション室
木	17:00～18:30	後期	2	講義	小児麻酔	小児麻酔の基礎	間嶋	麻酔科医局
金	17:00～20:00	通年	2	実習	麻酔科学	気道確保困難の対応	藤原	医療技能シミュレーション室
土	13:00～16:00	通年	2	実習	行動薬理	マウスを用いた痛みの実験	中尾	麻酔科研究室

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
火	17:00～20:00	通年	2	実習	集中治療	重症・術後患者の管理 敗血症治療	梅垣 門野	中央手術室 ICU
金	17:00～20:00	通年	2	実習	疼痛治療学	ペインクリニックの実際	中尾	麻酔科病棟
土	9:30～11:00	通年	2	演習	抄読会	ジャーナルクラブ	中野	麻酔科医局
	13:00～17:30	通年	4	実習	解剖・生化学・薬理学	痛みと中枢神経	藤原	麻酔科研究室

（第 1 ～ 3 学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

形　成　外　科　学

【担当教員】

教　　授：上田 晃一
准 教 授：塗 隆志
講　　師：大槻 祐喜
講師(准)：廣田 友香
助　　教：木野 紘美

【一般目標】

形成外科領域全般にわたる高度な専門知識を習得するとともに、この領域における研究能力を養い、独自の研究目標を確立する。

【行動目標】

1）顔面骨々折・顔面変形・頭蓋変形などの画像診断能力や術前検討能力を修得する。
2）マイクロサージャリーの手技を修得する（微小血管吻合、神経縫合が行えるようになる)。
3）咬合模型や三次元実体模型、ペーパーサージャリーを用いた手術シミュレーションを行う能力を養う。
4）研究の進行状態を月 1 回医局で発表し、研究内容、方法の再検討を行う。
5）日本形成外科学会基礎学術集会での研究発表を義務づける。
6）頭蓋縫合早期癒合症の病態と遺伝型について理解する。
7）カンファレンスでの発表を通してプレゼン能力をつける。
8）臨床サンプルの固定方法、切り出し方法について理解する。
9）基本的な染色法について理解する。
10）臨床研究に必要な手続きを理解する。

【授業形態】

講義：縫合法や皮弁作成法、創傷治癒、形成外科的な傷の愛護的管理、再生医療について教授する。
演習：術前・術後の症例検討を行い、個々の症例についての各論を学ぶ。
実習：真皮縫合や表皮縫合・マイクロサージャリーの手技を実習を通じて学ぶ。

【予習・復習】

予習：すぐわかる統計処理の選び方 東京図書、臨床研究立ち上げから英語論文発表までの極意 原 正彦 著、標準形成外科学 第 6 版．医学書院，形成外科手術書 改訂第 4 版．南江堂，Plastic Surgery（THIRD EDITION）．ELSEVIER，Craniosynostosis 2nd EDITION を挙げる。
復習：参考ジャーナルとして、Plastic and Reconstructive Surgery を挙げる。

【オフィスアワー】

担当教員：塗 隆志

日　　時：毎週木曜日のカンファレンス終了後（19:00頃）

場　　所：形成外科医局

連絡方法：形成外科医局（内線2365）

塗（PHS 56895、メールアドレス takashi.nuri@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況・態度・質問にて理解の程度をはかり、総合評価を行う。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）臨床の中で問題点を探し出し、実験モデルを作成することができる。

2）研究を進めるための方法、計画を導き出すことができる。

3）行った研究をプレゼンテーションすることができる。

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	18:30～20:00	通年	4	講義	形成外科学	形成外科疾患、形成外科手技移植免疫など	上田	医局
水	17:00～18:30	後期	2	講義	形成外科基本手技Ⅰ	研究の進め方 論文の書き方	塗	医局
木	17:00～18:30	通年	2	演習	形成外科的疾患と治療Ⅰ	術前・術後検討カンファレンス	大槻	医局
金	14:00～15:00	通年	4	実習	形成外科基本手技Ⅱ	先天異常の病態と最近の治療法	廣田	医局

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:00～21:30	通年	4	実習	マイクロサージャリー	マイクロサージャリーの手技と実践	塗	医局
木	18:30～20:00	通年	2	演習	形成外科的疾患と治療Ⅱ	症例検討カンファレンス	大槻	医局
金	14:00～15:00	通年	4	実習	シミュレーション外科	三次元実体模型作成とCT読影 咬合模型の作成と応用セファロ分析	廣田	医局

（第１～３学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において 実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

リハビリテーション医学

【担当教員】

教　　授：佐浦 隆一
准 教 授：冨岡 正雄
講　　師：仲野 春樹

【一般目標】

リハビリテーション科専門医を取得するための臨床研修において、自らが疑問に感じたことを研究課題とし、先端的かつ独創的な発想に基づいた研究計画を立案する。この研究計画に沿って研究を遂行し、必要なデータ集積を行う。そして得られた結果を解析し、リハビリテーション医学の発展に寄与しうる論文を作成する。
以上の課程を大学院在籍中に行うことにより、大学院博士課程を修了した医師あるいはリハビリテーション専門職としての高い知識・技能・態度を習得する。

【行動目標】

1）リハビリテーション医学に関する疑問点を抽出し、述べることができる。
2）抽出したリハビリテーション医学に関する疑問点について、文献的検索ができる。
3）疑問点を研究課題に落とし込み、研究課題を解明できるデータが得られる研究計画を立案できる。
4）立案した研究計画に沿って研究を遂行できる。
5）研究により得られたデータを解析し論文化できる。
6）作成した論文について、他の研究者などと適切に議論ができる。
7）大学院生として、医学部ほか、リハビリテーション専門職養成校などで卒前・卒後教育を実践できる。

【授業形態】

講義：リハビリテーション医学の研究に必要な基本的知識を習得し、研究を遂行するための方略を身につける。
演習：各々の研究課題について、その学術的背景（研究課題に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ）、現在までに解明されている点、今後に解明すべき点、関連するトピックスなどを発表し、討論することで研究の到達目標を定める。
実習：各々の研究課題に関連する事項、技術を指導教員のもとで実習することで、自らの知識、技能を問題解決可能なレベルにまで高める。

【予習・復習】

予習：リハビリテーション医学の研究に必要な基本的知識を習得するために、予定している講義内容について担当教員がキーワードを指定するので、そのキーワードで検索をかけた最新の論文の中から、自身の研究に関連する論文を抄読し、その内容について担当教員と討議できるようにまとめておくこと。
復習：リハビリテーション医学の研究遂行に必要な方略を身につけるために、講義内容から自身の研究に応用できそうな研究方法を、関連する項目・内容の演習時に発表できるようにまとめておくこと。

【オフィスアワー】

担当教員：佐浦 隆一、冨岡 正雄、仲野 春樹

日　　時：上記教員にメールで確認する

場　　所：同上

連絡方法：佐浦（教授室）　メールアドレス（saura@ompu.ac.jp）

冨岡（リハビリテーション科医局）　メールアドレス（tomiokamasao@gmail.com）

仲野（リハビリテーション科医局）　メールアドレス（haruki.nakano@ompu.ac.jp）

【評価方法】

出席状況、研究態度および随時行う口頭試問により総合的に評価する。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）日本リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会学術集会などで症例報告を含む研究発表を各々、一回以上、主演者として発表し、その結果を「リハビリテーション医学」および「リハビリテーション科診療」など査読のある雑誌に投稿する。

2）リハビリテーション医学教室で行う抄読会を担当し論文解読能力を高める。また、クリニカルクラークシップなどでの医学生向けの小講義（クルズス）を担当し、学生教育についての経験を深める。

【授業内容】

(第 1 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:00～18:30	前期	2	講義	リハビリテーション医学一般	リハビリテーション医学の最新のトピックス	佐浦 冨岡 仲野	医局
	18:30～20:00	通年	2	演習	急性期のリハビリテーション医学	急性期のリハビリテーション医学のパラダイムシフト	佐浦 冨岡	医局
水	17:00～20:00	通年	2	実習	障害学	各疾患の障害像とリハビリテーション医療の実際	佐浦 仲野	医局
木	17:00～20:00	通年	2	実習	診断・評価学	診断・評価学の最新のトピックス	仲野	医局
金	17:00～20:00	通年	2	実習	治療学	エビデンスに基づく廃用症候群のリハビリテーション医療	冨岡	医局

第 2 学年)

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～18:30	通年	2	演習	リハビリテーション科疾患・演習	リハビリテーション科疾患の症例検討会	佐浦 冨岡 仲野	医局
火	17:00～18:30	前期	2	講義	リハビリテーション医学一般	リハビリテーション医学の最新のトピックス	佐浦 冨岡	医局
水	17:00～20:00	通年	2	実習	障害学	各疾患の障害像とリハビリテーション医療の実際	佐浦 仲野	医局
木	17:00～20:00	通年	2	実習	診断・評価学	診断・評価学の最新のトピックス	仲野	医局
金	17:00～20:00	通年	2	実習	回復期のリハビリテーション医学	回復期のリハビリテーション医学に関わる最新のトピックス	冨岡	医局

(第 1 ～ 3 学年)

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

救 命 救 急 医 学

【担当教員】

教　　授：高須 朗

准 教 授：山川 一馬

講　　師：太田 孝志

【一般目標】

救急医療は医の原点であるという認識に基づき、各専門科の枠組みを離れ、内因、外因を問わず救急傷病者への対応に必要な手技、知識を習得し、高度な医療人としての資質の確立を目的とする。

【行動目標】

1）救急におけるチーム医療の必要性を理解する。

2）災害医療訓練に参加する。

3）地域の病院前救急医療における medical control について理解できる。

4）以下の急性期疾患や病態について診断と治療ができる。

① ショック

② 多発外傷

③ 頭部外傷

④ 胸部外傷

⑤ 腹部外傷

⑥ 熱傷・中毒

⑦ 内科救急疾患

⑧ 中枢神経疾患

⑨ 胸部救急疾患

⑩ 腹部救急疾患

⑪ その他の救急疾患

⑫ 院外心停止患者の診断と救命処置

⑬ 脳死の診断と判定

5）救急医療に関連する学会あるいは法人等の認定する専門医資格を取得する。

6）救急症例を通じ臨床上の課題や問題点などを抽出し指摘できる。

7）臨床上の課題や問題点につき文献検索を行うとともに、解決のための作業仮説が立てられる。

8）作業仮説に基づき実験や臨床調査が倫理的配慮に基づいてできる。

9）実験や臨床調査で得られた結果を学会や研究会で発表できる。

10）発表した内容を論文にまとめ、社会へ公開することができる。

【授業形態】

講義：救急医療を行う上で必要な臨床知識、地域特性をふまえた病院前救急を含む救急医療体制における問題点につき教授する。

演習：救急症例の診断法や治療法あるいは災害時の対応について、机上シミュレーションを行う。
自ら行っている研究データを教材として演習を行う。

実習：各種救急臨床用のシミュレータを用い手技の習得をするとともに、上級医が行う実習指導の補助ができる。

【予習・復習】

予習：外傷初期診療理論と ICLS 実践法について熟知しておく。

復習：症例経過を要約し、論文の abstract をまとめる。

【オフィスアワー】

担当教員：高須 朗、山川 一馬、太田 孝志

日　　時：毎週火曜日16：30～17：30

場　　所：救急医療部医局

連絡方法：高須（56855)、山川（56322)、太田（56858)

【評価方法】

1）出席状況や臨床態度などにより総合的に評価するが、学会や研究会発表に重点を置く。

2）資格取得や発表した内容を論文にまとめることで評価が高くなる。

【学位授与のために修得すべき内容】

1）救急科専門医の取得

2）JATEC™. ICLS などのインストラクターの取得

3）地域メディカルコントロールの管理運営への参加

【授業内容】

（第 1 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
月	17:00～20:00	通年	10	講義	統合講義	統合講義頁を参照してください。		
火	17:30～19:00	通年	4	講義	救急・災害医学総論	心肺蘇生における心臓と脳の relation、ショック等の重要な病態、トリアージなど	高須	救急医療部医局
水	18:30～20:00	通年	2	演習	多発外傷診断と治療（理論と実際）	症例検討、Journal Club	高須 山川	救急医療部医局
木	17:00～21:30	後期	2	実習	心肺蘇生法シミュレーション 1	ICLS 1	太田	救急医療部医局
金	17:00～21:30	後期	2	実習	心肺蘇生法シミュレーション 2	ICLS 2	太田	救急医療部医局

（第 2 学年）

曜日	時　　間	期間	単位	区分	項　　目	内　　容	担 当 者	場　所
水	17:30～19:00	通年	2	演習	内科診断学 院外心停止 脳死判定	内因性救急に関する診断特性（症例検討や Journal Club を通じて）、院外心停止の臨床疫学、脳死例の検討と机上シミュレーション	高須 太田	救急医療部医局
木	17:00～21:30	通年	4	実習	外傷の初期評価と治療シミュレーション 1	外傷の一次観察と蘇生	山川	救急医療部医局
金	17:00～21:30	通年	4	実習	外傷の初期評価と治療シミュレーション 2	外傷の二次観察と治療方針の決定	山川	救急医療部医局

（第 1 ～ 3 学年）

項　　目	期間	単位	内　　容
基礎研究法実習	半期	1	基礎医学系、大学院医学研究科あるいは総合教育のいずれかの研究室において実験・研究手法に関する実習を行う。 詳細は基礎研究法実習頁を参照すること。

＜連 絡 事 項＞

連 絡 事 項

1. 各種書類の提出について

各種願出書、届出書、証明書の交付については、下記に示す書類を必ず本人の署名・押印のうえ、学務部医学事務課に提出する必要があります。

提出書類の様式は、大学院医学研究科ホームページの博士課程「各種申請書」に掲載していますので、必要事項をもれなく記入のうえ、提出してください。

種類	事項
証明書交付願	各種証明書が必要な場合
現住所変更届	住所が変更となった場合
改姓（名）届	改姓（名）した場合　※異動内容が確認できる戸籍抄本（3か月以内）
学外研修許可願	学外研修を希望する場合（勤務先以外の場合に限る）　※事前提出必要
帰学届	学外研修から帰学した場合（海外留学含む）
出張申請書	学会（演者・聴講共）、研究打ち合わせ等に出席する場合　※事前提出必要
出張報告書兼旅費精算書	出張終了後、すみやかに提出
変更届	本学に届け出ている勤務先を変更した場合　※在学・研究承諾書とあわせて提出
在学・研究承諾書	勤務先が変更となった場合、変更届とあわせて提出
保証人等変更届	保証人・保証人住所が変わった場合
単位取得退学願	4年在籍後、学位論文審査を受けずに退学する場合
退学願	在学途中で退学する場合
その他 提出書類	提出時期については学務部医学事務課より連絡

※大学院医学研究科ホームページよりダウンロードできない様式については、学務部医学事務課（大学院担当）までお問合せください。

2. 通学定期・通学証明書について

通学定期乗車券は、学務部医学事務課（新講義実習棟4階）で配布している「大阪医科薬科大学 在籍確認票及び通学定期乗車券発行控」に必要事項を記入し、発売窓口にて学生証とともに呈示すれば購入できます。

交通機関によっては「通学証明書」が必要な場合がありますので、その場合は、各交通機関所定の用紙に必要事項を記入のうえ、学務部医学事務課に提出してください。

なお、通学区間は、現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までとします。

3. 学割証（学生生徒旅費運賃割引証）について

学割証（学生生徒旅費運賃割引証）は、JRが「修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する」ことを目的として、学生が101km以上のJR線を利用する場合に交付を受けることができます。学割証の交付を必要とするときは、所定の用紙に記入の上、学務部医学事務課に申し出てください。

なお、学割証の利用については、次の事項を十分に留意してください。

① 有効期間は、発行日より3か月以内です。

② 記名の本人以外は使用できません。

③ 使用する際は、その裏面の記載事項を厳守してください。
④ 不正に使用した場合は、本人だけでなく、本学の学割制度が取り消される等厳重な処罰を受けることがありますので、絶対に不正使用はしないでください。

4. 自動車・バイク・自転車通学について

自動車通学は、原則として禁止します。ただし、自動車通学を必要とする特別の事情が生じた場合は、本学の許可が必要です。自転車、バイクで通学する場合は、学務部医学事務課へ毎年１回届出をして駐輪許可ステッカーの交付を受け、当該自転車、バイクの見えやすい部分にステッカーを貼ってください。

なお、ステッカーのない自転車、バイクは事前の予告なく撤去する場合があります。

5. 保健管理室について

保健管理室は学生のみならず、教職員等を含めた保健管理業務を行う施設として、総合研究棟１階北側に設置されています。保健管理室では、心身の健康に関する問題が就学の妨げとなることを未然に防止するため、健康の保持増進、疾病の早期発見や予防を目的とし、健康診断や健康相談等の業務を行っています（平日：8：30～16：50、第１・3・5 土曜日：8：30～12：40)。

1）定期健康診断
学校保健安全法施行規則に基づき、定期健康診断を年１回（4 月）行っていますので必ず受診してください。

2）健康相談、カウンセリング
身体の健康に関する問題をはじめ、学業や対人関係のストレスなどの心の健康についての問題に対する相談、カウンセリングを行います。内科、婦人科のほか、精神科の学校医および心理カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じますので、保健管理室に申し込んでください。

3）予防接種
予防接種の日程については、あらかじめ掲示により通知しますが、インフルエンザの予防接種を希望者対象に行っているほか、Ｂ型肝炎ワクチンの接種等も必要に応じて行っています。

4）健康の自己管理
保健管理室には自動式の身長・体重計や血圧計を設置しています。操作も非常に簡単ですので、積極的に自己管理に役立ててください。気分が悪くなった場合など、一時休養のためのベッドも用意しています。万が一、研究中に誤って薬品がかかったりした場合には、速やかに保健管理室に連絡するとともに、指導教授に連絡してください。

6. 学生教育研究災害傷害保険について

大学院在学中、実験・実習などの正課、大学行事、課外活動、大学敷地内における不慮の事故および通学途中・施設間移動中における交通事故等が発生した場合に対する補償制度です。本学医学研究科では、大学院在学中により安心して研究活動を推進できるよう学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険特約および接触感染予防保険金支払特約含む）Ａタイプおよび医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）に全員加入しています（費用は本研究科が負担しています)。

1）傷害等の範囲
① 授業（正課活動）および課外活動等で大学施設内において起きた事故による傷害であること。
② 大学施設外で、大学に届け出た課外活動中に起きた傷害であること。

2）傷害等の内容
正課および課外活動中に起こった傷害等が、保険の対象となります。

3）傷害等が発生した時の手続き

事故が発生した時は直ちに、学務部医学事務課に報告するとともに、必要書類を作成し提出してください。

7. 奨学金給付制度

解剖学、生理学、生化学、薬理学、創薬医学、病理学、微生物学･感染制御学、衛生学･公衆衛生学、法医学、社会･行動科学、医療統計学を専攻する大学院生に対し、在学中の研究活動等を奨励することを目的とし、年間授業料及び教育充実費相当分を給付奨学金として給付します。

8. 本部図書館の利用について

1）開館時間

有人開館時間

・月曜日～金曜日　9：00～21：00（貸出・返却手続は 20：30 まで）

・土曜日　9：00～17：00（貸出・返却手続は 16：30 まで）

無人開館時間

・月曜日～金曜日 21：00～22：00

・土曜日　17：00～21：00

・日曜日、祝日、本学創立記念日（6 月 1 日）　9：00～21：00

※無人開館時には、図書館 2 階・3 階閲覧室での資料の閲覧および複写とニューメディア情報室・生涯学習コーナーが利用できます（研究個室・グループ学習室・地階は利用できません）。

休館日（無人開館も行いません）

・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

※開館時間の変更、臨時の休館については掲示、ホームページ等でお知らせします。

2）利用について

有人開館・無人開館とも、利用には本学発行の「職員証」または、「学生証」が必要です。

退館の際、貸出手続きをしていない資料を持ち出すとアラームが鳴りますので手続きを忘れないようにしてください。

3）館外貸出

貸出冊数と期間			
資料区分	貸出冊（本）数	貸出期間	貸出期間の更新
単行書	合計 10 冊	2 週間	可（1 回のみ）
製本雑誌			不可
未製本雑誌	5 冊	オーバーナイトローン	不可
ＡＶ資料	5 本	1 週間	不可

9. 英文名称

大学院医学研究科　：Graduate School of Medicine

博士課程（4 年一貫制）：Doctoral (Ph.D) Course (four-year system)

授与学位　：Doctor of Philosophy in Medicine